

御金 百兩

右は御国許江家内引越之 御内意被為 在候付ては、

いまた表向不被仰出候得共、仕廻方も可有之候付、極

御内々拜領被仰付候趣にて、御家老島津豊後殿御差函、

御側役豎山武兵衛御取次を以被成下候事、

〔御内用助ニ付御金拜戴〕〔朱カキ〕
一安政二年乙卯五月廿一日

金貳拾兩

山田壯右衛門

右は御内用取扱被仰附置、御老中様方其外江折節御

内使者被仰付、夜分等も被差出候付、為駕籠料已来

御参府年迄御内々被成下候事、

右之通於芝御殿御用部屋御側役勤豎山武兵衛御取次を

以致承知、拜領被仰附候事、

〔眞筆院様御用御頼〕〔朱カキ〕
一安政二年卯九月七日、奥医師東條和山御使を以、眞

華院様 大信院公御末女郡山侯松平申斐守様 より以来御手元御

用向御頼被成度思召候付、御用透々参上いたし候様致

承知候ニ付、何分達 御聴候上御請可申上段申上置候、

左候て其段達 御聴候処、兼て被仰附置候御用向多端

ニ付此涯は御断申上候様ニとの御事ニ付和山迄其段申
出置候事、但是迄御用掛被仰付候御方様多く、繰廻諸所江参上致し、
勤慮しかたく候ニ付、御内々自分より御断申上候事

〔親姫様御用掛〕〔朱カキ〕
一安政二年卯十二月九日、已来親姫様 大信院様御末女にて、
戸田宋女正様江御縁

与、御幼名種 御住居江も罷出、御用向大奥老女申談相勤

候様於澁谷御殿御用部屋、御側役豎山武兵衛御取次を

以被仰附候 但山崎拾・重久玄碩・花謙、右は前以十二月二
日 御直ニ奉承知居候事、

〔牧野侯より賜物〕〔朱カキ〕
一安政二年卯十二月、銀七枚、右は御老中牧野備前守様

より御用人倉澤仁輔御使者を以、兼て御内用向御取次

申上候付、御贈被成候との事にて致頂戴候、達 御聴

頂戴いたし候事 御側役豎山武
兵衛にも同様

〔八ノノ候恩賜〕〔朱カキ〕
一安政二年卯十二月十六日、金拾兩、右は南部遠江守様

御事今日四品御昇進被仰出候ニ付ては、 太守様 聰

徳院様等前以厚御世話被成進、御願立相成、御内使者

等毎々相勤候付、御祝被成、遠江守様御手つから頂戴

被仰付候 太守様・聰徳院様江も達 御聴
候て、御礼申上頂戴いたし候事

〔渋谷御邸引移〕〔朱カキ〕
一安政二年卯十二月廿五日、澁谷御屋鋪内江先度より御

内沙汰にて、御長屋被召建、今日家内召連引移被仰付

候事 但去九月四日近年稀成大地震にて、御府中は勿論芝御殿御破損ニ付、御住居難被為成、同五日渋谷御殿江太守様御始御惣方様御引移被遊、其後追々御家中之内引移被仰付候事

〔篤姫様御用掛〕〔朱カキ〕
一安政三年辰、四月朔日

御納戸奉行

中山次左衛門

御小納戸

山田壯右衛門

岩元太右衛門

右は 篤姫様御儀、近衛様御養女御取結、

公義御縁組御内意ニ付、御用掛被仰付候条可申渡候、

四月 豊後

右之通御側役勤豎山武兵衛御取次を以致承知候事、

〔別働〕〔朱カキ〕
一安政三年辰五月廿三日、富印御用ニ付当分別働被仰

付候段、御側役豎山武兵衛御取次を以致承知候事 但富印様

とは 篤姫様御住居之御称号にて候

〔恩賜〕〔朱カキ〕
一安政三年辰七月三日

金百両

山田壯右衛門

右は所帯方難波ニ付、御取訳を以沖永良部砂糖御利

潤銀之内、右之通被成下候条可申渡候、

七月 豊後

右は菊池藤助并拙者所帯方難波ニ付、御取訳之願申上置候処、豊後殿御差函、御側御用人蒲生郷右衛門より御用触致承知、西筑右衛門名代を以致拝領候事、

但藤助殿ニも同様にて候、尤我々御役場島方名代勤も当分不被仰付難波ニ付、先比同役川上郷兵衛・菊池藤助と申談、御内意被申出置候処、已

来隔年ニ同席兩人ツ、名代申出候ハ、御取訳可有之段御側役豎山武兵衛より致承知、依之兩

人之名前申出置候事、

〔篤君様より恩賜〕〔朱カキ〕
一安政三年辰十一月十一日

篤姫様ニ始 篤姫様と申上候、近衛忠熙公御養女 御入 城、十二

月三日將軍家祥公江御内婚姻、十一日御結納、十八日表向御婚姻被為整、御台様と奉称候、右ニ付前後拝領物左之通、

一九月朔日、黒縮緬牡丹御紋附御表 一

一

御裏羽二重御わた添

右は 御入城前 篤姫様御側江被為召、拝領可被
仰付処、御事多ニ付老女岡村并御附之老女幾島両
人御取次を以、於御鈴口拝領、

十一月九日、御懷紙 一枚 但篤君様御自詠御筆、老
女小の島添文御証文有
埋木御文箱 一 但木地玉川之襦袢網代千島厚貝水草色絵
居物御かな物銀減金組築真田 御
卦算 一對 但赤かね梅花竹葉象眼 御脊代式千足
銀福良雀居物

右之通 篤君様東城 御入興以前夕刻より御居間江
被為召、御懇之御意を以御手つから拝領被仰付候、
老女小の島・幾嶋御側ニ相詰、御吸物・御銚子・御
夜食・御後段迄も御側ニて被下之、御盃頂戴其儘
拝領仕候、

一 御召御拾 一 縮細繪葉茶色抱牡丹之
御紋付御模様御振袖
御懸物 一幅 灘ニ獅子之絵勝川法眼
狩野雅信筆
右小の嶋・幾嶋御取次を以拝領、

「聰徳院様より恩賜」〔朱カキ〕
十一月、御三所物一箱 牡丹折枝獅子金銀赤銅色絵、
居物地板赤銅銚子裏囀金 御脊
代千足、
右前条 篤君様御入城ニ付ては、前以 聰徳院様厚御
世話被仰上、今般御都合能被為 整、前後御内用御使

勤万端相動候付御祝被遊、右之通 聰徳院様思召を以
御自手被下之、且亦段々厚 御意をも奉蒙候、御附之
老女菊野 御側ニ相詰居、証文之書附相添、

「寄形公より恩賜」〔朱カキ〕
十二月廿五日、御印籠一提 金地松ニ鶴寿老人高時給厚貝入
形金地月ニ半部萩之
蒔絵可交斎と銘有之 御金 百両 右は今般 御台様御事
近衛家御養女被為 成、御入城御婚姻万端無御滞被為

整、御祝於大奥御座 御二所様御打揃吸物・御銚子御
祝之御膳被召上、詰之御家老嶋津豊後殿始御用人・御
側役・御用掛り之御納戸奉行・御小納戸并御広敷御用
人等御前江被為 召、御祝酒被成下候て、銘々
御前江被召出

御手つから本文之通拝領被仰附候、老女小の嶋相詰候
事、
「恩賜」〔朱カキ〕
十二月廿六日
一 芭蕉布 三端

山田壯右衛門
右は 御台様御事 近衛様御養女御取結 公辺江御縁
与被仰出候御用掛相動候付、右之通拝領被仰付候条可
申渡候、

十二月 豊後

右之通御用人菱刈李之介御取次を以、於芝御殿拝領被仰付候、尤差掛り御用筋有之難罷出、名代を以拝領、

〔御小納戸頭取役替〕〔朱カキ〕
一 安政四年丁巳正月十一日 前日御側御用人勲龜山甚之丞より切紙到来、御請書差出候、左候て当日服紗物麻上下着用渋谷御殿江罷出候、尤髪斗目着用可致寄候処、当分御差障中ニ付、右之通着用可致段、前以被仰渡、

一 御小納戸頭取
一 勤方は迄之通

山田壯右衛門

右未年功は無之候得共、当務分て致精勤、殊御内用向御用拔群骨折候ニ付、旁別段之御取訳を以、右之通御役替被仰付、御役料米是迄之通被下置候、

正月 豊後

右之通於渋谷御殿御客間二階引進、御側御用人蒲生郷右衛門席詰、御側役豎山武兵衛・御側御用人龜山甚之丞・若年寄御家老兼帯鎌田出雲殿列席にて、御家老勤島津豊後殿より最初

御意と被申、右之通被仰渡候、依之御用部屋江御内証之御礼申上、無程 御目見被仰付候、左候て廻勤供廻之儀は当時柄故相略候て、家来式人羽織袴着用為致、

草履取のみ召連候事、

一 明細書左之通御側御用人江差出候、

一 御小納戸頭取勤方は迄之通

一 御役料米是迄之通

一 居所渋谷御屋敷内

一 持高無御座候 一 当巳四拾五才

右は今日御小納戸頭取江御役替被仰付候ニ付、明細書為御見合此段申上候、以上、

正月十一日

名

一 誓詞願一通毎々之振合を以、御小納戸方江差出候、

〔大垣侯より恩賜〕〔朱カキ〕
一 安政四年巳正月十二日、御紋付御小袖 一

右戸田采女正様より御用人上田仁右衛門御使者を以、親姫様御用向毎々相勤候ニ付御贈被成候との趣にて被下候事、

〔鍋島侯より恩賜〕〔朱カキ〕
一 安政四年巳三月、肥前佐嘉侯御分家鍋嶋甲斐守様、御

隠居雲叟様より先年来 太守様江御内分御願之儀有之御家士御留守居大塚忠之助事拙者方江入来、御頼筋御取次いたし来候処、近頃忠之助病死にて跡役森川範吾

同様為御使者入来、 太守様江品々被進、 下拙江も肥
前国住陸奥守忠吉在銘之刀白木鞘入ニて一腰、 加州住
松野弘言作之銀象眼之鏡一掛御贈被成候ニ付、 其段達
御聴頂戴いたし候事、

〔幕府引越御達〕〔朱カキ〕
一安政四年巳三月廿九日

山田壯右衛門

右は思食有之、 御国許江引越被仰付候、 左候て当人儀
は御供ニて致出立候ニ付、 家内之儀は跡より出立いた
し候様被仰付候条可申渡候、

但家内出立頃合之儀は、 追て可被仰付候、

三月 筑後

右之通於芝御殿御家老川上筑後殿御差図、 御用人菱刈
李之介御取次を以被仰渡候、 尤拙者ニは御先番勤方有
之、 名代御納戸書役竹下助太郎江被仰渡候、

但右一件前以御側役豎山武兵衛を以、 御内意被

仰聞、 彼是厚御内分之御取扱御訳合も被為

在候事、

〔御下国御供出立 新之助同様〕〔朱カキ〕
一安政四年巳四月三日、 江戸澁谷御邸 御発駕御供ニて

出立、 且亦新之助儀も同断出立、

但是迄御跡乗御小納戸之儀、 乗物并粹入具足箱ニて
候処、 御省略被 仰出、 此節より台輪粹なし具足
箱為持候様被仰渡候、 然処拙者義は御小納戸頭取
被仰付置候義故、 矢張是迄之通乗物粹入具足箱為
持候、 且亦頭取之儀は中柄為持候処、 此節は引取
候て、 竹馬一荷之儀は是迄通為持候事、

乗物六尺通ニて、 手鎗、 粹入具足箱一荷、 兩掛
四人

一荷、 合羽籠一荷、 竹馬一荷、 本馬一疋、 家来
兩人、 外ニ荷宰領家来一人、 鎗持一人、 草履取
一人、

一伏見御滞在中 近衛様江御参殿之苦ニて、 御用向有之、

宮駅より重久玄碩兩人御先江被差越候、 且亦同十二日
名古屋城尾張中納言様江御使者被仰附、 差越、 彼御方
御用人肥田孫三郎屋鋪江差越候て面会、 御口上申述
被進物等引渡直ニ退去、 夫より前条通 御先江出立、

尤江戸ニて彼御方御同朋頭江問合置相勤候ニ付、 先年
之通宮駅迄案内之者出居、 先江相立候て御城内江差越
候、 尤旅服之儘ニて家来三人草履取召連、 乗物ニて手
鎗合羽籠為持候事、

〔膳所候儀〕〔朱カキ〕

一同十七日、膳所城主本多隱岐守様より御願事ニ付、御

使者御家老村松猪右衛門拙者旅宿江入来、被進物有之、

拙者江も御国産之無尽燈一对御贈有之頂戴、且亦伏見

居住御代官木村惣左衛門殿ニも入来、是亦願事ニて掛

物等到来、何れも達 御聴候て受納いたし候事、

一同月廿日、近衛様江御參殿、御先番相勤候、熨斗目

麻上下着用、左候て夕刻より大奥御居間江御先番之御

家老島津豊後殿・御側役豎山武兵衛・京都御留守居勤

伊集院太郎右衛門・御納戸奉行中山次左衛門并拙者被

為召、

両御所様御初君様方御打揃

太守様江御饗心被進候、御座末ニて御吸物并御銚子・

御取肴類・御夜食被下、銘々従

右府様御盃頂戴被仰付候、退去之節

御染筆之御短冊・御たんざく掛・御扇子等頂戴、尤御

着代三百疋自分より進上いたし候事、

五月廿四日覺府御着城、御供無滞父子共相勤、築地御

用邸長屋江着、

〔直触被入置〕〔朱カキ〕
一安政四年巳五月廿七日

御小納戸頭取

山田壯右衛門

右之通御役被 仰付置候処、定府被成御免候ニ付、

直触被入置候、

五月 大番頭

右之通御用触有之、麻上下着用罷出候処、大番頭島津

隼見殿より御書付を以被仰渡候、承知いたし引入候て

再元之通罷出、御礼申上退去、差引進達掛、右ニ付明

細書左之通差出候御礼廻勤之儀は月番
御家老衆大番頭衆

一御小納戸頭取御小納戸勤 一御役料米四拾八俵

一年四拾五歳 一居所六番組岩崎方限上築地御役

屋鋪

嫡子

山田新之助

一御小姓 一御心付銀四枚弍匁 一年拾四才

一居所同居

右は御役被仰付置候処、定府被成御免候ニ付、直触

被入置、明細帳為御見合此段申上候、以上、

巳五月廿七日 名

〔御田元引越ニ付恩賜〕〔朱カキ〕
一安政四年巳四月

金百両

山田壯右衛門

右は此節定府被成御免、家内共御国許引越被仰附候付、為仕廻料右之通被下候条申渡、可承向江も可申渡候、

四月 豊後

右之通御側御用人蒲生郷右衛門御取次を以、拙者名代今井平九郎江被仰渡頂戴いたし候、左候て同日

金百両

山田壯右衛門

右は此節定府被成御免、家内共御国許引越被仰附候処、兼て御内用向等骨折相動候付、為仕廻料別段御内々より右之通被成下候事、

右之通御側役仙波市左衛門御取次を以、平九郎名代猶亦頂戴被仰附候事、

〔家内被引移〕〔朱カキ〕
一同年五月七日、為仕廻方家内共一応櫻田御屋鋪江引移

候事、

〔家内江出立〕〔朱カキ〕
一安政四年巳五月廿六日、家内江出立、六月廿日 御

国元築地御役屋鋪江一統無事着、右ニ付於江戸表名代今井平九郎より追々申出候留、左之通、

口上覚

一当六拾壹歳

山田壯右衛門

母

一当四拾四歳

右同人

妻

一当四拾式歳

右同人

妹

右は私親類山田壯右衛門事、定府被成御免、家内共御国許引越被仰附、難有仕合奉存候、依之来ル廿六日御当地出立為仕度奉存候間、御免被仰附被下度奉願候、弥願之通被仰付義ニも御座候ハ、何卒三道中御賄料并継駕籠賃等御法之通相渡候様被仰渡被下度は又奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

五月

山田壯右衛門名代

今井平九郎

一 口上覚

山田壯右衛門

母

一台輪駕籠一挺

〔被〕

右同人

一右同 一挺

妻

年四拾四才

但鉄鑿付

右同人

一右同 一挺

妹

年四拾貳才 但同断

一年三拾八才

下女

右は私親類山田壯右衛門事、定府被成御免、家内共

御国許引越被仰付、来ル廿六日出立仕管御座候、依

之禪宗家内右之通御座候間、御関所通御免被仰付被

下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

巳五月

山田壯右衛門名代
今井平九郎

一 口上覚

御小人御草履取勤

西 太郎助

右は私親類山田壯右衛門家内、御国許引越被仰置候

処、女更にて道中筋不馴ニ御座候間、右太郎助相頼

罷下度御座候間、御免被仰付被下度奉願候、此等之

趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

巳四月廿一日

今井平九郎

右追々差出候処、御家老川上筑後殿御張紙を以、願之

通被仰付候、其外平九郎より申出、早川五郎兵衛申談

取扱被呉候、尤家内外ニ早川五郎兵衛養女義も、御中

藤見習被召出、御国元江同立被仰付、下人耆人召連、

且亦平九郎事も詰内ニは候得共御内用有之、御国元江

被差越候段被仰渡同立、其外御兵具方与力田中萬右衛

門・御留守居方小頭大篠笹吉をも被召附、外ニ村越平
吉家内同立にて着、

「堪忍料」〔朱カキ〕
一安政四年巳閏五月六日

堪忍料米六石

山田壯右衛門

右は定府被成御免、御当地引越被仰付候付ては、此

涯取統方難渋之筈候付、其身一世右之通被下置候、

右御格之通可申渡候、

閏五月 伯耆

右之通前日御切紙到来、麻上下着用罷出候処、御家老

嶋津伯耆殿御差函、御用人肝付左門より列席小笠原轍

にて於敷舞台被仰渡候、差引御目付田中七右衛門、御

三役已上御取次御用人江致廻勤候事、

一安政四年巳閏五月廿四日、左之通差出候、

口上覚

私事定府御免被仰附、御国元引越被仰付候付、御

役料米相渡候様被仰渡被下度奉願候、此等之趣被仰

上可被下儀奉願候、已上、

巳閏五月廿四日、

名

〔系門改差出〕〔朱カキ〕
一安政四年巳六月十五日

差出

現人数五人

右は私事定府御免被仰附、御国元引越被仰附候処、
切支丹宗門御大禁ニ付被仰渡趣承知仕候、私家内相
改申候処、右宗旨之者無御座候、若不審成者入来候
ハ、則言上可仕候、以上、

巳六月

名

右之通前以触有之、大番頭方江差出候、左候て再触有
之候節月番之衆宅江差越、印形いたし候事、

〔滑川屋鋪押敷并引移〕〔朱カキ〕
一安政四年巳六月六日

滑川通本相良矢一兵衛

一屋鋪三百八拾七坪

一家

壹軒

山田壯右衛門

右は定府被成御免、御当地引越被仰付候付、家屋敷

右之通被下候条、御格之通可申渡候、

六月 伯耆

右之通前日御用人倉山作太夫より切紙到来、当日麻袴

着用罷出候処、於鋪舞台同人御取次を以被仰渡候、差
引御目付兩人被相詰候、右ニ付御内証御礼御側役江相
付申上、書面一通ツ、大番頭方・御側御用人方・御側
役方江差出候、都て町田善八世話被呉候事、

一同八日、御勘定方より御用申来り、名代安藤彦八江相

頼候処、相良矢一兵衛本屋敷御用地相成候処、山田

宗右衛門江巳六月六日伯耆殿より高橋縫殿御取次を
〔以脱カ〕
被下候旨被仰渡候事、

右之通御書付被相渡、左候て相良方江申談勝手次第引
移、修覆等相済候上見分受度と願出候へは、御勘定方
より被差越見分有之段致承知候、依之七月十二日家内
召連一同引移候事、

但右屋敷御用相成候付ては、相良氏より内々被相願、

家屋敷料表向金式百五拾両、外ニ御内々三拾両相

良江被下候由、御趣法方御用人福崎助八より前以

承り候事、

〔六番組方入〕〔朱カキ〕
一安政四年巳六月十一日

六番組小与三番方限

右之通被召入候間、其段相心得候様大番頭座より致

承知候事、

間、為居屋敷引渡候、仍如件、

〔押領屋敷家作修繕料件敷〕〔朱カキ〕
一安政四年巳六月十七日、御趣法方御用人福崎助八より
左之通致承知、御金相下り候、

安政四年巳八月二日

御勘定所印

御勘定方小頭

寄

三原次右衛門印

本文御作事方賦書通にて御内用計を以代銀相渡、自
分修覆申付候、

川上矢三太印

六月 駿河

右江張紙にて

御作事方銀賦

錢三百四拾四貫三百文

金ニして四拾七兩三分一朱ト錢四拾八文

右ニ付、当日八ツ時頃入来、尤前以肥後直助・安藤彦
八近隣にて追々世話致し被呉、吸物一通り・硯ふた差
身并菅ツ・酒・湯漬・菓子等差出し候事、

差出

〔例年之差出〕〔朱カキ〕
一安政四年巳八月、大番頭座より触有之、左之通差出候、

〔屋敷勘定方より引渡〕〔朱カキ〕
一安政四年巳八月二日、御勘定方小頭三原次右衛門・川
上矢三太、外ニ三人入来、相良矢一兵衛屋敷引渡、
書付卷通持参にて被相渡、麻上下着用難有頂戴いたし
候、書面左之通、

屋敷三百八拾七坪

但四壁山

山田壯右衛門

右は定府被成御免、御当地引越被仰附候付、本相良
矢一兵衛居屋敷右之通壯右衛門江被下之旨被仰渡候

辰八月より巳七月迄何御奉公相勤候哉可申出旨被仰
渡趣承知仕候、依之私事御小納戸相勤、巳正月十一
日御小納戸頭取御小納戸勤被仰付、右月数相勤申候、
尤持高所持不仕候、此段申上候、以上、

巳八月

名

〔一部銀〕〔朱カキ〕
一安政四年巳八月、一分出銀之儀大番頭方より通達有之、
左之通申出候、

差出

錢五拾文 銀ニして五部 現人数五人

右は当巳年人別菅部銀ニして上納仕度奉存候間、納り方被仰渡度奉存候、以上、

但私事定府御免被仰付、御国許引越被仰付、於

江戸手札無御座候、

巳八月

名

願之通初て高持成被成御免候、

八月 下總

「新之助名替」〔朱カキ〕
一安政四年巳八月廿一日、悴新之助事内々無扱名差支之儀有之、渡理と名替為仕度奉願置候処、御附札を以願

之通御免被仰付候付、左之通大番頭方江御届申上候、

口上覚

嫡子

新之助事
山田 渡理

「初て高持成願」〔朱カキ〕
一安政四年巳八月十三日、始て高持成御免被仰付候旨、

先達て願置候書面ニ御張紙を以相下り、尤前日御用人

伊集院隼衛より切紙到来、当日麻上下着用罷出候処、

於敷舞台御用人菱刈空之介列席、隼衛御取次を以左之

通被仰渡、差引御目付圖師崎良助・田中七右衛門、右

ニ付下總殿并御取次前江致廻勤候、

以上、

巳八月廿一日

山田壯右衛門

口上覚

一造士館掛 一演武館掛

私事無高ニて御座候処、漸々高相求申度奉存候間、

初て高持成御免被仰付被下度奉願候、尤初て之御目

見相済申候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

七月廿一日

山田壯右衛門

候、

右江御張紙

十月 下總島津

山田壯右衛門

右之通掛申付候条、時々見廻兼て人物致見聞、心掛宜出精之者有之候ハ、不差置可申出候、此旨可申渡

右之通島津下總殿御差図、御側御用人龜山甚之丞御取次を以被仰渡候、退出後ニて中山次左衛門名代被承呉致承知候事、

〔震餘拜見〕〔朱カキ〕

一安政五年戊午正月元日、年内 近衛様御取伝を以從

禁裏御所御拜戴之 御震翰、御懸物ニ御取仕立相成居

候処、下拙江 御内命被為 在、御居間御床江被為

掛、御熨斗目・御長袴ニ御召替之上改て御拜戴被遊、

下拙江奉拜見候様との

御沙汰ニて難有拜見仕候、左候て御家老之内島津下總

・島津伯耆・島津登・新納駿河并御側役町田主馬・名

越彦太夫江致拜見候様可相達旨

御沙汰ニ就て申達、拙者引進拜見被仰付候、且亦御一

門方之内周防殿計同様御拜見之儀御達申上候様との御

事ニて、下拙より御達申上御案内いたし御拜見被成候、

尤近衛公御添書も一同拜見被仰付、右相濟直ニ御格護

いたし候様被仰付、余人ハ一切拜見不被仰付候事、

〔御建白御相談〕〔朱カキ〕

一同二日 年内從 將軍家被 仰出、近年西洋之五ヶ国

より渡来、御軍備 皇国之御所置等之儀、諸侯方御銘

々御建白被仰上候様との御事ニて、

太守様より御差出し之御建白御下書 御直ニ拜見被仰

付、存寄も有之候ハ、不差置申上候様との御事ニて、

御直書之御書附御下渡被遊候、乍恐少々愚存申上、同

四日奉返上候事、

〔御參府御供〕〔朱カキ〕

一安政五年午正月廿六日

山田壯右衛門

已下三人略ス

右当秋就 御參勤御供被仰付候条可申渡候、

正月 下總

右之通於御側御用人座、御側役町田主馬御取次を以被

仰渡候事、

〔指宿御光越御供〕〔朱カキ〕

一安政五年戊午二月十六日

山田壯右衛門

右は指宿就 御光越、御納戸奉行兼務ニて御供被仰

付候事、

右之通於御用部屋、御側役山口直記御取次を以被仰付

候事、左候て三月六日 御乘馬ニて被為入候、尤拙者

ニは前々四日舟路より、奥御茶道重久玄碩同道御先江差越候、四月九日 御帰府、尤大奥女中等被召連居御跡より帰府之筈、拙者足痛差起旁御跡江相残候様被仰付、折柄風雨等も有之同十二日罷帰候事、

得共、取納借又は壳片付候義共有之候ては、第一御趣意相振別て不可然事候条、此涯右体之義共吃と無之様可申渡候、
三月 下總

〔三拾石余高申請〕〔朱カキ〕
一安政五年午三月五日、御家老島 下總殿御差函、御用人掘四郎左衛門御取次を以、左之通被仰渡候、尤拙者

〔堪忍料送上〕〔朱カキ〕
一安政五年午三月八日、今般高三拾石申請被仰附候付て

義指宿 御光越為御先番差越居候付、御膳番座書役本田岩次郎名代にて相濟候由申来候、御礼廻勤にも不及由ニ候得共、悴渡理義為名代、下總殿并堀氏江差越候由、早川務事も同断、

は、兼々 御直ニ御噂奉伺居候趣有之、追々諸御役場江専廉直筋申論、諸士ニ至て賤陋無之様御内沙汰にて御取次も相勤候義ニ付、旁左之通御湯治先御側役山口直記迄差出候、

御内意之覚

高三拾石

山田壯右衛門

乍恐御内意を以奉願候、私事今般厚 御趣意を以御

右は給地御蔵入高之内右之通申請被仰付候、左候て代銀之儀は、来ル申年迄三ヶ年府上納被仰付候条可申渡候、

三月 下總

一 山田壯右衛門

右は今般給地御蔵入高之内代銀上納申請被仰付、代銀之儀は三ヶ年府上納被仰付候趣は別段申渡通にて不容易難有 御趣意之事候ニ付、心得違は無之筈候

高三拾石申請被仰附、寔以難有仕合奉存候、然処昨年 御当地引越被仰付候付ては、此涯取統方難波之御取訳を以、堪忍料米六石一世被成下置候、右は全持高等も無之、為御救助被成下候御儀にも可有御座哉、於其儀は前文御高申受被仰付候間、乍恐 御時節柄旁奉差上度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、
以上、

但本文願之通被仰付義ニも御座候ハ、当秋收納米

有之迄は、何卒是迄之通被成下度奉願候、已上、

三月

山田壯右衛門

右之通奉願置候処、同年五月同人より右願書被相下、
表向相願候様致承知候、依之即御用人汾陽次郎右衛門
江差出候処、同月十一日御家老島 左衛門殿御差図、
御取次次郎右衛門を以願之通被仰付候、

御付札

山田壯右衛門より御高三拾石申請被

可為願之通候、仰付候付、堪忍料米差上度、左候て

五月 左衛門 当秋收納迄は是迄之通被成下候様願

申出趣有之、

「膳所候賜」〔朱カキ〕
一安政五年午三月十七日

金貳千五百足

右は膳所候本多隱岐守様より 太守様江御願事御取次
相勤候付、御贈相成候趣を以、彼御方御使者村松猪右
衛門を以江戸御屋敷江被差越候由にて、今飛脚便御側
役仙波市左衛門より被差廻候付、達 御聴頂戴いたし
候事 御領分之湖水内臥一条
御都合能御願連候由

「福山候賜」〔朱カキ〕
一安政五年午三月廿七日

金千足

右は御老中阿部伊勢守様より御頼向御用筋御執次いた
し候付、御家来藤田與一兵衛御使を以御贈相成候趣を
以、江戸詰御側役仙波市左衛門より相廻候付、達 御
聴候て頂戴いたし候事 御領分木楯
御商法一条

「遠慮并敷」〔朱カキ〕

一安政五年午四月十九日、御側御用人勤伊十院周右衛門
より、御用之儀有之候間、今日八ツ時新納駿河殿宅江
親類同道罷出候様致承知候、然処先日より不快にて引
入罷出体無之候付、御膳番座書役本田岩次郎江名代相
頼、親類之場同役久保田直八両人差出候処、周右衛門
より左之通御書付を以被仰渡候、右ニ付月代相立、屋
敷門片扉立付相慎罷在候、

遠慮

山田壯右衛門

右は 御仏詣之節差上候御菓子先年被定置候処、去
年閏五月福昌寺 御參詣之節、石原嘉右衛門御品柄
取違差上候を氣不相付、右ニ付ては兼て申談不行届
大形之旨差扣相候、依之右之通被仰付候、

右可申渡候、

四月十九日 駿河

但前文ニ付ては去年閏五月、同役御膳番一統連名を以差扣奉伺置候ニ付、此節右之通被仰付候事

然処同月廿六日、遠慮被仰付置候得共御用之儀有之候間、今八時親類同道駿河殿宅江長髪之儘罷出候様、伊集院周右衛門より申来候付、親類之場ニて平野林左衛門同道罷出候処、左之通同人を以致承知候、尤駿河殿御逢可被成処、差懸り御用筋有之候付御逢為被成筋相心得候様致承知候、

山田壯右衛門

右今日遠慮赦免被仰付候条可申渡候、

四月廿六日 駿河

「足袋願」「朱カキ」
一安政五年午四月廿七日

口上覚

私事足之痛有之歩行難儀仕候付、痛差起候節々、当夏秋中足袋相用候儀御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

右江御張紙

足袋可相用候、

四月 駿河

右之通相願候処、御側御用人有馬舎人御取次を以、御張紙願之通被仰付候事、

「御合力銀」「朱カキ」
一安政五年午五月廿八日

銀壹貫五百目

内七拾五匁 但御供道中片道分重

山田壯右衛門

右は 御參勤御供被仰付候付、江戸拾貳ヶ月往来四ヶ月相込、拾六ヶ月一詰ニして御合力銀右之通被下

置候、

右御格之通可申渡候、

五月 駿河

右之通、御側御用人有馬舎人御取次を以被仰渡候事、

「御扶持米取通返上」「朱カキ」
一安政五年午五月廿三日、指宿御光越御供中御扶持米取

込相成、代錢ニして貳朱金一切、錢八百貳拾壹文上納相済候事、見分猪俣休右衛門、

「高直」「朱カキ」
一安政五年午六月五日

高貳拾貳石三升九合五夕八才

内式拾壹石卷斗六升四合五夕八才

但岩城源七郎方より買取申候、

八斗七升五合

但伊地知直次郎方より同斷

右は内書之通名前持高にて御座候処、私方江永代買取、此節高直可申上候ニ付、被聞召置被下度奉存候、此段申上候、以上、

午五月廿八日

名

右之通御側御用人勤友野市助江差出申候処、島 伯耆殿御聞届被成候旨にて、同人より致承知候事、

〔齊彬公御逝去、御遺言御執次并別嬪願、御葬式御供〕〔朱カキ〕
一安政五年 戊午七月

太守齊彬公去ル十日方より御不列被為 入候処、御痢疾之御容体被為成、御内実は七月十六日朝六ツ時前御逝去被遊候て奉恐入候、右御大切涯十五日夜中拙者、御病床江被為 召、此節は兎角 御全快被遊間鋪と被思召候にて、 御万歳後之御用向段々御沙汰被成置、殊ニ 御家督之御儀、其外別して重大成御用向、明日御家老島津左衛門・新納駿河、御側役堅山武兵衛被為 召、 御直ニ御遺言被成可被為置被思召居候処、何分

御大病被為成候付、壯右衛門より右三人江委細申聞候様ニとの 御沙汰にて、数ヶ条御平常通奉承知何共恐入次第奉存候、左候て無程 御逝去被遊候、依之即刻右三人御病床涯御小座江召呼、 御遺言之御箇条委細申達候事、

一御遺言之内 御手元江被召置候大切成 御内用向御書附類、惣て下拙拝見致し早速焼捨候様ニとの御事にて、御側ニ被召置候御側簞笥之鍵 御直ニ御渡被遊候間、其段も御家老方、御側役江届申出、御長持式ツ計翌日於御庭先焼捨候事、

一御法号

順聖院殿英徳良雄大居士と奉称候、

一七月廿三日福昌寺江 御内葬、其節御脇指之役にて 御棺之御右江御供相動候、

一八月五日夕七半時 御葬式、剃髮葬衣にて前条同斷、御脇差之役にて御供相動候、

右ニ付左之通追々奥向一統願出候処、御小納戸頭取にて拙者、御小納戸にて伊集院中二願之通被仰付候、駿河殿御差図、御側御用人有馬舎人御取次、其外御側役初一役者人ツ、剃髮御供被 仰付候、

口上覚

私事御小納戸頭取御役被仰付置難有相勤申候処、御逝去ニ付ては誠以恐入次第奉存候、是迄段々難有奉蒙 御厚恩候ニ付、御葬式之節剃髮仕御供仕度奉存候間、何卒御免被仰附被下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

七月

名

右江御張紙を以、駿河殿より願之通被仰付候段被仰渡候、

一御葬式相濟翌日

口上覚

私事此節 御逝去ニ付御葬式之節剃髮仕御供相勤申候間、勤方之儀何様可仕哉奉得御差図候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

八月

名

右之通御側御用人を以伺出候処、是迄之通相勤候様御取次口達ニて被仰渡候付、其儘相勤候事、

〔例年之差出〕〔采カキ〕
一安政五年午八月、大番頭方より例年之通触有之候ニ付、左之通申出候、

差出

巳八月より午七月迄何御奉公相勤候哉可申出旨被仰渡趣承知仕候、私事御小納戸頭取・御小納戸勤右月数相勤、持高三拾石所持仕候、此段申出候、以上、

午八月七日

名

〔分出銀〕〔采カキ〕
一安政五年午八月、壹分出銀之触有之、昨年之通申出候事、但九月廿七日相納候

〔申受高場所付御渡〕〔采カキ〕
一安政五年午八月十三日、御勘定方より御用申来、名代本田岩次郎差出候処、申請高場所付左之通書附を以被仰渡候、

鹿兒嶋中村之内

盛山門

一高拾石

内田高八石六斗三合壹夕三才 内五石貳斗六升九合 七夕九才 赤高

畠高壹石三斗九升六合八夕七才

一当用夫三人

同所同村内田門之内

浮免

一 田高式斗 内八升壹合壹夕六才 赤高

高隈下高隈村之内

内田高九石壹升三合七夕五才

内三斗式合八才 赤高

一 高六石六斗壹升壹合九夕八才

中原門

畠高式斗八升八合五夕四才

上木高壹升六合七夕七才

内田高五石六斗八升五合九夕四才

一 茶 百拾五匁

内壹石七斗壹升三合五夕四才 赤高

一 当用夫壹人

畠高八斗九升四合七夕九才

合高三拾石壹斗七升七合八才

赤高三升壹合式夕五才

内壹斗七升七合八才 損高

一 柿三本 一 柴竹三束

右山田壯右衛門高壹石二付式拾貫文ツ、申受高

一 当用夫壹人

損高之儀は無代銀にて被附下候、

伊集院下谷口村

宮奥門之内 浮免

〔又次郎殿御出府御供御達之後御取返〕〔未カキ〕
一 安政五年午八月廿二日、御内達

一 高四石四升六合四才

又次郎殿此節御出府被仰出候ハ、被召附候旨、御家

内田高三石式斗八升壹合式夕五才

老島 左衛門殿より御側役町田主馬御取次を以被仰

内壹斗七升七合八才 損高

渡候、然処同九月十八日又々左之通、

壹石式升八夕三才 赤高

山田壯右衛門

畠高七斗六升四合七夕九才

右は又次郎殿御出府之儀從 公辺被仰渡候ハ、可

本城重富村之内

被召附儀も可有之旨致内達置候得共、御取返被仰付

竹之下門

候事、

一 高九石三斗壹升九合六才

右之通名代伊十院周八を以被仰渡候事、

〔申受高代上納〕〔朱カキ〕
一安政五年午十月九日、御勘定方より御用申来り、名代
竹下助太郎差出候処、

引付 御物方

金拾両錢ニして七拾五貫文

但右高三拾石申受ニて、一ヶ年高壹石ニ付貳貫五百文

ツ、内上納

山田壯右衛門

右は此節申請高被仰付、高代銀三ヶ年府上納被仰付

旨被仰渡置候間、当一ヶ年分として右之通上納也、

但上納金別段差分置候様被仰渡候間、可被差分置候、

御勘定所印

御勘定方小頭

午十月七日

和田 乗 助印

本田助右衛門

金藏役人

右之通書付相渡、十二月限金子金藏江相納、受取書又

々御勘定方江差出候様被仰渡候、右ニ付十二月三日金

拾兩御小人日高萬五郎江為持、御金藏江致上納、左之

通受取書申請、御勘定方小頭朝倉一十郎を以差出候事、

受取

見分 森 藤一郎

印 金拾兩印印錢ニして七拾五貫文

但右高三拾石申受ニて、一ヶ年高壹石ニ付貳貫五百文

右内上納

右は此節申受高被仰付、代銀三ヶ年府上納被仰付旨

被仰渡置候間、当一ヶ年分として上納候旨、御勘定

小頭兼午十月七日任引付上納也、

貴嶋平右衛門印

午十二月三日

柳田 清 藏

いち、彦一郎印

〔御馬預御役替〕〔朱カキ〕
一安政五年午十月十日

御馬預

御役料銀六枚三拾目

山田壯右衛門

右之通御役替被仰付、御役料銀被下置候、

右御格之通可申渡候、

十月 登

右前日御用触有之、当日於敷舞台島津登殿御差図、御

用人肝付左門御取次を以右之通被仰付候、差引御目付

大嶋盛太夫・二階堂小源太、右ニ付明細書御側御用人

座・御用人座江壹通ツ、差出候、誓詞願も御用人座江差出候、

口上覚

一御馬預 一御役料銀六枚三拾目

一持高三拾石壹斗七合八才 一居屋敷上滑川

一当午四拾六才

右之通今日御役替被仰付候間、明細書為御見合此

段申上候、以上、

十月十日

名

口上覚

私事御馬預江御役替被仰付難有仕合奉存候、御序之

節誓詞被仰付被下度奉存候、此等之趣被仰上可被下

儀奉頼候、以上、

十月十日

名

〔御役料米取過返納〕〔朱カキ〕
一安政五年午十月十五日、物奉行方より御用にて左之通

引付相渡候付、同十七日相納候事、

引付

一貳朱金拾四兩 切カ 錢ニして拾三貫百貳拾四文
壹切ニ九百三拾六文ツ、

一錢貳百拾三文 金錢拾三貫三百三拾七文

銀ニして百三拾三匁三分八り五も

代真米壹石式斗九升五合 琉米石ニ付百三匁替

山田壯右衛門

右は御馬預江御役替被仰付、先御役ニ付被下置候御

役料米差引可申渡旨、午十月十日肝付左門御証文ヲ

以被仰渡、差引相究候処、右之通取込相成上納候間、

可被相受取也、

午十月十四日

黒木源右衛門印

かね藏役人

〔高直〕〔朱カキ〕
一安政五年午十二月廿四日

高五拾石式斗壹升六合六夕六才

内式拾貳石三升九合五夕八才

但此節相重

山田壯右衛門

右高直御免午十二月廿四日、伯耆殿より川上右近取

次を以御証文相廻ル、

右之通端書を以相渡候処、損高壹斗七升七合七才不足

いたし居候付、猶又其段精松八郎右衛門を以申出候処

未正月七日相直り候て下り候事、

「高上りニ付御役料銀返納」〔朱カキ〕
一安政六年未正月十日、左之通名代早川黒より御用人川

上右近江差出候処、同月十七日御用人川上正十郎を以
御張紙之通被仰渡候、右ニ付明細書差出候事、

口上覚

私事持高五拾石余罷成候付、御役料銀差上申度奉

存候間、御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰

上可被下義奉頼候、以上、

未正月

名

右江御張紙 願之通御役料銀差上候様被仰付候、

正月 駿河

覚

持高五拾式石式斗壺升六合六夕六才

右は私事五拾石已上高上り御免被仰付、御役料銀

差上候間、明細帳為御見合此段申上候、以上、

未正月

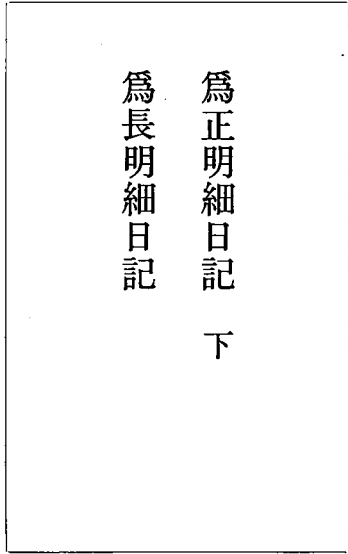
名

右ニ付御役料銀渡り残り金式朱一切と錢、御厩方より
相渡候て受取候事、

(8) 山田爲正明細日記 下

〔表紙〕

爲正明細日記 下
爲長明細日記



此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

但療医証文相添差上申候、

正月十九日 名

右江御付札 願之通御暇被下候、

正月 駿河

一 医師証文之儀は平田玄裕江相頼申候、左候て右御暇日数前罷帰往来二日相込、二月廿四日歸府御届申上候事、

〔順聖公御遺物押領〕〔朱カキ〕
一 安政六年未正月晦日、御側御用人有馬舍人御取次ヲ以、

順聖院様御遺物御懸物一流拝領被仰付候拙者儀湯治御暇内ニ付、名代三

原玄甫承、但杉之白木箱ニ入真田掛り居ル、銘書 御懸物有宮様御筆観音之絵木庵讚有之云々、

但蒼海之巖頭ニ観音之尊像在す之図、

御印章式類有り、讚木庵禪師銘及朱印、表装上下紺

色純子牡丹唐草模様、中縁萌黄地金襴蔦唐草之内

將軍家之御紋丸ニ三葉之葵織出し有之、風帯一文

字切茶色金襴、軸象牙、

〔養女一件〕〔朱カキ〕
一 安政六年己未五月十七日、土岐侯之藩寺田清兵衛娘養

〔湯治〕〔朱カキ〕

一 安政六年未正月左之通願濟之上渡理其外妹等召連、同廿六日より櫻島古里村江差越申候、尤渡理事も願濟之上差越候、御届之儀は二月朔日同役より申上候事、

口上覚

私事長々腹之痛有之、段々尽手養生仕候得共、今以寸切と全快不仕、此涯湯治相応可仕旨療医より承申候間、何卒三廻御暇被成下度奉願候、左様御座候ハ、御蔭ヲ以櫻島温泉江差越、得と入湯仕度奉存候間、

女願之通被仰付候旨、御家老島 登殿御差図、御用人
肝付左門御取次、願書ニ御付札ヲ以御免被仰付候、右
ニ付ては去ル二月左通願書差出置候事、

口上覚

土岐美濃守様御家来
亡寺田清兵衛

娘

右は私母方之從弟にて他所縁与御免之上、壹岐正眼
江相稼居申候処、此節離縁ニ罷成申候付、遠国之事
ニも有之、為致帰国候ても父母相果、其上引受介抱
仕候類家迎も無御座候間、私養女ニ被仰付被下度奉
願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

未二月

名

右江御付札 願之通養女被成御免候、

五月 登

一右ニ付ては去ル四月廿八日、御記録奉行町田孫一郎
より御用申来り、名代差出候処、拙者并亡寺田清兵
衛娘年齢之事、右娘江統合之事、右娘何年月何某
殿御取次にて他所縁与御免有之候哉之事、右ヶ条可
申出旨承知いたし候間、左之通申出候、

私并亡寺田清兵衛娘年齢可申出旨承知仕、左之
通御座候、

一私事当未四拾七才、右娘事は当未三拾才罷成申候、
右娘私統合之儀、左之通御座候、

一私母并右娘之母、皆共当務養祖早川千竈娘にて御
座候故、從弟之統合ニ御座候、右娘他所縁与被仰
付候年月之儀、左之通御座候、

一早川務并私方江相知レ不申、壹岐正眼方承合申候
処、年月等ハ不相知候得共、島津主計御取次ヲ以
御免被仰付候段承届申候、左候て其砌ニ右親清兵
衛儀は彼御方御国元江引越、其実弟内藤次郎右衛
門と申者、青山播磨守様御家来にて江戸居付候故、
其方より縁付為申由御座候、此段御届申上候、已
上、

一其後壹岐氏より央殿御差図之段申来候ニ付、其段
右町田氏江申出置候事、

【差田】〔朱カキ〕
一安政六年未五月触有之、左之通川上助太夫江差出候、

口上覚

山田壯右衛門

一御馬預 一持高五拾式石式斗壺升五合六夕六才
一当未四拾七歳 一居屋鋪上滑川

壯右衛門嫡子

山田渡理

一御鷹匠頭見習 一御役料米貳拾七俵

一当未拾六歳 一居所親壯右衛門同居

右之通御座候、此段申出候、以上、

未五月

一代小番
名

小番新番触支配衆中

〔宗門差出〕〔朱カキ〕

一安政六年未六月、每之通廻達有之、左之通差出候て、

七月廿一日義岡主殿殿宅にて、印形名代ヲ以相濟候事、

差出

子御改元家内人数五人 外ニ入人貳人
現人数七人

右は私事定府御免被仰付、御国元引越被仰付候所

切支丹宗門就御大禁被仰渡趣承知仕私家内相改候処

右宗旨之者無御座候、以後入来候ハ、早速言上可仕

候、此段申出候、以上、

未六月

小番
名

小番触支配衆中

高八拾七石八斗三升五合貳夕壹才

内三拾五石六斗壹升八合五夕五才

但此節相重

山田壯右衛門

右高直御免之段安政六年未七月十六日、登殿より

堀四郎左衛門取次御証文、

右之通曾山九兵衛名代にて相濟候、依之左之通御用人

關山糺江差出候 但右ニ付高奉行方より高員数相違無之候否之旨申
出候様申来り、相違無之段書付ヲ以申出、高奉
行方御帳ニ致印形候事、御底書役崎元平九郎
江名代相たのミ候事、右ニ付明細書差出候

覚

持高八拾七石八斗三升五合貳夕壹才

内三拾五石六斗壹升八合五夕五才

右は此節高直御免被仰付、内書之通私持高相重申候

付、明細書為御見合此段申上候、以上、

未七月廿一日

名

〔百石已上高上り願〕〔朱カキ〕

一安政六年未八月七日、左之通大番頭島 相馬江内見相

濟、月番御用人市來次十郎江差出候、

口上覚

私事持高八拾七石八斗三升五合余所持仕、漸々高相

求申度御座候間、百石高上り御免被仰附被下度奉願

〔高上り〕〔朱カキ〕
一安政六年未七月十六日

候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

未八月七日

名

然処高奉行より五六代已前家筋申出候様承知いたし、
左之通差出候、

此節百石高上り奉願候付、家筋五六代已前より
之儀申上候様被仰渡承知仕候、

一私家之儀は代々 公義御鷹匠相勤、祖父山田伴助
儀も御鷹匠相勤、隠居仕候後

御当家江被召出、六人賄料被下置、御近習通被仰
附、屯と名拝領仕数度 御国許御供等相勤、御鷹

匠頭上席、其後御小納戸頭取御伽勤等被仰附、玄
齋と名替仕候、尤一代小番被入置候、

一親山田新之助後屯儀、小番早川渡理二男にて、祖父
屯儀直子無之養子罷成、御小納戸御役相勤申候、

一私儀、親屯嫡子にて親病死後継目家督被仰附、幼
年より 御側御奉行相勤、追々代々新番、一代小

番ニ被入置、当分御馬預御役相勤申候、尤安政四
年巳八月十三日下總殿より、伊十院隼衛御取次を

以、初て高持成御免被 仰付候、

右之通御座候、此段申出候、以上、

未八月九日

名

「差出」〔朱カキ〕
一安政六年未八月、組方より触有之左之通申出候、

差出

子札御改元家内人数五人 外ニ八人式人
現人数七人

右は今般手札御改御用御見合相成候付可申出旨被

仰渡奉畏候、右之通御座候、以上、

未八月十一日

六番組小与三番方限
名

小番新番触支配衆中

差出

一午八月より未七月迄何御奉公相勤候哉、可申出旨被

仰渡承知仕候、私事御小納戸頭取相勤居候処、午

十月十日御馬預江御役替被仰付、引続右月数相勤申

候、尤持高八拾七石八斗三升五合式夕壹才所持仕候、

此段申出候、以上、

未八月

一代小番
名

小番新番触支配衆中

一壹分出銀之儀も触有之、毎之通差出ニ錢六拾八文相

添、触支配相良矢一兵衛江差遣候事、

「申受高代上納」〔朱カキ〕
一安政六年未十月十日

引付 御物方

金九両壹步式朱 但兩ニ付八貫文替

錢ニして七拾五貫文

但高三拾石申受代年府上納ニて、一ヶ年分壹石ニ

付式貫五百文ツ、

山田壯右衛門

右は申受高被仰付、高代銀三ヶ年上納被仰付候旨被
仰渡置候間、当壹ヶ年分として右之通上納也、

但上納金別段差分置候様被仰渡候間、可被差分置
候、

御勘定所

御勘定方小頭

十月九日

内田仲左衛門
い十院 一郎印

かね蔵役人

右は前日御勘定方より御用申来、名代崎元平九郎差出
候処、右之通被仰渡候事、

但当十一月廿七日金蔵江上納相済、受取書被相渡候間

日高萬五郎を以御勘定方江見分ヲ受候処、印形被致

被相下候、拙者事御内用ニて致発足候ニ付、早川務
首尾いたし候事、

「再御小納戸頭取御役替江戸出府」〔朱カキ〕
一安政六年未十一月廿三日 前日御側御用人い十院周右衛門より切
紙到来御受書差出ス

一御小納戸頭取 一御役料米四拾八俵

一御小納戸勤

山田壯右衛門

右之通御役替被仰附、御役料米被下置候、

十一月 登

右之通於御座之間廊下、御側御用人伊集院周右衛門・

谷川次郎兵衛差引、御家老川上筑後殿列席、島 登殿

より被仰渡候、右ニ付御用部屋江御内証御札申上候処、

於御休息所 御目見被仰付候、暫在て御側御用人伊集

院周右衛門於詰席、江戸江被差立候段御書付之通被仰

渡候、御供目付席詰有之、

山田壯右衛門

右は江戸江御内用之儀有之、仕廻次第急ニて致出府

候様被仰付候付、御兵具方足輕壹人急ニて被召附候

条申渡、可承向江も可申渡候、

十一月 左衛門

〔御金拜敷〕〔朱カキ〕
一於御用部屋御側役勤町田内膳御取次を以、急速出立ニ

付御内証より御金百兩被下候段被仰渡、致頂戴候事、
一明細書左之通、御側御用人座・大番頭座江差出候、

覚

一御小納戸頭取 一御役料米四拾八俵

一御小納戸勤 一持高八拾七石八斗三升五合式夕

壹才

一居屋敷上滑川 一当年四拾七歳

右は私事今日御小納戸頭取江御役替、御小納戸勤被

仰付候間、明細帳為御見合此段申上候、以上、

未十一月廿三日

名

〔再直輸入〕〔朱カキ〕
一安政六年未十一月廿五日

御小納戸頭取

山田壯右衛門

右之通御役替被仰付候付、直触被入置候、

十一月 大番頭

右之通前日御用触有之、当日於大番頭座島 隼人殿よ

り被仰渡候月番御家老馬登殿并
大番頭兼一統廻勤名代

〔奥之番・御膳番御合力儀〕〔朱カキ〕
一同廿六日、御側御用人伊十院周右衛門より御用申来、

一御膳番 一奥之番

山田壯右衛門

右之通被 仰付候事、

右之通於唐子之間、席詰三原藤五郎、差引御供目付山

口彦五郎にて、周右衛門御取次を以被仰渡候事、

一銀壹貫四百式拾五匁

山田壯右衛門

右は江戸江御内用之儀有之急にて被差出候付、江戸

十式ヶ月往来四月相込、拾六ヶ月一詰にして御合力

銀右之通被下置候、右御格之通可申渡候、

十一月 左衛門

右之通被仰渡候、

〔御内元出立、筑前江立寄江戸出府〕〔朱カキ〕
一安政六年未十一月廿七日、御内用筋 周防殿并島

左衛門殿より致承知、於御休息所

太守様江御目見被 仰付、八ツ時頃出立行列之儀台輪祝籠
掛一荷・竹馬一荷、御兵具方足輕立田喜左衛門
門被召附 家来兩人・草り取鎗持一人召連候 左候て〔黒田吉清〕
〔黒田吉清〕松平美濃守

様江御内使者被仰付置候ニ付、筑前江相廻り御側向吉

永源八郎を以御口上申上 美濃守様於大奥御居間御逢

有之、御用向猶亦御直ニ申上、即日出立、十二月九日大坂着、御留守居徳尾藤左衛門江引会、御銀主共江も御用談いたし、十二日同所出立、廿一日江戸芝御長屋江着いたし候事、

〔持高出出〕〔采カキ〕
一安政六年未十一月廿九日、此度弓就 御覽持高申出候様被仰渡、大番頭座江左之通差出候、

覚 半切

高八拾七石八斗三升余

右之通所持仕候間此段申上候、以上、

未十一月廿九日

山田壯右衛門江戸詰名代

早川 務

〔例年之宗門改新札申受〕〔采カキ〕
一同年十一月、此節宗門手札改新札相渡候段被仰渡、出銀致し新札相渡候事、早川務首尾いたし被呉候事、

〔御用済江出立〕〔采カキ〕
一安政七年庚申正月廿六日

山田壯右衛門

右は御内用之儀有之急ニて致出府候処、御用済次第又々急ニて被差下候条申渡、可承向江も可申渡候、

但御兵具方足輕營人被召附候、

正月 攝津

右之通江戸詰御家老喜入攝津殿御差函、御側御用人早川五郎兵衛御取次を以、於御側御用人座被仰渡候、右ニ付翌廿七日江戸出立、二月五日大坂着、同七日同所出立、同十五日夜五ツ半時頃着、御届申上候事、

但御定日数より一日早着ニ付、重ミ御賄料被成下候事、

〔御參府御供〕〔采カキ〕
一安政七年申二月廿八日

山田壯右衛門

右当春 御參勤御供被仰付候条可申渡候、

二月 式部〔川上久美〕

右之通御側御用人兼御側役山口直記御取次を以、於梅之間被仰渡候、

〔御刀番、仕廻料預敷〕〔采カキ〕
一同廿九日、御側御用人友野市助御取次を以、左之通、

御刀番

山田壯右衛門

右当春就 御參勤、御在府中右之通被仰付候条可申渡候、

二月 式部

右同日於御用部屋御側役山口直記御取次を以、御参勤御供被仰付候付、表向為仕廻料金拾貳両、御内証より金百両、是迄之御振合通拝領被仰付候事、

〔御合力銀〕〔朱カキ〕
一安政七年申三月二日

銀壹貫五百目 内七拾五匁
但御供道中片道分重

山田壯右衛門

右は 御参勤御供被仰付候付、江戸拾貳ヶ月、往来四ヶ月相込、拾六ヶ月一詰ニして御合力銀右之通被下置候、 右御格之通可申渡候、

三月 左衛門

右之通於唐子之間、御側御用人谷川次郎兵衛御取次、列席有馬舎人を以被仰渡候事、

〔茂久公御参府御供、筑前江御候、但御中途より御引戻候下段〕〔朱カキ〕
一安政七年申三月十三日、 太守茂久公御国許御発駕、

御供にて出立 行列是、 左候て御中途より筑前福岡松平美濃守様江御内使者被仰付、肥後之内高瀬駅より御先江踏越、福岡着之上 美濃守様御目見被仰付、御用向御直ニ申上居候处、御旅中より飛脚到着、 太守様御事少々御痛所にて御旅行難被遊、松崎駅より 御引返

被遊候付、御用済次第早々罷帰候様御供之御側役より申来候付、即刻退出発足いたし、昼夜差急キ瀬高駅にて奉追附、夫より御供にて、閏三月二日 御帰城被遊帰着いたし候事、

〔筑前御内使者〕〔朱カキ〕
一萬延元年申三月朔日 改元 閏三月十三日

山田壯右衛門

右は筑前福岡江御内用之儀有之、往来急にて明十四日差立被遣候条申渡、可承向江も可申渡候、

但御小人壹人被召附候、左候て遅速之差引ニ不及候、

閏三月十三日 但馬

右之通於御側御用人座、有馬舎人御取次を以被仰渡候、左候て御側役山口直記より御口上手打書壹通被相渡、其外承知仕候趣有之、且又同人御取次を以金三拾兩御内証より被成下候、且亦 周防様御逢被成猶亦御用向致承知、御家老島 左衛門殿ニも同断御用向承知いたし候、同十四日家来兩人、草り取・鎗持一人ツ、召連行列省略、台輪駕籠にて出水筋通行発足、同廿日福岡着、翌廿一日 美濃守様江御目通申上、翌日迄滞在御

用向相仕廻、廿三日同所出立、大口筋通行にて同廿八日夜八ツ時帰着、翌日御届且また御返答之趣申上候事、御小人奥納次郎召連候、

〔江戸出立筑前より立戻〕〔朱カキ〕
一萬延元年申四月十九日

山田壯右衛門

右は江戸江御内用之儀有之急にて被差立候条、仕廻次第日限申出候様可申渡候、但遲速之不及差引候

四月 登

山田壯右衛門

右は江戸江御内用之儀有之急にて出府被仰付候付、御内用相濟候ハ、又々急にて罷下候様被仰付候条可申渡候、但遲速之不及差引候

四月 登

右之通於御側御用人座、猪飼御太郎御取次、席詰御供目附之場鎌田源次郎にて、拙者名代花謙藏承知致被具候、且亦御兵具方足輕兒玉直右衛門、一代御小人日高萬五郎兩人被召附候段、御書附を以被仰渡候、右ニ付四月廿四日夜六ツ時頃出立行列此日、前之通、同廿九日福

岡着、翌日 美濃守様江御目通申上、御口上且亦御用筋申上候処、御返答其外御用筋被仰聞、一応罷歸り候様被仰付、翌五月朔日同所出立、但差掛り入用無之荷物等は福岡旅宿江召残し置候事連雨にて川々滞り、同七日朝 御国元江帰着、筑前より被仰進候御用向申上候事、

事、

但右ニ付御附状、其外諸御問合書等即日一応相納候

〔再筑前江御内使者、夫より江戸出府〕〔朱カキ〕
一萬延元年申五月十日

山田壯右衛門

右は江戸江御内用之儀有之急にて被差立候処、筑前福岡より御用有之一往立歸り、去ル七日致着、御用濟又々明十一日急にて被差立候条申渡、可承向江も可申渡候、但中途御用も有之候付遲速之不及差引候、且御兵具方足輕式人御小人壹人被召附候

五月十日 筑後

御兵具方式人
足輕

右は山田壯右衛門儀江戸江御内用之儀有之急にて明十一日被差立候付、別段右之通被召附候条申渡、可承向江も可申渡候但余例ニは屹と不相成候、

五月十日 筑後

右之通於御側御用人座、龜山甚之丞御取次を以被仰渡候、依之十一日弘暁 御国元致出立候。足輕は前田直右衛門・前田惣右衛門召連 候 同月十七日筑前博多江着、即日

美濃守様御逢被成、御返答且御用向申上、夜九ツ時過退出、翌十八日出立、同廿七日大坂着、翌廿八日嶋津〔志見〕淡路守様大坂川口江御滞船被成居候ニ付、御用向有之〔佐原藩主〕 参上、御逢申上〔符カ〕 御国元より之御伝言、其外筑前様

・周防様・左衛門殿等より之御用向申上、御用談致し退出、且亦大坂御用向御留守居江口合、御銀主共江之頂戴品等引渡、六月朔日出坂、伏見ニて京都詰見聞役江御用筋申達、同月十三日四ツ時頃芝御屋鋪江着、御屈等毎之通、

〔例年之宗門改差出〕〔朱カキ〕
一 萬延元年申七月廿一日、左之通前以触有之差出置、今日大番頭伊十院亘殿於宅、早川務名代ヲ以印形いたし候事、

差出

未札御改元

家内人数七人、出入無御座候
現人数七人

右は切支丹宗門御大禁ニ付被仰渡趣承知仕候、山田壯右衛門家内相改申候処、右宗旨之者無御座候、以

後不審成者入来候ハ、即言上可仕候、此段申上候、已上、

申六月

山田壯右衛門
江戸名代

早川 務

〔差出〕〔朱カキ〕
一同八月、例之通触有之左之通差出候、

差出

未八月より当申七月迄何御奉公相勤候哉、可申出旨被仰渡趣承知仕候、山田壯右衛門事御馬預相勤居候処、去申十一月廿三日御小納戸頭取御小納戸勤江御役替被仰付、右月数相勤申候、持高八拾七石八斗三升五合式夕卷才所持仕候、此段申出候、已上、

申八月

山田壯右衛門
江戸名代 早川 務

〔分出銀〕〔朱カキ〕
一同八月十五日、左之通大番頭座江差出候、

差出

未札元人数七人但出入無御座候現人数七人

右は当年壹分出銀として上納仕度奉存候、以上、

申八月

山田壯右衛門
江戸名代 早川 務

「御納戸奉行御役替」〔朱カキ〕
一萬延元年庚申九月廿六日

一御納戸奉行 一御役料米七拾三俵
一勤方は迄之通

山田壯右衛門

右は 御手元御内用之儀被仰付置候処、懸心頭別て
骨折致精勤候ニ付、別段之以 思召右之通御役替被
仰付、御役料米被下置候、

九月 式部

右之通前日御側御用人向井新兵衛切紙到来、当日於芝
御殿御小書院二之間詰之御家老川上式部殿より、左之
通被仰渡候、列席川上龍衛殿、引進メ向井新兵衛・仙
波市左衛門、御供目付諏訪八郎次、依之御側役江相付
御内証之御礼申上、大奥江も御礼申上、御国元江は御
礼状差上候、明細書^{御用部や、御側御用、誓詞願}門^{岩元太右衛門江差出ス}差出候、

口上覚

一御納戸奉行 一御役料米七拾三俵
一勤方は迄之通 一持高八拾七石八斗三升五合余
一年四拾八歳 一居屋敷上滑川
右は私事今日御納戸奉行江御役替被仰付、御役料米

被下置、勤方は迄之通被仰付候付、明細書為御見合
此段申上候、以上、

九月廿六日

名

一誓詞願口上書是迄之振合故略之、

「再度出府之御趣意秘々々々」〔朱カキ〕
一右通今般御取分御役替被仰付候、御内用之儀大凡
左之通、但子孫之外申聞敷候、

太守茂久公当春三月為 御參勤御国許御発駕、筑
後国松崎駅迄 御通行被遊候処、於江戸外櫻田去
ル三月三日、水戸家浪人共数人并御家中有村次左
衛門と申者一人右江立交り居、御大老職井伊侯御
登 城之砌、御駕籠廻江切掛及乱防殊之外致混雑、
江戸表不穩段達 御聴、折柄少々 御足痛ニも被
為 在、旁無御余議 御国元江御立戻被遊、御供
之御家老川上式部殿御中途より出府被仰付、御足
痛ニて御立戻之御届被仰上候、然処 御參勤御中
途より御引帰し之儀は不容易儀、殊ニハ 御家督
後始て之 御參勤と申、且は前文御家中有村何某
事不慮之訳柄旁於 御国元別て 御配慮被為 遊
御国中一同心配仕、其後兩度ニ相及、拙者筑前候

江為御内使者被差遣、彼是御相談、江戸表御都合
向別て 御懸念ニ被 思召、周防様御始御家老
衆は勿論一統昼夜不安寢食、依之拙者乍不肖江戸
表江罷上

公辺之御疑念相晴し奉安

尊慮、御国中一同之鬱氣を散し候様精々相勤申度
段、御家老嶋津左衛門殿江相附内々奉願候処、即
周防様江御相談被申上、終達 御聴、御内用之儀
ニ付出府仕候様被仰出早速発足、通路ニも有之
筑前侯江も猶亦御相談申上候様被仰出候付、即

参上、御直話申上候処 御同人様ニも追々江府
之模様御聞込被成、不外御実家様之御事故、不
一方御心配被遊居候折柄との御事にて、江戸表之風
聞御聞込之儀共段々と被仰聞、何分此節拙者儀致
出府候義は、何とも御懸念ニ被思食候訳も有之候
由、乍去差はまり於身命押て致出府、申披候儀相
整候へハ

御国家は勿論 〔奇彬〕 順聖院様御始 筑前侯御都合ニも
相抱り、〔島津久光〕 〔島津久徳〕 重富侯・日置等迄万々一江戸表之御疑念
被為在候ても即座ニ相散し、重畳之儀と被思召候

段 御直話承知仕候間、於拙者は少しも心障等之
儀毛頭無之、第一 順聖公江御疑念被為在候御模
様にては実以奉恐入候、拙者事多年 御側ニ相勤
罷在、御内外之重立候御用向御内談迄も奉承知、
御逝去後も依 御遺命、極御内用 御自身御格護
御切封之諸御書附類忽て拝見仕、可成丈早速焼捨
候て散乱不致様被仰付、乍恐

順聖公御趣意は飽迄奉承知居候処

關東之御疑念等可懸御訳柄更ニ無之、於身命絶て
出府仕度段相願候処

筑前様ニも至極御喜悅、可然被思召候由、乍去何
分不容易儀ニ付一先 御国元江立帰り候上、猶亦
達 御聴、重富様江委細申上、日置江もとくと御
相談申上候て致出府候様ニとの御事にて、段々厚
御口上も承知仕無余儀立帰り、其段又々達 御聴、
周防様・日置家江申出候処御評義之上、弥出府い
たし 御都合向相勤候様被仰付候、乍去旅中等別
て念入候様ニとの御事にて、別段又々足輕式人被
召附、都合四人家来之筋にて召連出立、再 筑前
様江参上、其談申上即日出立、大坂江差越候処、

佐土原侯折柄御通行被成候付御逢申上、江戸表之

御都合向彼是御尋申上、左候て江戸着之上〔信領、八戸藩主〕南部

遠江守様江早速参上仕、御国許より之御口上申

上万端御差函を得、八戸侯〔八戸侯ニも殊之外御心配被成進、数十度ニ及御老中久世大和守様江御差越、

御差はまり被成厚御世話被進、且亦拙者〔広岡、関宿藩主〕ニも久世

侯御側向江相付御内意申上、其外御右筆中村又兵衛

衛江内々差越厚く及内話、其後三ヶ月 御立延之

御願相成、右月限ニ付再々当年之処ハ

御参府御猶予之御願書御差出相成候処、御願之通

来々戌年四月御定例之通 御参府被遊候様被仰出

候事、

但右ニ付ては御家老座書役勤蓑田傳兵衛ニも

同様出府被仰付、御願向彼是申談相勤、乍

漸 御国元御趣意之通、御都合能被為 濟

一同奉安心候、為後日内々記置候、子孫之

外他人江申聞間敷、勿論勤功書申出等ニも

相除可申事、

口上覚

私事同家雜司ヶ谷御鷹匠同心山田太兵衛事娘、私悻

山田渡理江縁組為仕度先年内約仕置候、然処其後私

事 御国元家内引越被仰附、其節迄は幼少虚弱ニ有

之、奉願召連越候儀相整不申候処、追々成長丈夫罷

成候付、此節弥貴呉候様承り、同家之儀其上無摺儀

も有之断ニ難及御座候間、何卒縁組御免被仰付被下

度、左候て私罷下候節召連申度奉願候、此等之趣被

仰上可被下儀奉頼候、以上、

十一月

名

右之通於江戸御用人座江奉願候処、翌酉年正月廿五日

詰之御家老川上式部殿御差函、御用人座ニて御趣法方

書役田中正太郎名代ニて、御付札を以願之通被仰付候

段、早川五郎兵衛より申越候事、

御付札 願之通被成御免候、
正月 式部

山田壯右衛門

〔御合力〕〔朱カキ〕
一萬延元年申十一月

山田壯右衛門

右は当九月廿六日御納戸奉行江御役替被仰付候得共

〔縁女願一件〕〔朱カキ〕
一萬延元年申十一月

御合力之儀は是迄之通被下置候条可申渡候、

十一月 式部

右之通於江戸御用人座、嶋津壬生御取次を以被仰渡候
御用触名宛は
御用人關山札

「筑前侯御孫中流江戸より出立」〔朱カキ〕
一萬延元年申十二月五日

山田壯右衛門

右は松平美濃守様御參府ニ付、御中途迄御内用之儀
有之、来ル十日差立被遣候条可申渡候、

但御兵具方足輕言人被召付候

十二月 式部

右之通於御側御用人座被仰渡候、御内用御趣意式部殿
より致承知、十二月十日江戸出立、同十五日於由井駅
筑前様江御行逢申上、御直ニ御用向申上、翌十六日
御先江出立、同廿日早朝江戸江着いたし候て、式部殿
江御届申上候事、

「八ノ戸侯より賜」〔朱カキ〕
一萬延元年申十月廿二日

一小判金 百両

右は南部遠江守様御事、今般式本御道具為御持被成

度御心願之趣ニて、初発より極御内々下拙江御相談

承知仕、万端御頼ニて御都合申上候様御直ニ承知仕、

御願書取仕立より御右筆去方御聞合、大奥より天
祥院様江御願立相成、御老職久世大和守様江御内意
申込御都合申上候処、御由緒柄之訳を以御願立之
通被為濟候、右ニ付厚御口上を以右之通頂戴被仰付
候、其外御印籠一提御紙入御小道具等も被下之、頂
戴いたし候、詰之御家老川上式部殿江御届御礼申上
候事、

「申受高代管納」〔朱カキ〕
一萬延元年辛酉十二月、先年申請被仰付候高三拾石之代

銀、拙者江戸詰ニ付、早川務を以此節皆上納いたし候

事但上納金其外惣金五拾六両式分ト三百文、十二月廿七日高
萬五郎を以金蔵江上納いたし、受取書申受置候事

「見分彌惣覺太郎印」〔朱カキ〕
金五拾六両壹分 但両ニ付八貫文替

受取
高三拾石 但石石ニ付式拾貫文ツ、

外ニ錢百五拾貫也

右奉行年府上納相成居候、 山田壯右衛門

右は申請高被仰付、高代銀三ヶ年府上納被仰付候旨

被仰渡置、差引此節右之通皆上納候間可受取旨、御

右は申請高被仰付、高代銀三ヶ年府上納被仰付候旨

被仰渡置、差引此節右之通皆上納候間可受取旨、御

被仰渡置、差引此節右之通皆上納候間可受取旨、御

勘定方小頭衆申十月廿三日之任引付上納也、

林 甚五左衛門

申十二月廿七日

國生仲左衛門印
肝付孫次郎印

〔筑前侯恩賜〕〔朱カキ〕
一萬延元年申十二月晦日

御紋付御小袖 一

金 三拾兩

右は松平美濃守様御事、今般中将御昇進且亦已来御手鎗三本為御持被成候様、廿八日・廿九日兩度ニ被為蒙 仰候ニ付ては、前以御直ニ下拙江御頼相成、御願書取仕立、御老中久世大和守様江御内意申込、御右筆等江御頼込、万端御用相勤候て、御願濟ニ相成御大慶思召候、依之右之通昨日御自身被下候思召之処、彼是御取込ニて差廻候様被仰付候趣ニて、彼御方御側向大宮主・神屋宅之丞兩人奉札ヲ以頂戴被仰付候間、詰之御家老川上式部殿、御側役仙波市左衛門江其段申出置、〔頂カ〕頭戴いたし、翌日筑前様江も御札參上いたし候事、

〔嫁女一件〕〔朱カキ〕
一萬延二年辛酉正月

口上覚

私同家雜司ヶ谷御鷹方山田太兵衛娘無執訳有之、私悴山田渡理江縁組為仕度、左候て私罷下候節 御国元江召連越申度奉願趣御座候処、願之通御免被仰付難有仕合奉存候、依之早速貰受、当分私被召置候西向御屋敷御長屋江折々招呼、旅行手当為仕度御座候間、何卒御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

正月廿二日

名

右江御付札 願之通被成御免候、

正月 式部

右之通書面差出置候処、御用人島津壬生御取次を以、願之通御免被成候段、御付札ヲ以被仰渡候、

〔筑前侯恩賜〕〔朱カキ〕二月廿八日 二月晦日
一文久元年辛酉 改元

御三所物 一揃但赤銅七子獅子居物

金百兩

右は今般松平美濃守様大廊下御席被仰出候ニ付ては前以拙者江厚御頼ニて骨折相勤、御大慶思召候趣ニ

て、美濃守様御自身頂戴被仰付候、尤別段表向御側向大宮主御取次を以、博多織帯地五筋・御着代千疋御祝被成被下候、右何れも御家老兼并御側役江御届申上頂戴致し候事、

〔江戸御用筋ニ付立、大坂滞在、縁女召連〕〔朱カキ〕
一文久元年西二月

山田壯右衛門

右は御内用之儀有之、往来急ニて出府被仰付置候処御用相済候付来月二日出立被仰付候、左候て中途御用も有之候ニ付、遅速之不及差引候条可申渡候、但足輕式人被召付候、

二月 式部

右之通被仰付候付縁女召連、内実は三月朔日夕刻江戸出立、伏見江一日滞在、大坂江十四日滞在、其内松平美濃守様御通行ニ付御旅館江参上、御目通被仰付候、且又島津左衛門殿帰府、大坂ニ御用筋有之滞在被致、拙者ニも其内は逗留、御銀主引会等之御用相勤申候家御老座番役兼田傳兵衛事も左衛門、四月朔日大坂出立、中国路殿江被召附同様逗留申談、
罷通り筑前山家駅江、從筑前様御側向吉永源八郎被差出、段々厚 御口上承知仕、四月廿五日御国元江着い

たし候事召連候縁女御賄料之儀も相願候処、式部殿御付札ヲ以物奉行しらへ之通ニて、願之通被仰付、道中御賄料被成下候事

〔江戸長指之懸念〕〔朱カキ〕

拙者儀昨年夏出府いたし、御内用向相済候上八月頃ニ出立可致処、南部遠江守様より御国元江被仰進、暫滞府いたし候様御国元御側役より被申越候、其後松平美濃守様御参府ニ付、御同人様御参府迄は江戸江被召置度段、是また御国元江被仰進候由ニて、御国元御側役町田内膳より御問合相達、其後又々島津左衛門殿出府被致候ニ付、暫相詰同人御暇之節一同出立、大坂ニても御用筋申談罷下候様被仰付越、右之通追々長詰相成候事、

〔筑前御内使者〕〔朱カキ〕
一文久元年西五月七日

山田壯右衛門

右は筑前福岡江御内用之儀有之、往来急ニて被差越候条、立日限之儀は追て可申渡旨申渡、可承向江も可申渡候、但御小人言人被召附候、左候て遅速之差引ニ不及候、

五月 攝津

右之通於御側御用人座、谷川次郎兵衛御取次を以被仰

付候、席詰御目付中山才之丞、同十一日、

山田壯右衛門

右は筑前福岡江御内用之儀有之、往来急ニて被差越

候旨被仰付置候付、明後十一日被差立候条可申渡候

但御兵具方足輕一人被召付、遅速之不及差引候、左候て
御小人壹人被召付候段ハ先達て申渡有之候、

五月 但馬

右之通於御側御用人座被仰付候、然処差懸り不快ニ有

之出立難仕段、御届申上候処、

山田壯右衛門

右は筑前福岡江御内用有之、今日差立被遣咎候処被

留置候条可申渡候、但出立日限之儀ハ
追て可申渡候、

五月十一日

右之通於御側御用人座、名代野村傳左衛門ニて被仰渡
候、

〔茂久公御懸下初て拜領〕〔朱カキ〕
一文久元年酉五月十日 於御近習御番所始て

茂久公御紋服拝領被仰付候、席詰御側役平田伊兵衛、

御小納戸い十院中二、同寄野村傳左衛門、

〔仕廻料敷金〕〔朱カキ〕
一同日、今般筑前江御内用ニて被差越候付、為仕廻料御

金三拾五両、御側役御取次を以被成下候事、

一同月十四日此内より不快ニて引入居、今日出勤御届申上候処

山田壯右衛門

右は筑前福岡江御内用之儀有之、往来急ニて被差越

候旨被仰附置候付、明十五日差立被遣候条可申渡候、

但御小人并御兵具方足輕被召付
候義共は先達て申渡有之候

五月十四日 攝津

右之通於御側御用人座、谷川次郎兵衛御取次を以被仰

渡、翌十五日出立、昼夜差急十九日筑前江着、美濃守

様御逢有之、兩日被留置御用相仕廻、廿二日同所出立、

廿八日四ツ後帰府、御届申上候事

兩掛・合羽籠手鎧・家来
御小人・下人三人、外ニ御兵具方足輕宛玉直右衛門、御小人田中直太郎
召連候、且亦先比より兎角不快ニ付牛嶋養庵針科故家来ニ場ニ召連候
行列之内中柄
も為持候事、

〔御用御取次見習御役替〕〔朱カキ〕
一文久元年酉六月十四日 前日出勤仕居候処御目付より御用申来
ニて明日四ツ時御用之段承知仕、御側御用人勤伊集院周右衛門取次之
旨被申渡候間、御受申上退出、当日四時麻袴着用罷出、御側御用人座
且御目付方江
御届申出候

一御用御取次見習

一御小納戸頭取勤

一御小納戸兼務

山田壯右衛門

右当御役ニテ右之通被 仰付候、左候て御用部屋江
不及相詰候、

六月 登

右之通於御座之間廊下、御家老喜入攝津殿・川上但馬
殿列席、島 登殿より被仰渡候、御側役山口直記、御
側御用人伊集院周右衛門・龜山甚之丞、御供目付中山
才之丞・前田龍五郎被相詰候、依之御内証之御礼御用
部屋江申上、当分磯御茶屋御滞在中ニ付即罷出、御側
役江相附御礼申上候処、 御目見被仰付候、夫より
和泉様江參上御礼申上、御三役以上廻勤但退出之節より手
て平日も手鎗為持可申旨、山口直記・町田
内膳より嘸承候間翌日より為持候事 纏為持申候、左候
右ニ付誓詞願一通御小納戸伊十院中二江差出、明細書
御側御用人座江差出候、

口上覚

私事今日当御役ニテ、御用御取次見習御小納戸頭取
勤御小納戸兼務被仰附、難有仕合奉存候、依之御序
之節誓詞被仰付被下度奉願候、以上、

酉六月十四日

名

口上覚

一御用御取次見習 一御小納戸頭取勤

一御小納戸兼務 一持高八拾七石八斗三升五合式夕
壹才
一居所上滑川 一当年四拾九歳

右は私事今日当御役ニテ右之通被仰付候ニ付、明細
帳為御見合此段申上候、以上、

六月十四日

名

〔差出〕〔朱カキ〕
一文久元年酉五月十一日、大番頭座より触達有之、

覚

一持高八拾七石八斗三升五合式夕壹才
一御納戸奉行御小納戸勤但近日筑前江旅行
仕替ニ御座候
一当年四拾九歳但御重役不被仰付置候
一居所不断光院下
右之通御座候、此段申上候、以上、

五月十三日

名

〔例年素問改一分出銀〕〔朱カキ〕
一文久元年酉六月、宗門改差出壹分出銀差出触有之、每
之通差出候但壹分銀は十月十三日寺社方江
早川務方一同相納候事

〔差出〕〔朱カキ〕
一同八月、申八月より当酉七月迄何御奉公相勤哉之旨申

出候様、毎之通被仰渡候付、是迄之振合通相認候て差出候事、

〔火触濟御届〕〔朱カキ〕
一同月、当月迄火触間前被仰渡置無滞相勤候ニ付、九月

より十二月迄之名前書付、御目付座書役江安藤十郎より申出置被呉候事、

〔霧嶋榮之屋見分〕〔朱カキ〕
一文久元年西六月

太守様霧嶋栄之尾江為御湯治御光越御内沙汰被為在、

先比より御仮屋新規御出来相成居候付、見分として差越候様御側役より致承知、六月廿一日より発足差越、

廿八日罷歸り、再七月三日より差越、同月十二日晝罷

歸候事、但御用部屋書役和田九十郎被召附候、再差越候節ハ御膳番座書役吉留平右衛門義も被召付候事

〔御参府御供〕〔朱カキ〕
一文久元年西八月五日 前日御側役より切紙到来 御受書差出ス

山田壯右衛門

外ニ連名略ス

右は来戌年 御参勤御供被仰附候条可申渡候、

八月 登

右之通於梅之間一同被仰渡候事、

〔御慶賜〕〔朱カキ〕
一文久元年西九月朔日 前日御用触有之御受書差出候

紗綾式卷

山田壯右衛門

右は水戸浪人共三拾八人、江戸上御屋敷江致推参候

付、田町御屋鋪江被召置、彼御方江御引戻方一条等

ニ付彼是別て骨折致精勤候処より、此節諸事都合都

合能御差返相成候付、為御褒美右之通拝領被仰付候、

右御格之通可申渡候、

九月 攝津

右之通御家老喜入攝津殿御差函、御用人川上正十郎御取次を以拝領被仰付候、於鋪舞台申渡有之、御目附席詰毎之通、依之御内証御礼申上、御三役已上江廻勤仕候事、

〔筑前御内使者〕〔朱カキ〕
一文久元年西九月八日

山田壯右衛門

右は筑前福岡江御内用之儀有之、往來急ニて来ル十

一日差立被遣候条申渡、可承向江も可申渡候、

但御兵具方足輕言人・御小人言人被召附候、左候て

遅速之不及差引候、

九月 筑後

口上覚

右之通於御側御用人座、伊集院周右衛門御取次を以被仰渡、十一日出立、同十九日筑前福岡着、美濃守様

私事兼て足之痛有之立居不自由御座候間、一往御礼席御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下

江御目通申上御用向相仕廻、同廿三日同所出立、大口筋罷通り十月朔日帰着、御届申上候事但行列之儀是迄之通家来三人召連、御小人森納右衛門、御兵具方足輕兒玉直右衛門召連候尤被進物も有之、兩人幸領旁家来之場ニ召連候事、

儀奉頼候、以上、
西十一月廿七日 名

「御舟奉行御役警道奉行勤」〔朱カキ〕
一文久元年酉十月七日前日御勝手方御用人伊十院左膳より切紙到来、御受書差出ス

「申受高筆紙料上納」〔朱カキ〕
一文久元年酉二月

一 御船奉行 一 御役料米四拾八俵

引付 錢六百六拾貳文 銀ニして六匁六分壹り

一 道奉行勤

山田壯右衛門

高三拾石

右之通御役替被仰付、御役料米被下置候、

山田壯右衛門

十月 左衛門

右之通於敷舞台御家老島 左衛門殿より被仰渡候、席

詰差引伊十院伊膳、依之御船奉行方江差越致吹聴、道

右は申請高被仰付候付、拝領高同様申請候人より直ニ御法之通筆紙墨自分買入を以、当座江差出候様被仰渡候間、右之通当座江上納可有之候也、

奉行方江相勤候、安藤十郎案内等いたし被呉候、依之明

西二月廿日 御勘定所印

細書一通ツ、御用人座・御船奉行方・道奉行方江差出

候事、

事、

「御礼席御断」〔朱カキ〕
一文久元年酉十一月、左之通御用人座江差出候処、大藏

「高上り御免」〔朱カキ〕
一文久元年酉十二月

殿御聞置之段、早川五郎兵衛御取次を以被仰渡候、

高百五拾石四斗九升壹夕内六拾貳石六斗五升四合八夕九才但此節相重

右高直御免之段、十二月八日攝津殿より、島津主殿
取次を以証文相廻候段、高奉行方書役曾山九兵衛よ
り書付相廻候事、

「御役料米返納」〔朱カキ〕
一文久二年戊正月、御勝手方江左之通差出候処、同月十
七日攝津殿御付紙を以、伊集院平治御取次、願之通被
仰付候、

口上覚

私事持高百石余罷成候付、御役料米差上申度奉存候
間、御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被
下儀奉頼候、以上、

戊正月十三日

名

御張紙 可為願之通候、取込米有之候ハ、被下切被

仰付候、

正月 攝津

右ニ付明細書一通ツ、大番頭方・御勝手方御用人・
御側御用人方・御船奉行方・道奉行方江差出候事、

「下女江戸江差備候一件」〔朱カキ〕
一文久二年戊三月、縁女江付添罷下候下女、此節江戸江
差歸候付、願書其外別冊ニ記ス、

「安藤氏家屋鋪買入一件」〔朱カキ〕
一文久二年戊四月十日、東南之方隣安藤十郎家屋鋪先年

より内約いたし、貰受候て代金六拾五両預り置候訳も有
之、其上是迄方端懇意ニ世話いたし被具候付、謝礼旁少々高料之由ニ
候ハ共、十郎殿事当分勤方も無之困窮之訳も有之候ニ付、彼是差引候
ヘハ八拾五兩計、当春入附置、家屋敷九拾坪内実ハ百貳拾
三相当り候事、此方添地ニ追て願出候苦ニ候事、即今日より四壁
取除、囲込、家作ハ相損居候付取除、土蔵四敷二間半一
ヶ所残し手入致候事、

但右屋敷取添之願申出候処、其砌より我々取添屋敷
不相成段被仰渡候間、無拠今并壯八郎屋敷と申出
右之内半方ハ今并江かし渡、同人家作住居候事、
後年今并別段ニ家やしき被相求候ハ、右屋敷外
々名前ニ可致候事、

「差出」〔朱カキ〕
一文久二年戊五月、触有之大番頭方江差出候留、

差出

山田壯右衛門

一持高百五拾石四斗九升壹夕
一居所上滑川 一当戊五拾歳
一御船奉行ニて道奉行勤 一代々新番私事一代小番

嫡子

山田渡理

一当戊十九歳 一御馬預見習

一御役料米貳拾七俵

右は明細書為御見合此段申上候、以上、

戊五月十五日

名

〔例年宗門改一分銀差出〕〔朱カキ〕
一文久二年戊六月、宗門改毎之通触有之申出候事、同八月壹分出銀触有之差出候て、其後閏八月六日錢七拾七文相納候事、

〔嫡子渡理病死〕〔朱カキ〕
一文久二年戊七月三日後三四日ニ相替る、悴渡理事当春以来病氣之処養生不相叶、今暁卯之刻病死致し候、親類早川五郎兵衛、外ニ親類之場ニて橋松八郎右衛門・安藤十郎ヲ以御届申上、其夜興國寺江葬式いたし候事、

〔差出〕〔朱カキ〕
一文久二年戊八月、酉八月より当戊七月迄何御奉公相勤候哉可申出旨毎之通触有之、昨年之振合ニ申出候事、

〔妹嫁号、後渡斯〕〔朱カキ〕
一文久二年戊十一月十六日、妹於澄事、半藏殿嫡子櫻井

半之丞殿妻先達て病死ニ付貰受度段、園田八十右衛門殿より承候付但内実ハ右家、内より承る、五郎兵衛・務方等相談致し、今日彼方より迎として駕籠供廻り等差越、無滞縁組相整候事但願向其外略之、別冊ニ留有之、

右は熟縁不仕、当人病身罷成候訳を以離別相成引取候事、

〔竹中萬藏一件〕〔朱カキ〕
一文久二年戊十二月十九日、西田矢兵衛家来池田善太郎事、彼方入用無之段承候付、此方江永代召抱度申入候処被致承知、手札并証文相添今日貰受候、左候て此方ニて竹中萬藏と名替申附候事但内実は手札のみもらい受、万藏手札ニ致候事故、追て札改之節ハ本文之趣を以可申出候事

〔組方被相替〕〔朱カキ〕
一文久三年亥二月、此節より組方限相替り
五番組小与五番ニ相成候事但是迄は六番与小与三番ニて候事

〔納経〕〔朱カキ〕
一文久三年亥正月十三日

一法華経 八軸

右は近年拙者自筆ニ書写いたし、江戸八木平太郎江たのミ越、堀之内妙法寺江相納候事但金子三百疋相添受取書入手

〔差出〕〔朱カキ〕
一文久三年亥三月、触有之大番頭方江差出左之通、

一持高百五拾石四斗九升壹夕

一武器 鎧一領 鎗式本 鉄炮式挺 馬具一通り

一当亥五拾壹歳

右之通所持仕候、此段申上候、以上、

五番組小与五番方限

亥三月

名

〔湯治〕〔朱カキ〕
一文久三年亥三月、此已前之振合を以願書差出し願達之

上、廿五日より櫻島黒髮温泉江入湯致し三廻相立焔府、

名代を以御届申上候事、

〔養子願〕〔朱カキ〕
一文久三年亥三月廿一日

口上覚

私嫡子山田渡理事昨年病死仕、私事五拾余才罷成外

ニ男子無御座候付、一代小番八十右衛門四男園田覺

四郎事養子仕度内々申談候間、御免被仰付被下度奉

願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

亥三月

名

大番頭方
五番組方

右之通大番頭方江差出候処、同廿七日御用申来、名代

早川務罷出候処、島津仲殿被承届候間御用人方江差出

候様、左候て受取名前可申出旨致承知候付、安藤十郎

ヲ以月番御用人市來次十郎江差出、其段届申出置候事、

〔御軍役差出〕〔朱カキ〕
一文久三年亥四月九日、大番頭組方より御用申来、名代

早川務差出候処、先日申出候鉄炮玉目可申出段承候付、

五匁之段申出候、然処御軍役ニ付ては、持高三拾石ニ

付鉄炮一挺ツ、所持之割合ニ候間、三挺不足ニ付要具

相添玉目等可申出旨承候付、其後五匁已上之鉄炮三挺

要具取揃相求、其段組方書役海江田善右衛門江、早川

務を以届申出置候事、

〔差出〕〔朱カキ〕
一文久三年亥四月、触有之左之通大番頭組方江差出候、

差出

一持高百五拾石四斗九升壹夕 一居所滑川

一当亥五拾壹歳 一御船奉行道奉行勤 一一代小番

右は明細帳為御見合此段申上候、以上、

亥四月廿八日

名

「養子覺四郎願濟」〔朱カキ〕
一文久三年亥五月十三日 前日御用人川上正十郎より
切紙到来御受書差出候、

八十右衛門名代櫻井半之丞、拙者ニも不快ニ付名代早
川務罷出候処、園田覺四郎事願之通養子被仰付候旨、
於鋪舞台御家老小松帶刀殿御差図、御用人川上正十郎
御取次を以被仰付候、依之御三役以上・御取次御用人
江致廻勤候、尤八十右衛門殿江戸詰ニて近々帰着之筈
故其上ニて引取候筈申談、万事召延置候事、右ニ付養
子成御札之儀、翌十四日大番頭方江左之通差出候、

口上覚

願名

太右衛門

私養子山田覺四郎江被仰付難有仕合奉存候、依之御
序之節御札為申上度奉願候、私事 御城下ニ罷居申
候、尤名替之儀も奉願候、此等之趣被仰上可被下儀
奉頼候、以上、

但覺四郎事初て之

御目見相済申候、

亥五月

名

大番頭方

五番組方

「素兩差出一分儀」〔朱カキ〕
一同年亥六月、触有之左之通差出候、

差出

未札御改元

家内人数七人、外ニ入人三人、出入卷人
死人卷人、現人数八人

右は切支丹宗門御改被仰渡趣承知仕、私家内相改申
候処、右宗旨之者無御座候、此段申上候、以上、

亥六月

名

右之通ニて壹分出銀之儀も八月五日差出候事、

「異国船渡来、戦争出陣、居屋敷類焼」〔朱カキ〕
一文久三年亥七月二日、両三日跡より夷船数艘前之濱江

乗入候ニ付、追々諸士備場且早鐘相図等之儀被仰渡、
動搖不致様との事ニ付、何れも在宿いたし居候処、朝
四ツ時過早川五郎兵衛殿方より、夷船弥御打払之段為
知来候付、父子共野羽織之下ニ陣羽織のみ着用、立揚
小袴ニて各鉄炮相携候て出宅致し、滑川通一町計差越
候処、相図之早鐘聞得候付猶又差急新築地出張、兼て
被仰渡置候通御先手物主川上右膳相尋候処、波濤之
台場江被差越、跡物主之場二階堂部承り被居候由承候

付、姓名相名乗届申出候処、海涯江相備居異人上陸を
 防候様ニと承り、海辺江一同立并ひ相備居申候処、異
 船より打掛候炮丸のため、手足等打れ倒れ候者も有之
 候得とも、多くハ備場之後町家江炮丸留〔当カ〕り申候、折柄
 風雨強く着岸不相成故欤、炮戦のみにて異人上陸之様
 子も無之、備人数も追々内場江引入候様差函有之、夕
 刻ニおよび炮声も相止ミ、其後追々退陣致候付父子共
 屋敷江立戻候処、兵火之為家作不残土蔵迄も都て致類
 焼、家内共は上之原抱地江立退候様子ニ付父子共差越
 候、左候て拙者ニは 暉姫様御迎先玉里御飯屋江差越
 御広鋪勤之飛込内々御機嫌相窺、又々何方江ぞ御立退
 も被為在候ハ、蔭ながら付添上候考にて、夜半迄御
 屋敷内ニ相扣居候処、先は御迦しニも不相成様子ニ付
 西田町江差越下女之宿にて食事致し、夫より抱地江罷
 帰候、

但父子共立退跡にて、家内共又ハ残し置候家来等
 諸道具大かた土蔵江格護いたし候処、右之土蔵
 類焼にて多年 御恩賜之腰物、其外拝領物を始
 武器類・衣類・雑具都て致焼失候、米倉のみハ
 石蔵ニいたし置候間其儘焼残り居候事、

同三日、又々七ツ時前より炮声相聞得候付、兩人とも
 直ニ昨日之通出陣致し物主相尋候得共、尋出し不申内
 炮声も薄く相成、異船ニは出帆之模様にて出張之衆追
 ヲ引取候様子ニ付、暫見合近辺相廻候て暮時分、早川
 務家作相残居候付右江差越居候事、

同六日、御勘定方より焼失屋敷見分有之、家作并長屋
 其外都て之絵図面取仕立、焼失之所書記し差出候様触
 有之、翌日河野四郎兵衛を以端書相添差出候事、

同廿三日、此節類焼ニ付触有之、左之通大番頭方江差

出候 書役海江田善右衛門江
 寛四郎致持參候

寛

- 一家作一軒 土地込百式拾枚敷余
- 一長屋一軒 右同 拾六枚敷
- 一板倉一軒 式拾枚敷 二階附
- 一物置一軒 六枚敷
- 一鎧 式領 陣羽織其外小道具相添
- 一鉄炮三挺 要具相添
- 一劔筒三挺 同断
- 一短筒三挺 同断
- 一父子刀大小拵付三拾腰計、白木鞘入三刃

一馬具類 五通り計

一駕籠三挺

一懸物 四五拾幅

一父子上下袴、其外夏冬衣類不残、出火当日着用之

分相残る

一家内三人夏冬衣類内少々相残る

一冬夜具不残焼失

一米壹石計

一塩噌類其外不残焼失

一家内上下拾式人

一持高百五拾石余

右之通御座候、此段申出候、以上、

亥七月廿四日

一代小番名

同廿五日、此度焼失ニ付一日壹人前五合宛之割を以日
数十日、家内上下人数ニ応し御米被成下候旨被仰渡、
上下拾壹人之割にて五斗五升ツ、両度金藏迄請取ニ
差出致頂戴候事、

「兵火類焼ニ付恩賜」〔朱カキ〕
同年八月五日

金貳千疋

山田壯右衛門

右は今般英国船渡来、兵火にて逢類焼候段被 聞召
上、別段之以御取訳右之通被成下候条、此旨可申渡
候、

八月 帶刀

右之通安藤十郎名代を以被成下候、御取次御勝手方
御用人伊集院靜馬より致承知候ニ付、帶刀殿并御取
次江、今井壯八郎名代を以致廻勤候事 但天錢三百六拾枚
かね蔵より相渡

「御役御断」〔朱カキ〕
一文久三年亥八月三日

御内意之覚

乍恐奉願候、私事幼少之節より 御側江被召出、当
年迄四拾余年之間追々結構被召仕、当御役迄も被仰
付誠以難有仕合奉存候、然処近年持病之疝癩毎々差
起、殊ニ近頃朝夕不絶腹痛強、此節も長々引入種々
養生仕候得共快氣不仕、当分体にては逆も連勤仕体
無之当惑仕罷在候、依之奉願候、右通過分ニ結構被
召仕候上恐入奉存候得共、当御役御断申上度奉願候、
左様御座候へハ御蔭を以此涯精々養生召加、快氣之

上は猶又奉願似寄之御奉公相勤申度心願奉存候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

亥八月三日

一代小番
名

右之通安藤十郎を以御勝手方江差出候処、今一応養生いたし候様被仰渡候段、同五日同人名代を以致承知候事、

「差出」〔朱カキ〕
一同月五日、毎之通触有之組方書役江差出候、左之通、

差出

戌八月より亥七月迄何御奉公相勤候哉可申出旨被仰渡趣承知仕候、私事御船奉行・道奉行勤相勤居申候、持高百五拾石四斗九升壹夕所持仕候、此段申出候、以上、

亥八月五日

名

「再退役之願渡」〔朱カキ〕
一文久三年亥八月末、退勤之願再左之通差出候処、同年

九月六日御勝手方御用人市來次十郎御取次を以、御張紙を以願之通被仰付候段、名代安藤十郎江被仰渡候事、

御内意之覺

私事文政四巳五月御小性御役にて 御側江被召出、

当年迄四拾三ヶ年之間追々結構被召仕、当御役迄も被仰附誠以難有仕合奉存候、然処近年持病之疴癩毎々差起、殊ニ近頃は朝夕腹痛強、此節も長々引入種々養生仕候得共快氣不仕、当分之体にては迎も連勤仕体無御座当惑仕罷在候、依之奉願候、右通過分ニ結構被召仕候上恐入儀奉存候得共、当御役御免被仰

付被下度奉願候処、今一応養生仕候様被仰渡誠以難有仕合奉存、猶亦養生仕候得共前件通之形行にて、迎も涯々快氣仕体無御座候付、近頃恐入奉存候得共、何卒御役御免被仰付被下度奉願候、左様御座候ハ、篤と養生仕快氣之上は、似寄之御奉公相勤申度心願奉存候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

亥八月

山田壯右衛門

御張紙 願之通御役被成御免候、

九月 攝津

「直触被差免」〔朱カキ〕
同七日、大番頭より名代安藤十郎を以、直触被差免候段致承知候事、

「養子黨四郎御礼願、太右衛門と名替願」〔朱カキ〕
一文久三年亥十一月、願之通養子山田覺四郎江近々御礼

可被仰付候間御問条可差出旨、奏者方より致承知左之
通差出、同年十二月朔日無滞家格之通御礼申上候事、

差出

- 近日中御礼被仰附儀も可有之候間、其心得可仕由
- ニて段々被仰渡御問条之趣承知仕候、
- 一私養子山田覺四郎儀養子成之御礼奉願置候付、近
- 日中 御礼被仰付候ても何ぞ差支無御座候、尤私
- 并親類中御咎目被仰附置候者無御座候、其外不致
- 遠慮候て不叶儀無御座候、
- 一私并其身何ぞニ付差扣相伺置候儀無御座候、
- 一先祖代郷養子又は郷より被召出候者無御座候、
- 一附郷士より其身又は先祖代養子罷成候者無御座候
- 一諸組与力より其身又は先祖代養子罷成候者無御座
- 候、
- 一初て之 御目見不相濟内、角入前髮取御免被 仰
- 付候者無御座候、
- 一願名太右衛門と申出置候、
- 一奥向御奉公仕不申候、
- 一代々新番被入置、当分私并其身御役相勤不申候、
- 一親屯儀御小納戸御側目付兼務被仰付、一代新番被

- 入置、祖父屯儀御小納戸頭取格御鷹匠頭勤被仰附、
- 一代小番被入置、私御小納戸見習被仰附、其後一
- 代新番被入置、三代引継候ニ付代々新番被入置候、
- 一嫡家無御座候、
- 一私并其身又ハ先祖代人家来、町浜寺門前より御赦
- 免被仰附候者無御座候、
- 一覺四郎儀初て之 御目見相濟申候、
- 一幼少極貧者ニて名代を以進上物相納候者無御座候
- 一中紙進上此節仕苦御座候、
- 一此節奉願置候 御礼、外ニ何ぞニ付御礼奉願置候
- 儀無御座候、
- 一覺四郎儀当年式拾三歳罷成申候、
- 一奉願置候通未養子成之御礼不仕候間、弥以被仰付
- 被下度奉願候、
- 右任御問条差出如斯御座候、尤 御礼不被仰附内
- 病氣又は致他行候ハ、其段御届可申出候、以上、

亥十一月廿一日

一代小番 名印

〔養子太右衛門上京〕〔朱カキ〕
 一元治元年改元 子七月六日、太右衛門事御軍役ニ付俄
 有之
 ニ上京被仰附、今日前之濱より乗船致出立候、委細は

太右衛門日記ニ留置、

候処、右宗旨之者無御座候、此段申上候、以上、

子七月

名

「差出」〔朱カキ〕
一同月十日、触有之左之通触支配江差出候、

五番組
小与五番

差出

山田壯右衛門

「差出」〔朱カキ〕
一元治元年子八月二日、触有之触支配鶴木勇右衛門江左
之通差出候、

一持高百五拾石余、居屋敷滑川通

差出

一当子五拾貳歳 一病身罷成御奉公難相勤御役御断
申上、当分勤方無御座候、

一御軍役御手当不被仰付置候、

一私事御船奉行にて道奉行勤被仰付置候処、病身罷
成御奉公難相勤、再応奉願候て亥九月六日願之通
御役御免被仰付、其後御奉公相勤不申候、

養子

但御咎目不被仰付候、

山田太右衛門

一進達掛相勤居候処、御軍役ニ付上坂仕居申候、

一養子山田太右衛門事、御番勤被仰附皆勤仕居候処、
進達掛寄被仰付、其後進達掛被仰付相勤居候、当

右之通御座候、此段申出候、以上、

分御軍役ニ付上京被仰附居候、私事持高百五拾石

子七月

一代小番
名

余所持仕居候、

「宗門改差出」〔朱カキ〕

一私并養子山田太右衛門事諸稽古不被仰付置候、

一元治元年子七月、触有之左之通差出、島津仲殿宅にて
今井壯八郎名代印形いたし候、

但養子太右衛門事、御番人相勤居候内病氣又ハ差支
等にて代番差出候義無御座候、

差出

未札御改元家内人数七人外ニ入人三人、出人壹人
死人壹人、現人数八人

一私并養子太右衛門事、何稽古も不被仰付置候間被
下方無御座候、持高前文之通、

右は切支丹宗門御改被仰渡趣承知仕、私家内相改申

但私并太右衛門事火消不被仰附置候、

一私事亥九月五日迄道奉行相勤居候、持高前文之通、
右は亥八月より予七月迄右之通御座候、此段申出候、
以上、

子八月二日

名

五番組小与五番触支配衆中

「分銀」〔朱カキ〕
一同年八月二日、触有之鶴木勇右衛門江錢七拾八文相添
左之通差出候、

差出

未札御改元家内七人外ニ入人三人、出人壹人、死人壹人
現人数八人、銀ニして八分
右当子年壹分出銀上納仕度奉存候、以上、

子八月

山田壯右衛門

「差出」〔朱カキ〕
一同年九月、触有之左之通申出候組方名宛等
は毎之通

差出

山田壯右衛門

- 一持高百五拾石余
- 一勤方無御座候
- 一当子五拾貳歳

- 一鎗 壹筋
- 一鉄炮壹挺但習具相添

養子
山田太右衛門
一進達掛相勤候、当分上京仕居候、

一鎗 壹筋

一鉄炮壹挺但習具相添

一当子貳拾三歳

右之通ニテ高並武器之儀は昨年兵火之節焼失、未所
持不仕候、此段申出候、以上、

子九月

名

「湯治」〔朱カキ〕
一元治元年子十二月、櫻島古里村温泉江差越候、尤願書

医者証文等は此已前之振合を以組方江差出、嶋 頼母
殿張紙を以願濟相成、十三日より内夷差越、翌年丑正
月七日致帰府候事、

「隠居家督願」〔朱カキ〕
一元治二年丑正月廿九日、左之通組方江差出候処、組頭

島 頼母殿承届被申候由ニテ相下られ、名代今井壯八
郎受取来候ニ付、二月四日御用人新納主税江早川務名
代を以差出候、

口上覚

私事五拾余歳罷成歩行不自由ニ有之、往々御奉公相
勤体無御座候間、私江隠居、養子山田太右衛門江家

督被仰付被下度奉願候、太右衛門事初て之 御目見
相濟申候、尤私事持高百五拾石余、居屋敷一ヶ所所
持仕候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

丑二月

一代小番

山田壯右衛門

大番頭方

五番組方

^{「差出」}
一元治二年丑四月、^{「采カキ」}触有之、左之通触支配鶴木勇右衛門
江差出候、

差出

一代小番

山田壯右衛門

一持高百五拾石余 一勤方無御座候

一当丑五拾三歳

養子

山田太右衛門

一勤方無御座候 一当丑貳拾四歳

右之通御座候、此段申出候、以上、

四月五日

名

^{「隠居家督願濟、玄齋と改名惣髮」}
一元治二年丑四月、^{「采カキ」}隠居家督并玄齋と改名惣髮成等、都
て願之通被仰附候事、

但願書其外之儀太右衛門代一帳之内ニ委細記之、

前文留渡候箇条

^{「筑前侯江御黄切被成度との一件」}
一文政八年乙酉二月、拙者儀先年筑前侯江

^{「重書」}
大信公御末

男御幼名 御養子として被為入当分黒田官兵衛様御事、
桃次郎様

御元服も被為在候ニ付、是迄被附置掛動いたし来候得
共、一統引取候様被仰附、野崎良右衛門・木場次郎兵
衛・櫻井廣喜・有村來・猪飼鯉太郎・拙者何れも通勤
御免被仰付候、官兵衛様御願ニても御座候哉、御養父
備前守様より、拙者義は彼御方江御貰受被成度趣、野
崎良右衛門を以 大御隠居様江為被仰進由、幸良右衛
門殿ニは統柄も有之候ニ付、親類之衆江内々申談られ、
何分拙者義若年ニて殊ニ家督之儀ニ付、不差障様何卒
御断被仰進被下候様内々相願被呉候処、尤ニ被思召上
候との御事ニて、不都合不相成御断ニ被為及相濟候由、
後日良右衛門殿より被申聞候事、

「鑰術伝授」〔朱カキ〕
一天保二年卯正月十八日、虎之助様御相手ニテ梅田九

左衛門鑰術本心鏡智流中極意伝授有之、巻物一軸致受授候事、

「下繪御代参」〔朱カキ〕
一天保四年巳正月五日、三位様重豪公御事、旧冬より

御不例被為成候ニ付、御快氣御祈願之ため 虎之助様より被仰附、下總国諏訪社江同役櫻井半之丞・拙者兩人江 御代参被仰付差越、翌六日夜中罷帰候事但行程十八里余有之

「馬術伝授」〔朱カキ〕
一天保四年癸巳十一月廿四日、虎之助様御相手ニテ、

高麗流馬術手数市田長門殿より伝授有之候事、

「齊彬公御筆拝領」〔朱カキ〕
一天保十二年辛丑三月

齊彬公御染筆御色紙拝領被仰付候事、

但赤地之御色紙砂子金泥ニテ霞之模様

御歌

藻しほ草かくともつきし君か世の

かすによみをく和歌のうら浪

御証文一通 御附御小納戸薬丸猪右衛門印判有之

覚

御筆藻しほ草

右従 齊彬公拝領被仰付候、其節拙者相詰候、仍如件、

天保十二年丑三月十五日 薬丸猪右衛門印判

山田屯殿

「和歌入門」
一天保十二年丑七月廿二日、依 御内沙汰、東武和歌所

再昌院北村季文法印北村季吟之子孫江歌道入門いたし候事 但同

菊池矢一郎・折田八郎兵衛同様、尤先年より 齊彬公御詠草被遣来候て、其節々繰廻 御側廻より御使相動候

「齊宣公御筆拝領」〔朱カキ〕
一天保十二年丑極月三日、齊彬公より 齊宣公

御自筆之尊詠御短冊拝領

御短尺雲紙

御詠

湖上月 鏡山みかく計に月すミテ

ひかりさやけき鳩の浦なミ 御名

但 齊宣公天保十二年丑十月廿四日御内美ハ、於高十三日

輪御殿被遊 御逝去、御残り之御筆物等芝御

殿江相廻り 齊彬公御拝見被遊候て、須摩・

壯右衛門拙者・菊池矢一郎江取扱被仰付、御書損等は御焼捨致し其余差上候処、御格護ニ相成、其余は御子様方江被進、残り候分ハ是迄相動来候高輪御附之内江拝領等被仰付候尤芝御附之奥向相願候向江も拝領被仰付候ニ付、其節奉願拝領仕候事、

御小納戸藥丸猪右衛門証文一通相添、

〔御取替〕〔朱カキ〕
一天保十四年卯五月十三日、金拾五両、右は先達て同役を以御取替之願申上置候処、御側役種子嶋六郎御取次を以御内証より御取替被仰付候事、

〔御内使者〕〔朱カキ〕
一弘化二年巳五月廿七日、公辺御役方町奉行等江、以
来 御手元御内用御使者、仙波市左衛門・拙者兩人江被仰付候段 御直ニ承知仕候、就右六月十五月初て町奉行鍋島内匠頭殿江御内使者相動候事已後不
相記

〔西向江引移〕〔朱カキ〕
一弘化二年巳十月廿四日、南向御長屋御普請ニ付西向御長屋江被召移候段被仰渡、今日引移候事、

〔御内使者〕〔朱カキ〕
一弘化三年午正月六日、御老中青山下野守様江御手元より御内用之御使者初て相動候、左候て追々御老中間部下總守様・脇坂中務大輔様・牧野備前守様・阿部伊勢守様・久世大和守様・堀田備中守様・松平伊賀守様・松平和泉守様其外田安様・尾州様・紀州様・水戸様等江、毎々御内使者数度相動候事已後不記之

〔番勤〕〔朱カキ〕
一弘化三年丙午六月六日、少将様御下国ニ付、御留守中 太守様御方江相動候様、御側役二階堂志津馬御取次を以被仰付候事但少将様御付にて今度御内
許江御供不被仰付者一同

〔御内使者〕〔朱カキ〕
一嘉永三年戌四月廿二日、是迄仙波市左衛門江被仰附来候御老中様、其外御役方等江之 御手元御内用使者、以来拙者江相動候様 御沙汰被為 在候段、於御用部屋御側役名越彦太夫より致承知候事、

〔御刀番ニ付恩賜〕〔朱カキ〕
一嘉永三年戌五月四日、御金五拾両、右は今般御刀番就被仰付候は、兼々困窮之段被聞召通候ニ付、極御内々御取替被仰附候旨、於御用部屋御側役名越彦太夫御取次を以致承知拝領いたし候事、

〔齊興公御内使者〕〔朱カキ〕
嘉永三年戊七月廿九日、太守齊興公御手元御内用ニ

付御老中様方等江之御内使者、以來拙者江相勤候様被
仰附候段、御国許より申來越候趣にて、於御用部屋御

側役名越彦太夫より致承知候事、但被進御品取仕立方等之儀
は驚頭才之丞江被仰付候
段、同様致承知候事、是迄は齊彬公御手元御使者のみ相
勤居候処、已後、御兩殿様御内使者一人にて相勤候事

〔仕廻料〕〔朱カキ〕
嘉永五年子五月廿三日、金拾両、右就 御參勤御供表

向為仕廻料、御側役御取次を以致拝領候事、

但同役一列同様、

〔家督中持高〕〔朱カキ〕
一拙者家督中申請高、其外追々取入高左之通、

高三拾石壹斗七升七合八才 領地五ヶ所

右申請高 安政五年之条ニ明細記之、依て略ス、

鹿兒島坂元村之内
仕明抱地

高八斗七升五合

右安政四年巳六月、伊地知直次郎殿より永代買取

代錢相渡、午五月御届申上、同年十二月廿四日島

津伯耆殿より川上右近取次証文を以、高直御免被

仰渡、萬延元年申四月十三日御勘定奉行伊十院準

衛より名寄巻物一卷、拙者名前ニ相直り被相渡候

事、

野尻江平村之内
吉村門

高三拾五石六斗壹升八合五夕五才

右安政五年午四月、島山吉右衛門殿より永代買取

代錢相渡御届申上、同六年未七月十六日島津登殿

より御用人堀四郎左衛門取次証文を以、高直御免

被仰渡、同年十一月十三日名寄帳一冊拙者名前ニ

相直り、御勘定奉行伊勢雅樂より被相渡候事、

伊作和田村之内
窪蘭門

高貳拾壹石壹斗六升四合五夕八才

右安政五年午五月、岩城源七郎殿より永代買入代

錢相渡御届申上、同年十二月廿四日島津伯耆殿よ

り御用人川上右近取次証文を以、高直御免被仰渡、

萬延元年申四月十三日名寄帳一冊拙者名前ニ相直

り、御勘定奉行伊十院準より被相渡候事、

山之口富吉村
新地門之内

浮免

高拾四石七升貳合八夕壹才

室屋敷

湯之尾川北村
柿木原門之内

浮免

高五石

内損高貳斗八升七合七夕壹才

右貳行安政六年未十月、有川幸太郎殿より永代買入、代錢相渡御届申上置候処、文久元年酉十二月廿八日喜入攝津殿より御用人島津主殿取次証文を以、高直御免被仰渡、同三年亥正月十三日御勘定奉行肝付兵部より、名寄帳貳冊拙者名前ニ相直り被相渡候事、

谷山下福元村之内

小窪門

高貳拾三石三斗五升九合三夕七才

右文久元年酉五月、相良矢一兵衛殿より永代買入代錢相渡御届申上、同年十二月廿八日喜入攝津殿より島津主殿取次証文を以、高直御免被仰渡、同二年戌十月三日御勘定奉行倉山作太夫殿より名寄帳一冊、拙者名前ニ相直り被相渡候事、

田布施大野村之内

高貳拾石貳斗貳升貳合七夕壹才

内損高壹石三斗九升五合八夕三才

右同断谷山高一同一応買入代錢相渡、其外右同日名寄帳迄も相受取候事、尤右田布施高之儀は相良氏拝領高ニ付、先々彼方都合宜節差返し候筈ニ候事、

惣合高 百五拾石四斗九升壹夕

合高場所 拾貳ヶ所申受高トモ

合名寄帳六冊 但申受高三拾石余、場所五ヶ所ハ合冊

右同巻物一軸

右之通

○以下の山田為長明細日記の部分は省略した。

齊彬公史料編年目錄
(第一卷～第三卷)

例言

一この目録は、「鹿児島県史料 斉彬公史料」第一巻～第三巻に収めた史料のすべてを、編年順に配列して収録したものである。

一史料題は、底本とした東京大学史料編纂所蔵本「斉彬公史料」全一〇一卷分については原編者市来四郎の付した見出しをそのまま用いた。ただし見出しの誤記、不明確なものについては適宜（ ）で注記した。なお、補遺史料については若干の変更を加えた。

一各史料は、年月日、史料題、史料の収載巻名・収載頁・収載番号を記載した。㊶、㊷、㊸は収載巻名、その下のアラビア数字は収載頁、最下部の（ ）内の漢数字は収載番号を示す。

一年代、月日などを欠くものうち推定し得るものは（○○○○）で示した。

一月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま用いた。

一年代不明、および年代を特定できない史料については、最後尾に年代不明等として第一巻より収載番号順に一括して収めた。

天正11年～文化9年

- | | | | |
|--------|-------------------------|-------|----------------------------------|
| 天正十一年 | 義久公九州御領知概略 ④479 (二五五) | 寛政二年 | 寛政二庚戌年三月之御治定 ④174 (一〇三) |
| 慶長廿年 | 徳川家御軍役賦 ④479 (二五六) | 三月 | |
| 延宝八年 | | 寛政三年 | |
| 正月 | 鹿兒島大火之記事 ④844 (五一三) | 五月 | 幕府学制訓諭 ④818 (四八七) |
| 元禄六年 | | 文化六年 | |
| 五月十五日 | 昌平国学之記 ④819 (四八八) | 六月十三日 | 斉彬公御家督ニ付先規調査(島津斉宣願書外) ④237 (一五九) |
| 正徳四年 | | 文化八年 | |
| 十二月廿五日 | 近衛家所蔵書第五(即宗院申状) ④272 | 三月十五日 | 島津斉彬江戸芝郎ニ蓄髮式ヲ執行ス ④1 (一) |
| | (二〇三) | | |
| 享保・元文頃 | 江戸年中御用金定額 ④477 (二五二) | 文化九年 | 公年四才御嫡子御届 ④1 (二) |
| 安永二年 | 聖堂・造士館・演武館・神農殿 ④810 (四) | 九月 | 斉彬公嫡子届済ニツキ進上物ノ件 ④2 (三) |
| 二月? | 八六〇 | 九月 | 島津斉彬英姫縁組一件 ④3 (四) |
| 安永九年 | | 十二月 | 島津斉彬英姫縁組一件 ④3 (四) |
| 十一月 | 藩内石高地所檢見来由 ④711 (四一八) | 十二月 | 福永仁右衛門紀事 ④3 (五) |
| | | | 島津斉彬ノ名順等達ス ④7 (六) |
| | | | 斉彬公芝神明宮參詣ノ件 ④7 (七) |

文化十年～十二年

島津斉彬年譜 ⑧(八)

十二月十七日

御元服初テ御登宮及ヒ御改名布告 ②2

文化十三年

正月

英姫ノ逗留ヲ達ス ⑧(九)

六月

英姫引越通達 ⑧(一〇)

十二月廿六日

斉彬叙任口宣案(従五位下) ①7(一九)

九月四日

英姫父民部卿徳川斉敦薨ス ⑧(一一)

十二月廿六日

同宣旨(兵庫頭・従五位下) ①7(二〇)

十二月

島津斉彬痘ヲ患ヒ酒湯ヲ召ス

文政七年～八年頃

同宣叙(従四位下) ①9(二二)

⑨(一二)

文政八年

島津斉彬年譜 ②2(二四)

文政元年

斉彬公年譜続 ⑩(一五)

二月廿八日

侍従御叙任ニ付局文(仁孝天皇女房奉書) ②1(三二)

(文政元年) 正月

英姫君御部屋御造立通達 ⑩(一三)

(文政元年)

木場次右衛門ヲ小納戸頭取抱守役トス

文政九年頃

島津斉彬若年ノ砲術修業 ③3(三二)

二月十五日

⑩(一四)

文政十年～十二年

斉彬公史(島津斉彬年譜) ②7(二七)

文政四年～

種子島時昉家記抄 ⑩(一六)

文政四年～七年

島津斉彬年譜 ⑩(一七)

(文政十一年) 六月五日

山口不及殿様御直咄覚之記 ③4(二八)

文政六年

二月廿日

種子島時昉家記 ②3(二六)

文政十一年頃

能誼ノ類御好ナカリシ事実 ③8(三八)

文政六年～七年頃

島津斉彬公若年ノ逸話 ①7(一八)

十一月

文政・天保頃米価及ヒ金銀銭価概略 ④

文政七年

433 (二〇一)

文化10年～天保12年

文政十三年～
天保四年 島津斉彬年譜 ㊦ 28 (二八)

天保九年

天保三・四年頃

御近習ノ輩へ萩野流砲術ヲ学ハシメ玉ヒ
シ事実 ㊦ 132 (一一〇)

(天保九年)
正月十二日

島津斉彬書翰(伊集院兼珍宛) ㊦ 724 (三
四五)

天保五年

十二月十六日

斉彬公左近衛権少将御叙任 ㊦ 31 (二九)

(天保九年)

島津斉彬書翰(伊集院兼珍宛) ㊦ 725 (三
四六)

十二月十六日

少将御叙任及布告 ㊦ 34 (三五)

四月十五日

種子島時助家記 ㊦ 40 (四〇)
夢物語(高野長英著) ㊦ 172 (二四七)

天保六年

三月十五日

島津斉彬年譜 ㊦ 32 (三一)
左近衛権少将御叙任ニ就テ局文(仁孝天
皇女房奉書) ㊦ 31 (三〇)

天保十年

十二月廿八日

高野長英・渡辺華山等事蹟 ㊦ 196 (二五
三)

(天保六年)

四月六日

兼城親方書面 ㊦ 42 (四二)

天保十年頃

高野長英捕縛セラレタル頃謡歌 ㊦ 222 (一
五五)

四月廿七日

種子島時助家記抄 ㊦ 34 (三四)

十一月七日

鎌田正純日記抄 ㊦ 34 (三三)

十二月九日

種子島時助家記抄 ㊦ 37 (三七)

天保六年～七年

高令ノ士庶ヲ懇遇シ玉ヒシ事実
㊦ 37 (三六)

天保十一年

正月十七日

島津斉彬書翰(伊達斉邦宛) ㊦ 726 (三四
七)

天保七年

四月

医弊説 ㊦ 114 (九三)

天保十一年～十三年

島津斉彬年譜 ㊦ 41 (四一)

天保七年～九年

島津斉彬年譜 ㊦ 38 (三九)

天保十二年

島津斉彬書翰(伊集院兼珍宛) ㊦ 726 (三
四八)

十一月三日

天保十三年 清国阿片戦争始末に關する聞書 ③16(五)

〇三)

三月廿一日

新規角場ノ建設ヲ禁シ諸邸角場図ヲ録上セシム ④48(五二)

天保十四年

五月六日

水戸中納言隠居駒込屋敷ニ謹慎 ④49(五三)

三月

島津斉彬修理大夫ト改名並布告 ④43(四四)

五月六日

徳川鶴千代鷹家督 ④49(五四)

四)

五月十日

江戸本丸城焼亡 ⑤50(五五)

天保十五年

外国事情書(渡辺畢山) ⑤180(二五二)

五月十三日

老中真田信濃守幸貫辞職 ⑤50(五六)

天保年間

印籠等下付ノ件 ⑤43(四三)

五月十四日

本丸造営掛ヲ命ス ⑤51(五七)

天保年間

太守様御登城御行列 ⑤478(二五四)

五月十四日

松平讚岐守滞府并後見命令ノ通知 ⑤52(五八)

弘化元年

藩内事項総覧(島津斉彬年譜) ⑤46(四五)

五月十五日

本丸造営費献金ノ諭達 ⑤53(六〇)

下渋谷村ニ砲術角場ヲ設ク ⑤46(四六)

五月廿二日

本丸造営費献金聴届 ⑤53(六一)

正月十二日

出火ノ節在京目付役ニ限り白笠ヲ用ユ

五月廿三日

万石以下上納金達書 ⑤57(六二)

正月

⑤47(四七)

六月十日

井上因碩ノ上書 ⑤57(六三)

二月十六日

赤坂今井谷ニ砲術角場ヲ設ク ④47(四八)

六月十四日

所司代酒井若狭守ヨリ伝奏衆へ通スル書 ⑤52(五九)

八)

六月十六日

印旛沼ノ普請差止 ⑤59(六四)

二月廿七日

阿蘭陀甲比丹登城 ④47(四九)

六月十八日

堀大和守・水野越前守加判ノ列任命 ⑤59(六五)

二月

骨牌ノ製造ヲ禁ス ④48(五〇)

六月十八日

和蘭国甲比丹上申書和解 ⑥60(六六)

三月十一日

用人二階堂右八郎等ヲ琉球国へ派遣ス

六月十九日

松平肥前守届 ⑥61(六七)

④48(五一)

六月

松平美濃守届 ⑥62(六八)

④48(五一)

長崎奉行ヨリ市中郷中へ触達 ⑥62(六六)

弘化初~嘉永中頃 九
江戸芝邸在勤人数 ④478 (二五三)
五月廿二日 鎌田正純日記抄 ⑥68 (七二)
五月廿五日 川上筑後日記抄 ⑥68 (七一)
閏五月廿二日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦75 (三六一)
閏五月廿四日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦76 (三六二)

弘化二年

五月二日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦77 (三四九)
五月三日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦77 (三五〇)
五月 四書五経等出版セラレシ事実 ⑥68 (四六)
六月三日 碓山将曹種子島六郎へ書翰 ⑦72 (七七六)
六月四日 種子島六郎碓山将曹へ書翰 ⑦78 (七七九)
六月十七日 鎌田正純家記抄 ⑥69 (七三)
夏頃 黒岩堅藏家記抄 ⑦74 (七七)

六

十月十二日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦77 (三五一)
十月十三日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦78 (三五二)
十一月三日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦79 (三五三)
十一月七日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦79 (三五四)
十二月廿九日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦30 (三五五)

弘化三年

齐彬公御事蹟総覧(島津斉彬年譜) ⑥63 (七〇)

二月廿日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦71 (三五六)
三月 齐興昇進願口演書 ⑦71 (三五七)
春 江田平藏家記抄 ⑦70 (七四)
四月六日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦73 (三五八)
四月廿三日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦74 (三五九)
四月廿六日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦74 (三六〇)
九月廿九日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦73 (三六六)
九月 御格式条例水戸侯ヨリ御尋問御答書 ⑦71 (七五)
十一月朔日 海岸巡視砲台築造等届書 ⑦73 (三六七)
十一月十二日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑦74 (三六八)
十一月廿七日 調所笑左衛門種子島六郎へ書翰 ⑦75 (三八)

弘化四年

齊彬公御事蹟概略(島津斉彬年譜) ⑧80

(八〇)

三月九日 鎌田正純家記抄 ⑧2 (八一)

五月廿七日 伊達宗城公御手留鈔 ⑧703 (四二六)

六月廿二日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ⑧745 (三七〇)

六月廿二日 島津斉彬書翰(山崎拾宛) ⑧746 (三七二)

六月廿三日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑧746 (三七二)

七月八日 鎌田正純日記抄 ⑧85 (八三)

八月廿日 砲術館揭示 ⑧84 (八二)

八月廿九日 島津斉彬書翰(島津久宝宛) ⑧748 (三七三)

八月廿九日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ⑧753 (三七四)

九月九日 防海策并琉球等ノ件斉彬公御書簡(徳川

斉昭宛) ⑧86 (八四)

九月廿九日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ⑧755 (三七五)

十月晦日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ⑧756 (三七六)

八一

八月廿七日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ⑧772 (三八二)

九月十二日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑧772 (三八三)

九月廿二日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑧773 (三八四)

十月廿九日 島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ⑧775 (三八五)

十二月廿六日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑧776 (三八六)

嘉永元年 江戸御在邸中鹿兒島ノ事情探偵セラレシ

事実 ⑧139 (一二三)

嘉永二年

齊彬公御事蹟総覧(島津斉彬年譜) ⑧88

(八五)

正月六日 大島大和浜沖ニ異国船通航発砲ス ⑧104

(九四)

正月十八日 水戸前中納言斉昭公斉彬公御囑託ノ題字

揮毫ノ件 ⑧106 (九八)

正月廿八日 黒田家家記抄 ⑧93 (九三)

正月廿九日 島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ⑧777 (三八七)

八七

正月廿九日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ⑧777 (三八八)

正月廿九日 島津斉彬書翰(村野実農宛) ⑧779 (三八九)

二月七日 大島実久間切ニ異国船通航ノ報 ⑧105 (九

嘉永元年

二月廿九日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ⑧759 (三七七)

三月廿九日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ⑧761 (三七八)

五月廿九日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ⑧763 (三七九)

七月廿九日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ⑧767 (三八〇)

七月廿九日 島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ⑧770 (三

二月九日	七)	島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ①781(三九〇)	六月三日	右ニ対スル水戸公御書牘(島津斉彬宛) ①110(二〇四)
二月		長崎援兵準備(軍役方家老達) ①105(九五)	六月七日	洋書・燧石・印影鏡并ニ尾州・越前・下曾根及琉球詠歌等ノ件(徳川斉昭宛) ①111(二〇五)
三月十九日		琉球王使將軍ニ謁ス ①89(八六)	六月廿七日	島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ①786(三九六)
三月廿九日		島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ①782(三九一)	六月廿九日	島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ①787(三九七)
四月三日		琉球事情及地図并洋銃御贈遺、御参邸御対話等ノ件(徳川斉昭宛) ①107(二〇〇)	六月廿九日	島津斉彬書翰(山口定救宛) ①788(三九八)
四月廿八日		洋式大操練 ①91(八八)	六月~十二月	当时ノ概況 ①92(九二)
閏四月三日		島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ①783(三九二)	八月廿四日	島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ①789(三九九)
閏四月廿九日		島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ①785(三九四)	八月廿九日	島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ①789(四〇〇)
閏四月廿九日		島津斉彬書翰(山口定救宛) ①785(三九五)	八月廿九日	島津斉彬書翰(山口定救宛) ①790(四〇一)
四月		洋法医禁令(家老達) ①91(八七)	九月五日	物品贈受ノ件(徳川斉昭宛) ①112(二〇六)
五月廿二日		一万方及洋書貸借等ノ件(徳川斉昭宛) ①110(二〇三)	九月七日	印影鏡伝書松前・琉球・尾張国相并人造燧石等ノ件(徳川斉昭宛) ①114(二〇七)
五月		防海策及御詠歌・洋書・燧石製造・印影鏡等ノ件(徳川斉昭宛) ①107(二〇一)	九月廿九日	右ニ対スル水戸侯御書翰 ①114(二〇八)
五月		右ニ対シタル水戸公御書簡(島津斉彬宛) ①106(二〇二)	九月廿九日	島津斉彬書翰(山口定救宛) ①791(四〇二)
			十月九日	島津斉彬書翰(村野実晨宛) ①794(四〇三)
				島津斉彬書翰(松平慶永宛) ①795(四〇四)

十一月十五日 牛痘・鉄碩・洋品等ノ件(徳川斉昭宛)

○115 (一〇九)

十一月廿九日 島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ○796 (四〇五)

十一月廿九日 島津斉彬書翰(山口定救宛) ○796 (四〇六)

十二月五日 地図・牛痘種并御参邸日期等ノ件(徳川

斉昭宛) ○116 (一一〇)

十二月廿七日 牛痘ノ種御贈遺并御贈答御詠歌世評等ノ

件(徳川斉昭宛) ○117 (一一一)

十二月 異国処分変更布令 ○133 (二二八)

嘉永三年

御事蹟総覧(島津斉彬年譜) ○120 (一一三)

正月九日~六月 安田助左衛門日記抄 ○146 (一三七)

正月十八日 島津斉彬書翰(黒田斉溥宛) ○797 (四〇七)

正月廿四日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ○800 (四〇八)

正月廿五日~十二月黒田家家記抄 ○144 (一三五)

正月廿六日 島津斉彬書翰(井上経徳宛) ○800 (四〇九)

正月 水野越前守外国船攘斥ヲ止ム ○133 (二九)

二月五日 江戸市街大火 ○123 (一一三)

二月廿四日 斉彬公水戸中納言殿御往復書第二 ○129

(一一一)

二月 當時ノ概況 ○105 (九六)

三月朔日 斉彬公水戸中納言殿御往復書第一 ○128

(一一〇)

三月廿五日 江戸尚齡会 ○125 (一一五)

(嘉永三年) 右ニ対スル斉彬公御書牘(徳川斉昭宛)

○106 (九九)

四月三日 島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ○808 (四〇)

四月九日 島津将曹家記抄 ○148 (一三九)

(嘉永三年) 朝廷七社・七大寺攘夷御祈禱(孝明天皇

御沙汰書) ○124 (一一四)

四月 島津斉彬書翰(伊集院兼直宛) ○808 (四一一)

五月廿一日 斉彬公水戸中納言殿御往復書第三 ○129

(一一二)

五月廿一日 斉彬公水戸中納言殿御往復書第四 ○130

(一一三)

五月廿三日 斉彬公水戸中納言殿御往復書第五 ○131

(一一四)

五月廿三日 斉興公御城下土踊ヲ再興シ玉フ(家老島

津久徳達二通) ○149 (一一四〇)

五月廿三日 島津斉彬書翰(木村時澄宛) ○809 (四一一)

五月廿六日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ○811 (四一三)

八月廿三日

斉彬公琉球在留外国処分ニ就テ伊達宗城

(嘉永三年)

在琉外人退去及ヒ警衛兵派遣届書(島

八月廿七日

公へ御依頼 ①133(一三〇)

十二月二日

津斉興届 ①143(一三三)

九月十六日

斉彬公水戸中納言殿御往復書第六 ①132

十二月三日

島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ①831(四三〇)

九月十九日

(一二五)

十二月八日

斉興公朱衣肩衝御茶入御拝領 ①236(一五

九月廿日

島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ①815(四一四)

十二月十一日

七)

九月廿二日

斉彬公伊達公へ御往復第一 ①139(三二)

十二月十二日

島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ①831(四二二)

九月

江戸府内各藩邸ニ於テ大小砲操練ヲ許ス

十二月十八日

国老島津将曹、斉興公御隠居・斉彬公御

十月朔日

(老中達二通外) ①127(一一九)

十二月廿八日

知政御予定ノ趣中山王ニ報告ス ①126

十月十六日

島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ①816(四一五)

(嘉永三年)

鎌田正純所蔵関係文書 ①148(一三八)

(十月上旬)

斉彬公水戸中納言殿御往復書第七 ①132

嘉永四年

当時ノ物価江戸市中 ①125(一一六)

(十月上旬)

(一二六)

嘉永四年

島津斉彬意見書(筒井政憲等宛) ①817

十一月七日

島津斉彬意見書(伊達宗城等宛) ①821

正月六日～六月

総覧(島津斉彬年譜) ①225(二五六)

十一月廿日

(四一七)

正月八日

樺山資之日記鈔 ①259(二八八)

十一月廿七日

島津斉彬書翰(伊達宗城・南部信順宛)

正月廿三日

島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ①833(四三二)

①825(四一八)

正月廿五日

島津斉彬書翰(伊達宗城、南部信順宛)

右ニ対シ水戸侯御書簡(島津斉彬宛)

①132(一二七)

正月廿五日～五月

御家督御初入部御式事ノ一 ①273(一九三)

島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ①830(四一九)

- 二月一日～四月 福岡藩士早川勇記事抄 ②56(一八四)
- 二月二日 齊彬公御家督御親達書 ②39(一六〇)
- 二月二日 捉書 ②85(四二五)
- 二月二日～四月 黒田家公書抄 ②57(一八五)
- 二月三日 齊彬公御帰国ニ臨テ幕府ヨリ在留仏・英人処分ノ特命ヲ受ク ②49(一七七)
- 二月三日 薩摩守改名伺書 ②87(四二六)
- 二月三日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ②87(四二七)
- 二月四日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ②88(四二八)
- 二月九日 島津斉彬書翰(伊達慶邦宛) ②89(四二九)
- 二月十一日～四月 鎌田図書正純日記抄 ②36(一五八)
- 二月十二日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ②89(四三〇)
- 二月廿一日 齊興公御退隠齊彬公御知政ノ事実及ヒ布達 ②39(一六一)
- 二月廿九日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ②81(四三一)
- 二月～五月 御知政初テ御帰国之事実及ヒ布告 ②41(一六五)
- 二月 齊彬公御拝戴御朱印書(島津斉彬明細書) ②39(一六一)
- 三月二日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ②81(四三二)
- 三月三日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ②82(四三三)
- 三月廿五日 国老川上龍衛ヲシテ日光廟ヲ拜セシム ②53(一七九)
- 三月廿八日 御隠居・御家督之御礼式布達 ②44(一六七)
- 三月廿八日 御隠居・御家督・御政務御介助願旨之布告 ②44(一六八)
- 三月 齊彬公御政務御介助布告 ②40(一六四)
- 三月 政務ノ方針布告 ②40(一六三)
- 三月 御改名ノ布達 ②40(一六二)
- 三月 寺島宗則日記抄 ②53(二六五)
- 三月～五月 島津斉彬証状(高野山蓮法院宛) ②44(四三四)
- 四月五日 島津斉彬書翰(島津久玉宛) ②84(四三五)
- 四月七日 齊彬公伊達宗城公ニ与ル書 ②53(一八一)
- 四月七日 伊地知季安記事抄 ②45(二七一)
- 四月廿三日 日光神社修繕御用御拜命布告 ②45(一六九)
- 四月 幕府海岸防禦及砲術稽古取締方等ヲ布告ス ②40(二〇〇)
- 五月三日 島津安芸園境出水郷ニ迎フ並ニ勢揃 ②46(一七二)
- 五月六日 新田宮御参拝及ヒ久見崎御船囀場御覽 ②46(一七三)
- 五月八日～十九日 御家督御初入部御式事ノ三 ②39(一九五)
- 五月八日 齊彬公御着城謝恩使 ②45(一七〇)

五月八日 小松帶刀系図 ②62 (二八九)
五月十日 齊彬公御一門及ヒ四家ノ夫妻ヲ城中ニ集
メ祝筵ヲ開キ玉フ ②46 (二七四)

五月十一日 齊彬公門葉ノ輩ヲ城中ニ集メ祝筵ヲ開キ
玉フ ②47 (二七五)

五月十六日 齊彬公仰出書 ②43 (二六六)

五月廿日〜六月 御家督御初入部御式事ノ四 ③55 (一九六)

五月 堤長哲卿風船図並詩歌贈進セラレシ事実
③14 (一一五)

七月十一日 窮民救恤米価下落云々ノ御書取 ②64 (一
九二)

六月廿一日〜十月 御家督御初入部御式事ノ五 ③30 (一九七)

夏頃 家老へ直書(島津豊後宛) ③45 (四三六)

夏 紅色瓦羅斯製煉御開之事 ④55 (二〇六)

夏 綿火薬創製水戸公へ進呈シ玉フ ④56 (二
〇七)・④65 (一三五)

七月廿八日〜十一月安田助左衛門日記鈔 ②62 (一九〇)

八月廿七日 中山実善ニ内外ノ時情探訪ノ内命 ②71
(一九二)

八月 御城内動植館内御花園江製煉所及ヒ反射
竈雛形御創建及ヒ開物ノ品目或ハ逸話逸
事 ④51 (一〇二)

八月 城下諸士八拾歳以上之男女取調 ②49
(二七八)

九月十日 御家督御初入部御式事ノ六 ④04 (一九八)

嘉永五年正月 琉球へ土佐人漂着届書 ③46 (四三七)

九月十一日 島津斉彬書翰(長崎奉行宛) ③47 (四三八)

九月十八日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ③48 (四三九)

九月廿九日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ③48 (四四〇)

(十月) 備荒儲蓄令 ②47 (二七六)

十一月十日 風俗矯正酒会勝負事等ヲ禁シ玉フ ④89
(二二四)

十一月十八日 漂着人引渡済届書 ③49 (四四二)

十一月廿九日 島津斉彬書翰(島津忠寛宛) ③39 (五〇五)

十二月 学生稽古扶持給与達書 ③49 (四四二)

十二月 貧窮ノ輩江金子恵与シ玉ヒシ事実 ④89
(二二三)

伊地知貞馨記事抄 ②58 (二八六)

嘉永四辛亥年日光廟御修造手伝人名 ②
253 (二八〇)

中浜万次郎申口 ⑤19 (二五二)

手記(島津斉彬) ③50 (四四三)

嘉永四年頃 佐久間修理砲学図編及ヒ礮卦ト名付タル
書進呈ス ③73 (四五九)

嘉永四年頃

嘉永四年頃

嘉永五年

総覧(島津斉彬年譜) ④494(二二六)

正月四日

常平倉創設並御書取付事実(島津斉彬直達外) ④489(二二二)

正月十一日

吉書 ④852(四四四)

正月廿日

島津斉彬書翰(戸塚静海宛) ④853(四四五)

(嘉永五年)

島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ④839(五〇六)

(嘉永五年)

島津斉彬書翰(島津忠寛宛) ④840(五〇七)

正月廿九日

島津斉彬書翰(池田慶政宛) ④840(五〇八)

(嘉永五年)

二月三日 島津斉彬書翰(池田慶政宛) ④841(五〇九)

二月三日

常平倉創設ノ御趣意郡奉行訓諭書 ④516(二四八)

二月五日

御家督御初入部御式事ノ二 ④301(一九四)

二月十六日

諸国人別改布令 ④506(二三一)

二月十九日

江田平蔵日記抄 ④501(二二七)

二月廿一日

城北吉野村牧場ニ符ス ④533(二五三)

二月廿九日

島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ④854(四四六)

二月廿九日

島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ④857(四四七)

二月

水戸公ヨリ大日本史ヲ贈ラル ④537(二五七)

三月十五日

護王神社創建金ヲ寄附ス ④537(二五八)

三月廿五日

那覇へ英艦渡来届書 ④857(四四八)

三月廿八日

高齡ノ土庶ニ祝品ヲ賜フ ④517(二四九)

(三月頃)

島津斉彬直書(島津久宝宛) ④858(四四九)・④75(四五)

春

蒸気船雛形御創造並幕府談アリシ事実付蒸気車雛形製造ノ始末 ④475(二二七)

春

寺島宗則日記抄 ④536(二五五)

四月七日

質素節儉並衣服ノ制度ヲ立ラル ④490(二二五)

四月十七日

江戸絵図改正諸家邸地調査布告 ④506(二二三)

四月廿八日

御膝辺役員ニ衣服地布ヲ賜フ ④517(二二五)

四月廿九日

江戸邸在勤及ヒ定府ノ輩訓誡ノ御親書 ④511(二四二)

五月二日

井伊掃部頭浦賀警衛変更達書 ④537(二二五)

五月八日

府下各方限郷友交際ノ習慣上申 ④517(二二五)

五月廿二日

西丸焼亡諸大名惣登城布告 ④507(二二三)

五月廿二日

西丸炎上留守居役所日帳抜萃 ④539(二二六)

五月廿九日

島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ④859(四五〇)

五月

島津斉彬書翰(池田慶政宛) ④841(五一〇)

五月

武州大森村ニ大砲射撃場取建 ④508(二三三)

- 五月
 - 御城下無祿、小祿ノ諸士就農法閱勇助・山口九十郎等へ取調ヲ命シ玉フ ㊦515(二四六)
- 六月三日
 - 新納久仰上申書外夷処分云々 ㊦418(二〇四)
- 六月四日
 - 島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ㊦859(四五二)
- 六月四日
 - 島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ㊦860(四五二)
- 六月五日
 - 五島築城ノ達 ㊦539(二六一)
- 六月七日
 - 西丸造営省略云々布告 ㊦508(二三六)
- 六月廿五日
 - 鎌田正純日記抄 ㊦516(二四七)
- 六月廿八日
 - 外国船漂来等届書 ㊦860(四五三)
- 六月廿八日
 - 清国人琉球上陸届書 ㊦861(四五四)
- 六月
 - 六人部是香建言 ㊦502(二二八)
- (嘉永五年)七月廿九日
 - 島津斉彬書翰(池田慶政宛) ㊦841(五一二)
- 七月廿九日
 - 島津斉彬書翰(池田慶政宛) ㊦842(五一二)
- 七月廿九日~十月
 - 鎌田正純日記抄 ㊦513(二四三)
- 七月晦日
 - 右大将家定公三十寿齡内大臣勅許 ㊦507(二三四)
- 八月三日
 - 島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ㊦842(五一三)
- 八月三日
 - 島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ㊦843(五一四)
- 八月廿一日
 - 政化ニ付キ論達書 ㊦862(四五五)
- 九月十七日
 - 島津斉彬書翰(島津久光宛) ㊦864(四五六)
- 十月十六日
 - 島津斉彬書翰(池田慶政宛) ㊦843(五一五)
- 十月廿日
 - 諏訪兼武在琉中日記抄 ㊦505(二二九)
- 十月廿二日
 - 將軍代替朝鮮信使大坂迄来聘布告 ㊦509(二三七)
- 十一月二日
 - 島津斉彬書翰(島津久光宛) ㊦865(四五七)
- 十一月二日
 - 島津斉彬書翰(島津久光宛) ㊦865(四五八)
- 十一月廿八日
 - 島津斉彬書翰控(阿部政弘宛) ㊦868(四五九)
- 十一月晦日
 - 島津斉彬書翰(島津久光宛) ㊦868(四六〇)
- 十一月
 - 新古金銀貨交換期月布令 ㊦509(二三八)
- 十二月二日
 - 島津斉彬書翰(池田慶政宛) ㊦843(五一六)
- 十二月三日
 - 島津斉彬書翰(池田慶政宛) ㊦844(五一七)
- 十二月五日
 - 島津斉彬書翰(池田慶政宛) ㊦844(五一八)
- 十二月九日
 - 西丸造営地鎮祭云々布告 ㊦510(二四〇)
- 十二月十六日
 - 左近衛權中将ニ御叙任(口宣案) ㊦513(二四四)
- 十二月十六日
 - 従四位上ニ昇進シ玉フ(宣旨外) ㊦513(二四五)
- 十二月十七日
 - 島津斉彬書翰控(姉小路宛) ㊦869(四六一)
- 十二月十九日
 - 島津斉彬書翰(池田慶政宛) ㊦844(五一九)
- 十二月廿七日
 - 琉球大砲船建造届書 ㊦869(四六二)
- 十二月
 - 唐物拔ケ荷取締布令 ㊦509(二三九)
- 十二月
 - 無益ノ植物盆栽類高価売買禁令 ㊦511(二)

冬

(四)

集成館御創建並百工御開付開業ノ品目

○459 (二一〇)

嘉永五・六年頃

水白二糖製造 ○456 (二〇八)

嘉永六年

藩内事蹟総覧(島津斉彬年譜) ○541 (二二)

六二

正月二日 安政五年近衛家和歌掛日記鈔 ○412 (二九八)

正月十一日 吉書 ○870 (四六三)

正月十一日 島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ○844 (五二〇)

正月十五日 喜入主水日記抄 ○552 (二六三)

正月廿日 従四位上中将御叙任及ヒ布告 ○555 (二六六)

六

正月廿日 安田助左衛門日記抄 ○714 (三四四)

正月廿四日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ○870 (四六四)

・○41 (一一)

正月廿六日 島津斉彬書翰(松平慶永宛) ○871 (四六五)

・○451 (二二九)

二月二日 島津斉彬書翰(島津久宝宛) ○872 (四六六)

(嘉永六年) 島津斉彬書翰(池田慶政宛) ○846 (五二二)

二月八日 琉球船御造立ノ儀ニ付御書附一通 ○593

(二九五)

二月十日

琉大砲船ト名ケタル軍艦創造ノ始末 ○594 (二九六)

二月

三月五日

三月五日

三月七日

三月十四日

三月十七日

三月

春

四月四日

四月四日

四月七日

四月十九日

四月十九日

四月廿一日

四月廿二日

四月廿九日

四月

五月朔日

五月朔日

五月朔日

琉大砲船ト名ケタル軍艦創造ノ始末 ○873 (四六七)

島津斉彬書翰(島津久宝宛)

軍賦 ○620 (三一九)

封内警備布令 ○628 (三一九)

島津斉彬書翰(池田慶政宛) ○846 (五二二)

金銀価格異動布令 ○633 (三二六)

島津斉彬書翰(池田慶政宛) ○846 (五二三)

諸士年若ノ者喧嘩爭論ヲ誠訓シ玉フ ○555 (二二七)

物産繁殖ニ厚ク御注意ノ事衷 ○457 (二二〇)

九

島津斉彬書翰(島津久宝宛) ○874 (四六八)

島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ○876 (四六九)

島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ○876 (四七〇)

齐彬公春嶽公へ御書翰 ○91 (八九)

琉球船新規御取建ニ付書附 ○595 (二九七)

島津斉彬書翰(島津久宝宛) ○877 (四七二)

琉大砲船製造届書ニ付キ末川近江申達 ○596 (二九八)

長崎入津清人書牒 ○126 (七五)

齐彬公园老末川近江へ与ル書牒 ○577 (二八四)

- 五月二日～六月
安田助左衛門日記鈔 ⑥07(三三四)
- 五月四日
島津斉彬書翰(島津久宝宛) ⑥879(四七二)
・⑦5(四六)
- 五月十八日
水戸前中納言殿松平慶永公へ書牘 ⑥30
(三三二)
- 五月廿五日
島津斉彬書翰(島津久宝宛) ⑥880(四七三)
- 五月廿八日
琉球国ニ米国軍艦渡来ノ事実具申(案)
⑥583(二八八)
- 五月廿九日
斉彬公国老末川近江へ与ル書牘 ⑥577(二八四)
- 五月～
旧幕外交談ノ抄(田辺太一著) ⑥672(三三八)
- 五月～
鑄銭法伝習並試鑄御内命之事付御遺志御
繼紹ノ顛末 ⑥464(二二一)
- (五月頃)
島津斉彬書翰(半田歳典宛) ⑥881(四七四)
・⑥205(二四八)
- 六月朔日
琉球国ニ米国軍艦渡来ノ事実具申 ⑥583
(二八八)
- 六月朔日
島津斉彬書翰(島津久宝宛) ⑥881(四七五)
- 六月五日
島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ⑥882(四七六)
- 六月十三日
琉球国へ異国船渡来ノ事実具申照会 ⑥597(二九九)
- 六月十七日
那覇碇泊米艦動静届書 ⑥884(四七七)
- 六月廿二日
相州浦賀へ亜米利加船渡来警衛出發ノ事
実 ⑥556(二六八)
- 六月廿九日
島津斉彬書翰(伊達慶邦宛) ⑥885(四七八)
- 六月廿九日
島津斉彬書翰(松平慶永宛) ⑥885(四七九)
・⑥453(三三五)
- 六月
国老新納内蔵海防意見 ⑥585(二八九)
- 六月
浦賀与力合原綱蔵ヨリ聞書 ⑥588(二九四)
- 六月
薩州之風聞(一本琉球風説書) ⑥597(三〇〇)
- 七月九日
久米島ニ米国船渡来届書 ⑥602(三〇五)
- 七月九日
琉球国那覇沖へ火輪船二艘来ル届書 ⑥602(三〇六)
- 七月十日
斉彬公国老末川近江へ与ル書牘 ⑥578(二八四)
- 七月十日
斉彬公外国処分尾州公へ通信 ⑥612(三二五)
- 七月十日
島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑥886(四八〇)
- 七月十日
島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑥887(四八一)
- 七月十一日
島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ⑥889(四八二)
- 七月十七日
牧野備前守江書(某氏上書案) ⑥255(一八三)

- 七月十八日 江田平藏日記抄 ○588 (二九三)
- 七月廿二日 薩摩下飯島へ異国船通航届 ○603 (三〇七)
- 七月廿六日 島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ○847 (五二四)
- 七月廿六日 鎌田正純家記抄 ○587 (二九二)
- 七月廿六日 長崎港ニ魯国軍艦渡来ノ報 ○667 (三三六)
- 七月廿七日 国老新納駿河意見 ○599 (三〇二)
- 七月廿八日 琉球国へ亜米利加船渡来届書 ○603 (三〇八)
- 七月廿八日 琉球那覇ニ亜船渡来提督上陸好友ノ申込事夷届 ○604 (三一一)
- 七月廿九日 斉彬公海防御建言 ○647 (三二九)
- 七月 勝麟太郎上書 ○614 (三一七)
- 七月 島津忠寛意見建言 ○653 (三三〇)
- 八月五日 大隅国肝属郡其外日州諸県那諸郷御巡見ノ事実 ○693 (三三九)
- 八月十六日 羽倉用九川路左衛門尉へ贈レル尺牘 ○559 (二七二)
- 八月十六日 仏船琉球渡来届書 ○890 (四八三)
- 八月 (廿日) 琉球那覇ニ米国軍艦四艘渡来之急報 ○604 (三〇九)
- 八月廿四日 水戸前中納言殿返書 ○660 (三三二)
- 八月廿九日 斉彬公軍艦製造御願書 ○582 (二八六)
- 八月廿九日 斉彬公水戸前中納言殿へ送ル書牘 ○660
- 八月廿九日 島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ○892 (四八四)
- ・○656 (三六六)
- 八月 天璋院殿將軍家定公ニ結婚ノ発端 ○582 (二八五)
- 八月 質素節儉令 ○557 (二六九)
- 八月十五日 高輪・田町両邸ニ砲台建築ノ請願 ○561 (二七四)
- 九月十五日 道中御行列ニ鉄砲備ラレムトノ何書 ○568 (二八〇)
- 九月十七日 大船製造解禁令 ○558 (二七〇)
- 九月十七日 銃砲伝授ノ解禁 ○558 (二七一)
- 九月廿四日 鷹司政通公書牘(徳川斉昭宛) ○568 (二七九)
- 九月廿六日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ○892 (四八五)
- 九月廿八日 江戸府下諸家邸内砲台建設ヲ允ス ○561 (二七三)
- 九月廿八日 洋式火技習練スベシ云々布告 ○562 (二七五)
- 九月廿九日 島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ○893 (四八六)
- 九月廿九日 島津斉彬書翰(河村宗瀧宛) ○894 (四八七)
- 九月廿九日 島津斉彬書翰(戸塚静海宛) ○847 (五二五)
- 九月 海防施設ノ件軍役方並大目付等へノ論書

十月十九日 齊彬公国老末川近江へ与ル書牘 ⑤79(二八四)

十月廿九日 島津斉彬書翰(島津忠寛宛) ⑥95(四八八)

(十月)廿九日 島津斉彬書翰(島津忠寛宛) ⑥85(五二六)

十月廿九日 島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ⑥85(四八九)

十一月十二日 齊彬公国老末川近江へ与ル書牘 ⑤81(二八四)

十一月十五日 調練論書 ⑤86(二九一)

十一月廿三日 鎌田出雲領分家米帯刀調練允サレタル事 ⑤83(二七七)

十一月廿五日 上海国兵談啓 ⑦13(三四三)

十一月廿八日 那覇碇泊米艦動静届書 ⑥87(四九一)

十一月廿九日 島津斉彬書翰(河村宗澹宛) ⑥88(四九二)

十一月 三条実万公將軍宣下関東下向手記抄 ⑥14(九三)

十一月 東目巡檢論書 ⑥86(四九〇)・⑥32(一五)

十二月五日 齊彬公水戸藩戸田忠太夫へ与ル御書 ⑥20(一六四)

十二月十日 御付札 ⑤69(二八一)

十二月廿二日 市来広貫建言 ⑥67(三七七)

十二月廿八日 琉球那覇へ十月六日異国船三艘着来ノ届 ⑥04(三一一)

十二月廿八日 齊彬公水戸前中納言殿へ送ラレシ書牘 ⑥65(三三五)

十二月廿八日 島津斉彬論書(有志宛) ⑥88(四九三)

十二月廿九日 節儉布令 ⑤98(三〇一)

十二月廿九日 島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ⑥90(四九九)

冬 島津斉彬答書控(多紀元堅宛) ⑥92(四九五)

十二月 幕府本藩へ軍艦製造ヲ依頼ス及製造数届書 ⑥54(二七八)

冬 開国始末抄 ⑥34(三二七)

冬 孝明天皇御製 ⑦05(四一四)

嘉永六年冬 島津斉彬書翰(島津久宝宛) ⑥85(五二八)

嘉永六年冬 米艦浦賀港ニ渡来之形況 ⑥62(三二五)

(嘉永六年)十二月朔日島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ⑥85(五二七)

嘉永六年ノ安政五年伊地知貞馨自記抄 ⑥50(三八四)

参観往来道中銃器ヲ備ム云々内伺 ⑥59

安政元年

総覧(島津斉彬年譜) ③(一)

正月三日 斉彬公水戸侯ニ御贈翰 ④40(二二)

正月四、五、八日 米艦総督往復書 ①29(七九)

正月六日 魯国軍艦渡来之報 ①57(八七)

正月十一日 吉書 ③52(五二九)

正月十二日 安田助左衛門警衛在府日記抄 ②22(八)

正月十三日 在琉英人伯徳令退去ノ報 ①52(八六)

正月十四日、十五日 洋式砲術軍備之根本ニ定メラル旨御親書

(島津斉彬直書) ⑤52(三二)

正月十五日外 外国船渡来ニ就テ布令十条 ①109(五五)

正月十八日 琉吏英人冒耳頓カ在留謝絶ノ書 ①146(八三)

正月十九日 米船琉球へ渡来(島津斉彬屈) ③852(五三)

③〇〇

正月廿日 両番頭へ学問ノ要旨其他訓令 ①72(四〇)

・①60(八八)

正月廿日 魯国軍艦長崎ニ来ル当時幕令 ①113(五五)

諸士風俗矯正及ヒ学問ノ方針ヲ訓諭シ玉

フ ①160(八八)

正月廿一日 壹朱銀新鑄各金銀貨交換令 ①114(五七)

正月廿一日 斉彬公御東上ノ途ニ米艦入相ノ報ニ接ス

①73(四二)

正月廿一日 島津斉彬書翰(島津忠寛宛) ③853(五三)

正月廿三日〜二月 異国船渡来諸家人数招集等ノ布令 ①114(五八)

正月廿六日 魯国軍艦渡来ノ報 ①131(八〇)

正月廿六日 米船貨幣ニ交換ヲ請フ ①141(八一)

正月廿六日 英人冒耳頓渡来在留ノ報 ①142(八二)

正月廿六日 英人冒耳頓在留ノ挙動具申 ①148(八四)

正月廿六日 在琉英人ノ情况 ①151(八五)

正月廿九日 島津斉彬書翰(多紀元堅宛) ③853(五三)

正月 新鑄一朱銀通用布告 ①19(三)

正月 甲寅春御参府並布達 ①19(四)

正月 門閥家ノ奨励訓示書 ①51(三一)

正月 田原・磯永・市来ノ三名ニ砲術指南役ヲ命シ玉フ ①71(三八)

正月 洋式ノ造船ヲ許スノ達書 ①705(四一五)

正月 御参勤御往来毎ニ洋式劍銃ヲ備フ ①737(四二七)

正月 砂揚場の呼称について家老達 ③84(五三)

③

二月二日 黒田家々記抄 ①19(五)

二月九日 米国使節応接祝砲放発布告外 ①116(五九)

二月十九日〜三月 虎寿丸縁組一件書類 ①84(五三六)

(安政元年)二月 江戸御参勤道中銃砲ヲ備ヘラル ①406(一)

二月 八九
砲術館稽古精励について家老達 ⑤54(五
三四)

二月 三五
諸事集会等の件について家老達 ⑤54(五
三五)

三月三日 〇〇
夢々物語(脇坂家蔵書) ②4(一〇〇)

三月三日~十月 〇〇
宮中ノ形況(脇坂家蔵) ②90(五一)

三月五日 〇〇
官古島ニ於テ英国船破壊ノ届書 ②600(三
〇三)

三月五日 〇〇
亞米利加軍艦那覇港ニ来ル ②600(三〇四)

三月五日 〇〇
幕府へ届(琉球へ諸外国船渡来の件)
②89(五三七)

三月十二日 〇〇
島津斉彬書翰(松平慶永宛) ②81(五三八)

三月十七日~十二月 〇〇
斉彬公水戸侯ニ御贈翰 ②41(二三三)

三月十九日 〇〇
異国船碇泊中調練停止布達 ②117(六一)

三月廿二日・四月 〇〇
徳川斉昭書翰(島津斉彬宛) ②42(二三三)

三月廿三日 〇〇
魯国船長崎へ来ル島原藩主届書 ②124(七
三)

三月廿四日 〇〇
新御靈屋銅燈籠献納ニ不及布達 ②116(六
〇)

四月四日 〇〇
斉彬公国老新納駿河へ与ル書牘 ⑤75(二
八三)・⑤82(五四〇)

四月四日 〇〇
島津斉彬書翰(三原経礼宛) ⑤81(五三九)

四月五日 〇〇
洋式騎兵創設 ②72(三九)

四月十日 〇〇
御所炎上布告 ②118(六二二)

四月十一日 〇〇
尾張中納言殿へ御所御手薄ノコトヲ告玉
フ御書翰 ②169(九七)・②639(三五八)

四月十一日 〇〇
斉彬公春嶽公へ御親書 ②452(二三三)

四月十一日 〇〇
島津斉彬書翰(徳川慶恕宛) ⑤84(五四二)

四月十二日 〇〇
斉彬公水戸侯ニ御贈翰 ②43(二四)

四月十二日 〇〇
島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑤85(五四二)

四月十二日 〇〇
島津斉彬書翰(黒田斉溥宛) ⑤85(五四三)

四月十三日 〇〇
・②205(一四七)

四月十三日 〇〇
斉彬公尾張侯ニ御贈翰 ②50(二九)・②171
(九九)

四月十三日 〇〇
島津斉彬書翰(徳川慶恕宛) ⑤85(五四四)

四月十六日 〇〇
島津斉彬書翰(松平慶永宛) ⑤86(五四五)

四月十六日 〇〇
島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑤86(五四六)

四月十七日 〇〇
島津斉彬書翰(鈴木基行宛) ⑤87(五四七)

四月十八日 〇〇
江川太郎左衛門御鉄砲方拜命報告 ②414
(一九九)

春 〇〇
出水郷大野原及ヒ庄村海浜ニ新田開発ヲ
命シ玉フ ②73(四一)・②66(四四)

四月廿七日 〇〇
斉彬公水戸侯ニ御贈翰 ②45(二三五)

四月廿八日 〇〇
右ニ対シ水戸侯ノ御返翰 ②47(二二五)

- 四月廿九日 島津斉彬書翰(島津久光宛) ⑧87(五四八)
- 四月廿九日 島津斉彬書翰(新納久仰宛) ⑧89(五四九)
- 四月 海陸軍拡張ニ付節儉並風俗矯正ノ御親書 ⑧61(三三三)
- 四月 海防令 ⑧45(二〇一)
- 四月 下田・箱館開港の件に関する幕令について家老達 ⑧89(五五〇)
- 五月八日 水戸侯斉彬公ニ御答翰 ⑧47(二二〇)
- 五月九日 島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑧87(五五二)
- 五月十日、廿九日 將軍代替に付誓詞一件 ⑧82(五五二)
- 五月十二日 斉彬公水戸侯ニ御贈翰 ⑧48(二二七)
- 五月廿九日 斉彬公国老新納駿河へ与ル書牘(山田壮右衛門書翰) ⑧629(三三〇)
- 五月廿九日 島津斉彬書翰(島津久光宛) ⑧874(五五三)
- 五月廿九日 島津斉彬書翰(江夏直義宛) ⑧875(五五四)
- 五月廿九日 島津斉彬書翰(新納久仰宛) ⑧877(五五五)
- 六月三日 斉彬公福井侯ニ御親書 ⑧462(二三九)
- 六月十日 米国軍艦退去ノ布告 ⑧119(六三)
- 六月十四日 多紀楽真院へ賜書 ⑧552(二六四)・⑧879(五五〇)
- 六月廿三日 水戸侯斉彬公ニ御答翰 ⑧49(二八)
- (安政元年)六月廿五日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ⑧879(五五七)
- 六月 砲術操練勉勵御褒詞布達 ⑧66(三三四)
- 六月 各藩其他供人数減省令 ⑧119(六四)
- 六月 主上御護身ノ刀劍奉獻ノ事実 ⑧162(九二)
- 六月 下町出火の件に関して家老達 ⑧880(五五八)
- 六月 防火用地の買入等について家老達 ⑧882(五五九)
- 夏 渋谷村ニ別邸ヲ創設シ玉フ ⑧161(九〇)
- 七月八日 福岡侯川路左衛門尉へ与ル書 ⑧75(四七)
- 七月八日 幕府へ届(諸外国船琉球へ渡來の件) ⑧82(五六〇)
- 七月八日 幕府へ届(英人が琉球へ残せる唐人の件) ⑧83(五六一)
- 七月九日 禁裏炎上後御警衛 ⑧123(七一)
- 七月十二日 和蘭蒸氣船運用規則 ⑧467(二四四)
- 七月十五日 下田港魯人遭難スクーネル船新製始末 ⑧28(一一三)
- 七月廿三日 斉彬公阿部侯ニ御贈翰 ⑧51(三〇)
- 七月廿三日 阿部正弘松平慶永公へ贈ラレシ書翰 ⑧169(九二)
- 七月廿四日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ⑧883(五六二)
- 七月廿五日 島津斉彬書翰(新納久仰宛) ⑧884(五六三)
- (安政元年)七月廿五日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ⑧886(五六四)
- (安政元年)七月廿五日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ⑧887(五六五)

- 七月廿九日 島津斉彬書翰(新納久仰宛) ⑧87(五六六)
- 七月廿九日 島津斉彬書翰(三原経礼宛) ⑧89(五六七)
- 七月晦日 和蘭軍艦将官ノ差出シタル風説書 ⑧35
(一八)
- 七月 和蘭人へ蒸気船製造ノ伝習ヲ開カレシ事
実 ④47(二二〇)
- 七月 桜田屋敷上番詰等について家老達 ⑧81
(五六八)
- 閏七月朔日 和蘭軍艦将官ノ差出シタル風説書 ⑧36
(一九)
- 閏七月朔日 和蘭軍艦将官ノ差出シタル風説書 ⑧37
(二〇)
- 閏七月朔日 古笹奉献ノ事実及水戸烈公新鈴虫ノ銘文
及ヒ其由緒 ⑧162(九二二)
- 閏七月十五日 英吉利船四艘渡来長崎奉行達書 ⑧35(一
六)
- 閏七月十六日 長崎奉行へ琉球国米国と和親条約締結の
件について家老達 ⑧891(五六九)
- 閏七月廿六日 米艦下田港ニ死人ヲ乗セ来泊ノ報 ⑧35
(一七)
- 閏七月 島津折烏帽子ヲ用ラレシ事実 ⑧791(四七
一)・⑧938(五七六)
- 八月三日 幕府へ届(唐船漂着の件) ⑧892(五七〇)
- 八月六日 英国軍艦来崎布告 ⑧120(六五)
- 八月十一日 閩老海防事務取扱事件布告 ⑧120(六六)
- 八月廿日 琉球国之内大島へ六月五日火輪船三艘卸
碇上陸届書 ⑧606(三二二)・⑧893(五七一)
- 八月廿日 琉球那覇へ六月七日異国船二艘卸碇品々
申出候届 ⑧606(三二三)・⑧893(五七二)
- 八月廿三日 土風矯正並に役掛の件について家老達
⑧894(五七三)
- 八月 日本惣船印の件に関する幕令について家
老達 ⑧895(五七四)
- 九月十九日 風俗矯正御沙汰之趣布達 ⑧792(四七二)・
⑧938(五七七)
- 九月廿日 近衛殿ヨリ尾張中納言殿へ書牘 ⑧168(九
五)
- 九月廿二日 御拳場近辺鉄砲稽古事件布告 ⑧120(六七)
- 九月廿三日 武家諸法度發布一件 ⑧895(五七五)
- 九月廿五日 將軍家定公襲職更ニ武家法度ヲ発ス ⑧
121(六八)
- 九月廿五日 大船製造荷船造建云々布告 ⑧122(六九)・
⑧167(九四)
- 十月十日 亞墨利加合衆国船下田・函館二港繫泊許
可布告 ⑧122(七〇)
- 十月十五日 魯国軍艦下田ニ於テ遭難 ⑧97(五二)

十月十六日

島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑨91(五七六)

十月廿三日

閣老阿部正弘水戸公ニ贈ル書牘 ⑨52(三〇二)

十月廿四日

諸寺院梵鐘引上ケ之議水戸公阿正弘へ手
ル書翰 ⑨53(三〇三)

十月

阿部伊勢守外国船渡来ノ節家士注意スへ
キ訓令 ⑨24(九)

十一月朔日

魯西亜使節へ賜品ノ手續 ⑨21(七)

十一月四日

魯艦颶風ニ遭難シタル事実 ⑨605(三三三)

十一月十日

江田平蔵日記抄 ⑨127(七八)

十一月十八日

京都七口警衛達書 ⑨126(七六)

十一月廿七日

改元詔 ⑨74(四三)

十一月廿九日

魯西亜船修理ニ付職工差出方ニ付水戸殿
何書 ⑨27(一一)

十二月二日

魯国船修復事件上申書 ⑨604(三三二)

十二月三日

川路左衛門尉等魯西亜使節ト応接始末
⑨20(六)

十二月四日

魯国船下田ニ於テ遭難上申 ⑨605(三三二)

十二月廿二日

魯国使節約条上申 ⑨607(三三五)

十二月廿三日

梵鐘大小砲銃鑄換詔 ⑨74(四四)・⑨55
(三〇五)

十二月廿三日

太政官符 ⑨55(三〇五)

十二月廿三日

魯艦遭難事実上奏 ⑨607(三三四)

十二月廿七日

安政改元の件について家老達 ⑨92(五七
七)・⑨114(九一)

十二月

小野友五郎外国処分意見 ⑨608(三三六)

外国人日本通商之企アメリカ人日本志望
ノ事ヲ載タル公頭之造牒記 ⑨29(二四)

英吉利船渡来及魯土戦争ニ付長崎風説
⑨34(一五)

宇宿彦右衛門書牘 ⑨78(四八)

滞在亞米利加人之挙動風説書 ⑨97(五三)

北蝦夷ノ光景通報 ⑨123(七二)

内裏炎上造営云々ノ書 ⑨172(二〇二)

米国人角力見物ノ形況追手風ヨリ之書面
⑨187(一〇四)

閣老阿部侯ト外国処分御親談之事実 ⑨
65(四三)

西郷隆盛ニ天下ノ機事密命ノ事実 ⑨130
(一〇八)

安政元年〜五年

(一〇八)

安政二年

総覧(島津斉彬年譜) ⑨211(二〇八)

正月元日〜二月

非蔵人日記抄 ⑨246(二二三)

正月三日〜十二月

阿部正桓家記二 ⑨307(二四四)

正月九日	神宮其他諸社御祈禱 ②15 (二一〇)	(正月)	梵鐘鑄換触案 ②57 (三〇〇)
正月十日	主上近衛殿へ物ヲ賜フ ②15 (二〇九)	正月	大砲製造及ヒ梵鐘鑄換制度議案 ②57 (三〇一)
正月十一日	鎌田正純日記抄 ②62 (三九六)	正月	梵鐘鑄換寺社奉行へ達書 ②62 (三四五)
正月廿一日	勢州海岸巡視輕弁令 ②361 (一六〇)・②37 (一四四)	正月	東叡山へ達書 ②27 (三四六)
正月廿一日	梵鐘鑄替之儀(安政二卯正月水戸老公ヨリ阿闍へ御親翰) ②54 (三〇四)	正月	御三家方始万石以上以下之向々へ可相達 下案 ②62 (三四八)
正月廿三日	衣服制度ヲ嚴令シ玉フ ②161 (八八九)	正月	知恩院梵鐘鑄換停止歎願 ②63 (三五二)
正月廿六日～二月	梵鐘御触并京都へ御請振之義(徳川斉昭書翰) ②56 (三〇六)	正月	縮緬羽二重等の着用について家老達 ②94 (五八〇)
正月廿六日	島津斉彬書翰(松平慶永宛) ②903 (五七九)	正月十一日～八月	江田平蔵日記抄 ②62 (三九七)
正月	福井侯へ皇居御造管及ヒ魯艦云々御親書 ②408 (一九一)・②639 (三五九)	二月七日	近衛公尾州侯ニ御問と合セ書 ②407 (一九〇)・②635 (三五二)
正月	梵鐘鑄換官府ニ対スル議案ノ一 ②551 (二九五)	二月八日	下田・箱館兩奉行へ達書 ②463 (二四〇)
正月	梵鐘鑄換砲銃触案 ②553 (二九六)・②626 (三四四)	二月廿四日	江戸市街出火 ②435 (二二四)
正月	林大学頭申出書付 ②555 (二九七)・②628 (三四七)	二月廿六日	山川港外ニ米国軍艦渡来ニ就テ窺書 ②350 (一五〇)
(正月)	御三家方始万石以上以下之向々へ可相達 趣 ②556 (二九八)	二月廿七日	斉彬公尾州侯ニ送ル書牘 ②635 (三五三)
正月	梵鐘鑄換三家方始万石以上以下向々へ可相達議案 ②556 (二九九)	二月廿九日	万石以上ノ面々火之番等省費布達 ②362 (一六二)
		二月	衣服ノ制限再達 ②351 (二五一)
		二月～六月	梵鐘鑄換停止歎願 ②384 (一八七)
		(二月)	梵鐘鑄替之儀 ②568 (三〇七)

- 三月朔日 領判物頂戴心得達書 ③62 (二六二)
- 三月朔日 江戸市街再ヒ出火 ④35 (二二五)
- 三月二日 京都地震 ④249 (二二四)
- 三月三日 梵鐘毀壞ノ説 ④635 (三五四)
- 三月四日～十月 大森村ニ於テ新鑄八十斤砲ヲ試ム(安田助左衛門日記抄) ④451 (二三〇)
- 三月十一日 御所御造管地並之始 ④249 (二二五)
- 三月十一日～四月 内裏造管地引木作初(非藏人日記抄) ④454 (二二七)
- 三月十二日～ 小松相馬家記抄 ④452 (三三二)
- 三月十五日 蝦夷地之儀・梵鐘之儀(阿部政弘宛徳川齊昭書翰) ④569 (三〇八)
- 三月十七日 齊彬公御病氣御全快布告 ④452 (三三二)
- 三月十八日 新内裏木造初 ④249 (二二六)
- 三月十八日 梵鐘鑄換事件近衛忠熙公尾州侯へ書翰 ④636 (三五五)
- 三月十八日～八月 軍艦昇平丸江戸海ニ廻航ス ④677 (三九一)
- 三月廿八日 米艦測量ノ形況 ④464 (二四一)・④587 (三二九)
- 三月廿八日 阿部伊勢守ヨリ差上候書面 ④629 (三四九)
- 三月 蘭学講会所設立 ④410 (一九三)
- 三月～九月 梵鐘為差出方之手統評議案 ④536 (二八八)
- 三月 諸役人取替沙汰等について家老達 ④904
- 四月二日～ 鳥羽法皇七百回忌 ④250 (二二七)
- 四月六日 魯艦乗組員書翰 ④466 (二四二)
- 四月七日 西本願寺掛所輪番ノ僧ヨリ京地同列共へ遣候書面ノ由ニテ京地ニ流布致シ候書付写 ④572 (三一四)
- 四月八日～八月 新内裏礎立柱 ④251 (二二八)
- 四月十日 大坂市中出火 ④436 (二二六)
- 四月十日 京都市街出火 ④436 (二二七)
- 四月十一日 禁裏御所内ニ植木栽培達書 ④216 (一一一)
- 四月十四日 梵鐘鑄替大砲之儀(阿部政弘宛徳川齊昭書翰) ④569 (三〇九)
- 四月十七日 擬論天下繼徒 ④633 (三五〇)
- 四月廿二日 伝奏衆へ所司代脇坂淡路守ヨリ達書 ④436 (二一九)
- 四月廿六日 篤姫君近衛忠熙公養女云云布告 ④414 (二〇〇)
- 四月廿六日 海岸砲台改築建言 ④485 (二六二)
- 四月廿九日 砲術書講究事件建言 ④482 (二六〇)
- 四月廿九日 塩谷世弘昇平丸記 ④701 (四一〇)
- 四月 尾州侯近衛公へ御造管及梵鐘ノ事返翰 ④409 (一九二)
- 四月～十二月 諸宗触頭共へ論書 ④622 (三四三)

四月	延曆寺大衆梵鐘鑄換停止歎願 ⑥37 (三五六)	六月十三日	云布告 ⑥33 (一六四)
四月	日光門主梵鐘鑄換停止歎願 ⑥38 (三五七)	六月十九日	汽船運用伝習艦將意見 ⑥40 (二六五)
四月	尾州侯近衛公へ返翰 ⑥39 (三六〇)	六月廿四日	水戸前中納言殿銃術問答 ⑥45 (二三八)
四月	衣服着用の件について家老達 ⑥94 (五八二)	六月廿六日	大地震ニ就テ救恤 ⑥59 (二七八)
四月	梵鐘鑄換等の件に関する幕令について家老達 ⑥95 (五八三)	六月廿七日	梵鐘鑄換官符ニ対スル議案ノ二 ⑥51 (二八六)
五月四日	内海御台場御普請並大筒鑄立車台其外製造之御用相動候ニ付拝領物 ⑥48 (二二〇)	六月	幕府軍艦献呈ヲ促レタル書 ⑥32 (二五二)
五月四日	大筒鑄立車台其外製造之御用相動ニ付拝領物 ⑥40 (二二一)	七月朔日	諸国寺院之梵鐘大砲小銃ニ可鑄換旨内慮伺 ⑥54 (二八七)
五月七日	大坂市中再ヒ出火 ⑥46 (二二八)	七月廿六日	福井侯斉彬公ト當中ニ面晤 ⑥46 (二四三)
五月十二日	異国船渡来ノ節制令並山川へ米国船渡来ノ事実 ⑥34 (一五五)	七月廿九日	和蘭国王汽船献上事実 ⑥49 (二六六)
五月十八日	五月十八日〜十一月鹿兒島諏訪神宮司本田親徳叙任願 ⑥216 (一一二)	七月〜十一月	汽船運用伝習 ⑥77 (三九二)
五月十八日	蒸汽船雛形製造事件建言 ⑥46 (二二三)	七月・八月	長崎製鉄所創初 ⑥49 (二六七)
五月廿七日	大森及ヒ徳丸原大砲稽古願云云布告 ⑥33 (一六三)	八月二日	汽船献上ノ手続甲比丹上申書 ⑥46 (二二六)
五月廿九日	軍艦製造不完全云々建言 ⑥48 (二二四)	八月四日	亞墨利加国ヨリ差上候書翰和解 ⑥21 (一一六)
六月朔日	島津斉彬書翰(江夏直義宛) ⑥95 (五八四)	八月六日	松平和泉守並ニ松平伊賀守老中ヲ罷ム ⑥42 (二四六)
六月四日	諸家屋鋪ニ於テ賈目以内ノ砲発放不苦云	八月十一日	梵鐘之儀 ⑥50 (三一〇)
		八月十二日	昨夢紀事抄 ⑥31 (一八二)
		八月十二日	内裏上棟期日陣儀 ⑥25 (二一九)
			非蔵人日記抄 ⑥74 (三八七)

- 八月十三日 魯・英・米ノ三国江条約締結ノ論達 ①
80 (四九)・①64 (三六四)
- 八月十三日 米国人日本海測量請願 ①42 (二二三)・①
472 (二四七)・①518 (二七七)・①579 (三一九)
- 八月十四日 水戸前中納言殿御軍制改正ニ就テ登城達
書 ①307 (一四四)・①364 (二六六)・①579 (三
一八)
- 八月十四日 水戸前中納言殿ニ隔日登城ヲ命セラル
①372 (一八三)
- 八月十四日 徳川齊昭公ニ登宮ヲ命ス ①701 (四〇九)
- 八月十四日 水戸侯政務ニ参与ス ①733 (四二三)
- 八月十五日 亜米利加国軍艦日本沿海測量願出ニ付論
達 (島津斉彬廻達書外) ①80 (五〇)・①
733 (四二二)・①733 (四二二)
- 八月十五日 魯・英・墨三国条約書廻達 (島津斉彬廻
達書) ①410 (一九四)
- 八月十五日 上杉家旧臣宮島誠一郎秘蔵斉彬公御詠歌
及書類 (島津斉彬廻達書外) ①416 (二〇二)
- 八月十五日 海岸手当向伊勢守達書廻達 (島津斉彬廻
達書) ①41 (二二二)
- 八月十五日 島津斉彬廻達書 (松平頼学・松平義比宛)
①906 (五八五)
- 八月十五日 島津斉彬廻達書 (山内豊信宛) ①906 (五
八八)
- 八月十七日 和蘭王汽船献呈ニ就テ船中規則艦將上申
①597 (三三〇)
- 八月廿一日 島津斉彬書翰 (新納久仰宛) ①906 (五八七)
- 八月廿四日 新内裏上棟式 ①255 (一三〇)
- 八月廿四日 海軍伝習令 ①505 (二七〇)
- 八月廿六日 諸国囲榎増石達書 ①364 (二六七)
- 八月廿八日 諏訪伊勢履歴抄 ①422 (二一一)
- 八月晦日 幕府洋式ノ銃陣演習ヲ許ス ①678 (三九三)
- 八月 内裏炎上ニ付京都市中ノ献金者人名
270 (一四三)
- 八月 神田明神祭練物御曲輪内へ引込ニ不及旨
布達 ①365 (二六八)
- 八月 造船製式付言 (田原明章自記抄) ①420
(二〇九)
- 八月 蒸気船伝習之儀上申書 ①505 (二七二)
- 八月 軍艦昇平丸長崎ニ航ス ①507 (二七二)
- 八月 汽船伝習生給金等和蘭甲比丹上申書 ①
510 (二七三)
- 八月 斉彬公農耕ヲ奨励ス ①703 (四二二)
- 八月 諸役場御用筆墨について家老達 ①907 (五
八八)
- 九月十五日 月帯蝕 ①257 (一三二)

九月十五日	幕府政務改革及ヒ質素節儉令 ④11 (一九五)・④20 (二〇八)		
九月十九日	伊地知季安自記抄 ④42 (二一〇)	十月二日	裂法開キ玉ヒシ事実 ④44 (二〇四)・④108 (八二)
九月廿日	諸大名ノ父兄等在国及ヒ節儉勸諭 ④73 (三八六)	十月二日	江戸大地震 ④37 (一八四)
九月廿一日	齊彬公水戸前中納言殿へ御親書 ④65 (三七四)・④76 (三八九)	十月二日	十月二日夜亥之刻江戸大地震 ④42 (二二四)
九月廿一日	島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ④97 (五八八)	十月二日	江戸大地震ノ事実 ④46 (二二五)
九月廿二日	脇坂淡路守三ヶ国条约書写奏聞云々閣老へ報書 ④92 (九〇)・④72 (三八三)	十月二日	江戸大地震 ④51 (二七九)
九月廿三日	新内裏遷幸治定 ④27 (一三二)	十月二日	寺院ノ梵鐘鑄換ノ詔勅ニ対シ引揚ノ手順各藩へ布令 ④21 (三四二)
九月廿三日	水戸公斉彬公ニ送ラレシ書 ④45 (二二七)	十月二日	寺島宗則自記履歴抄 ④62 (三七二)
九月廿三日	水戸公御答翰(島津斉彬宛) ④76 (二九〇)	十月三日	江戸大地震死者二十万人 ④71 (三八二)
九月廿四日	西洋通詞職創設 ④43 (一九七)	十月三日	大地震ニ就テ諸大名登宮達書 ④35 (一六九)
九月廿七日	諸国寺院ノ梵鐘大小砲鑄換詔勅ニ対シ幕令 ④20 (三四一)	十月四日	火之元取締達書 ④36 (二七〇)
九月廿八日	京都地震 ④27 (一三三)	十月四日	大地震及大火ニ就テ月次御礼等登城ニ不及達書 ④36 (二七一)
九月廿八日	齊彬公水戸公ニ贈ル書 ④10 (三三八)	十月四日	万石以上ノ面々地震火災ニ就テ帰国勝手次第達書 ④36 (二七二)
九月廿九日	島津斉彬書翰(江夏直義宛) ④98 (五九〇)	十月四日	両閣老官宅引払下屋鋪住宅布告 ④36 (二七三)
九月	梵鐘鑄換勘定奉行へ達書案 ④54 (二九二)	十月四日	或人ノ手帖 ④57 (三六九)
九月	梵鐘鑄換大小監察へ達案 ④57 (二九二)	十月七日	鶺鴒吉左衛門書翰 ④57 (三一五)
九月	六孫王九百年祭 ④10 (三三七)	十月七日	堀田正睦再ヒ老中ニ任ス ④37 (一八五)
秋	電信機及ヒ電気・地雷・水雷或ハ鉾山破	十月九日	

- 十月九日 堀田正睦再ヒ老中ニ任ス ⑥72 (三八二)
 十月初旬 或人ノ手帖 ⑥58 (三七〇)
 十月十日 地震大火ニ就テ拝借金年賦上納年延達書 ⑥37 (二七四)
 十月十三日 新内裏遷幸式寛政二年(光格天皇御宇)ノ式ニ則ラル ⑥258 (一三四)
 十月十五日 書類料紙ノ布達 ⑥522 (二八一)
 十月十五日 斉彬公福井侯ニ与ル書翰 ⑥647 (三六二)
 十月十六日 松平慶永書翰並ニ建白書 ⑥377 (一八六)
 十月十八日 江戸大地震ノ事実並布達 ⑥355 (一五六)
 十月十九日 地震大火ニ就テ規式ニ関スル諸事省略布告 ⑥367 (一七六)
 十月十九日 火事装束制度 ⑥368 (一七七)
 十月十九日 御門番ノ諸家簡易云云布告 ⑥369 (一七八)
 十月十九日 地震大火ニ就テ諸事省略供列レ減少布告 ⑥369 (一七九)
 十月十九日 遠国奉行旅装伊達道具等減少布令 ⑥370 (一八〇)
 十月十九日 質素節儉令 ⑥447 (二二六)
 十月十九日 福井侯答書(島津斉彬宛) ⑥647 (三六三)
 十月廿日 軍艦昇平丸長崎港ニ入ル ⑥511 (二七四)
 十月廿四日 幕府海軍創設及規程 ⑥499 (二六九)
 十月廿四日 十一月新内裏遷幸 ⑥674 (三八八)
- 十月廿六日 十一月昨夢紀事抄 ⑥423 (二二二)
 十月廿六日 斉彬公福井侯ニ与ル書 ⑥579 (三三〇)
 十月廿八日 禁裏附都筑駿河守ヲシテ外国ノ事情奏上云々ノ書 ⑥92 (九一)
 十月廿八日 新御所御引渡式 ⑥259 (一三五)
 十月 塩田開発西洋法ノ製塩ヲ開キ玉フ ⑥472 (二二四)
 十月 文字磨滅壹歩銀曳替歩合云云達書 ⑥367 (一七五)
 十月 大地震江戸中ノ慘状及ヒ謠歌 ⑥523 (二八三)
 十月 梵鐘鑄換事件水戸殿御城附へ達書案 ⑥549 (二九三)
 十月 奸僧譏説之儀 ⑥572 (三二三)
 十月 昨夢記事抄 ⑥641 (三六一)
 十月 大地震藩邸破壊ノ形況 ⑥655 (三六八)
 十月 斉彬公島津豊後ニ与ル書 ⑥669 (三七八)
 十一月二日 新御所引渡 ⑥260 (一三六)
 十一月三日 在江戸竹下党之丞地震ノ私報 ⑥98 (五四)
 十一月四日 斉昭公親筆 ⑥400 (一八八)
 十一月五日 斉彬公福井侯ニ密書ヲ示ス ⑥429 (二二三)
 十一月六日 鳳輦新調引試 ⑥260 (一三七)
 十一月九日 福井侯斉彬公へ御内書 ⑥582 (三三三)
 十一月十二日

- 十一月廿一日 新内裏遷幸期日時御治定 ②62(二三八)
- 十一月廿三日 新内裏遷幸 ②62(一三九)
- 十二月廿三日 遷幸御列書 ③28(一四六)・②64(三九九)
- 十二月廿三日 京都留守居報告 ③46(一四七)・②64(四〇〇)
- 十二月廿三日 新内裏遷幸及ヒ御祝宴 ②72(三八四)
- 十二月廿四日 新内裏遷幸拝賀 ②65(一四〇)
- 十二月廿四日 阿部侯斉彬公へ贈ラレシ内書 ②54(三二四)
- 十二月廿四日 非藏人日記抄 ②73(三八五)
- 十二月廿五日 軍艦昇平丸献上ニ付御刀拝領及軍艦略図 ②20(一〇七)
- 十二月廿七日 新内裏遷幸幕使拝賀 ②66(一四一)
- 十二月廿八日 斉彬公福井侯ニ与ル内書 ②52(三二二)
- 十二月廿九日 蒸気船雛形製造事件建言 ②43(二六一)
- 十一月晦日 外夷渡来或ハ地震大火ニ就諸家人員減少 隠居厄介者在所勝手願出達書 ③70(一八一)
- 十一月晦日 諸大名節儉令 ②64(三六五)
- 十二月 蒸気船運用伝習意見案 ②50(三二一)
- 十二月四日 斉彬江戸邸勤番長屋ノ制限ヲ令ス ②65(四〇三)
- 十二月五日 福井侯斉彬公へ内書 ②55(三三五)
- 十二月十一日 福井侯水戸老公ニ贈ラレシ内書 ②56(三二六)
- 十二月十五日 福井侯斉彬公ノ心事ヲ論ス ②57(三三七)
- 十二月十五日 在留英人退疏後取締 ②63(三九八)
- 十二月十九日 新内裏御造営所司代 脇坂安宅賞賜 ②69(一四二)
- 十二月廿四日 斉彬公慶永公へ御書翰 ②55(三二八)
- 十二月廿七日 斉興公御叙任伺 ②19(一一三)
- 十二月廿八日 犬追物古伝書等格護について家老達 ②90(五九一)
- 十二月廿九日 御所御造営費諸大名御手伝献納金額 ③47(一四八)・②64(四〇一)
- 十二月 安政二乙卯年十二月京都町触 ③48(一四九)・②64(四〇二)
- 十二月 質素節儉並風俗矯正ノ訓令 ③60(二五九)・②92(五九四)
- 十二月 軍備ノ為メ非常節儉ヲ令シ玉フ ②53(二八二)・②65(四〇三)
- 十二月 上屋敷等取広めの件について家老達 ②91(五九二)
- 十二月 大乗院鎮國殿参詣について家老達 ②92(五九三)
- 十二月 当时俚謡其他時勢諷詞 ②91(一〇七)

当時朝官人名 ②45 (一二三)

井地要略 (肥藩牧野安右衛門著述) ③19

(一四五)

国旗旭章雛形ヲ製シ阿部正弘ニ示シ玉フ

③33 (一五四)

將軍家御法事白銀献上其他布告 ③64 (一

六五)

斉彬公近衛忠熙公ヲ以テ御献刀拵概略

④19 (二〇五)

和蘭国王汽船ヲ献ス及ヒ答礼品目ノ調

④71 (二四五)

海軍伝習所ヲ長崎ニ設ク ⑤11 (二七五)

諸藩伝習生人名 ⑤14 (二七六)

卯十月二日夜四ツ時大地震火災厄払ヒ

⑤29 (二八四)

市川難十郎外郎売ノセリフ ⑤30 (二八五)

梵鐘鑄換触書案 ⑤43 (二八九)

梵鐘鑄換諸宗触頭共へ論書案 ⑤44 (二九

〇)

諸宗触頭共ヨリ論書案 ⑤49 (二九四)

梵鐘之儀ニ付御手扣御直書 ⑤71 (三二二)

梵鐘之儀 ⑤71 (三二二)

水戸斉昭公大砲船ノ題詠 ⑥71 (三七九)

(安政二年)

(二月)

(五九九)

安政二・三年頃

西郷隆盛カ諫言ニ対シ斉彬公ノ御弁解

⑥92 (四〇六)

斉彬公兵庫開港御建白書 (中山日記)

⑦03 (四一三)

幕府へ島津斉彬家来上申書 (琉球国救助

の件) ⑧02 (五七八)

安政三年

総覽 (島津斉彬年譜) ⑧28 (四一九)

島津久豊墓所について家老達 ⑧92 (五九

五)

島津斉彬書翰 (名越盛光宛) ⑧94 (五九

六)

海軍創設ノ令 ⑧77 (四二八)

琉球国仏蘭西条約ノ事実具申 ⑧79 (四三

二)

琉球国王子・三司官へ琉米条約取計振の

件について家老達 ⑧96 (五九七)

文武奨励達書 ⑧72 (四二〇)

年頭七夕等着用衣服について家老達 ⑨

920 (五九八)

諸役人等着用衣服について家老達 ⑨20

(五九九)

二月

震災救恤のため江戸城等修復の課役献金を免ずる幕令 ⑨21(六〇〇)

三月六日

島津斉彬書翰(松平慶永宛) ⑨21(六〇一)

三月九日

砲術号令改定意見上申 ⑨73(四三八)

三月十日・五月六日 齊彬公洋学生徒ヲ奨励シ玉フ ⑥66(三七五)

五)

三月十四日

島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑨22(六〇二)

三月十九日

市来広貫軍事改革建言 ⑨74(四三三)

三月廿八日

藩吏ノ悪弊建言 ⑨74(四三九)

三月廿九日

書役小役人願に付音物沙汰並に勤方拜命の節集会等の厳禁について家老達 ⑨23(六〇三)

三月廿九日

諸郷、私領、町家の者等願筋に付音物沙汰の厳禁について家老達 ⑨23(六〇四)

三月廿九日

諸役場御用取扱方並に賄賂沙汰の厳禁について家老達 ⑨24(六〇五)

三月

御家老座其他諸局ノ悪弊ヲ矯正シ玉フ ⑨32(五〇〇)・⑨23(五五一)

三月

吉野馬追等の見物について家老達 ⑨25(六〇六)

三月

諸役人勤務心得等について家老達 ⑨25(六〇七)

四月(朔日)

島津久宝外へ篤姫養女成並に縁組の件に

四月八日

ついて島津斉彬側役達 ⑨26(六〇八)

四月中旬

島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑨28(六〇九)

四月中旬

島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑨29(六一〇)

四月廿六日

島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑨30(六一一)

四月廿七日

篤姫養女成並に縁組の件について家老達 ⑨31(六一二)

四月

島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑨31(六一三)

五月朔日

諸役場吟味用書類の取扱い等について家老達 ⑨31(六一四)

五月朔日

橋本左内日記抄 ⑨76(四一六)

五月朔日

家老へ逗留仏人住家の件について琉球在勤の家来上申書 ⑨32(六一五)

五月十四日

幕府へ届(仏船琉球渡来の件) ⑨36(六一六)

五月十五日

橋本左内西郷・樺山面晤 ⑨78(四一七)

五月廿四日

家老へ逗留仏人の件について琉球在勤の家来届 ⑨36(六一七)

五月廿九日

蒸気船雛形製造事件意見上申 ⑨748(四三六)

五月

家老へ逗留仏人住家の件について琉球在勤の家来上申書 ⑨37(六一八)

五月

諸役場役人等採用について家老達 ⑨39(六一九)

- 五月 諸役場への内願沙汰等禁止の件について
家老達 ⑨93 (六二〇)
- 五月 町人共内意訴訟申出の禁止等の件について
家老達 ⑨90 (六二二)
- 五月 諸役人出勤の件について家老達 ⑨91 (六二二)
- 五月 札讓等の件について大目付達 ⑨91 (六二三)
- 五月 高木主水正洪谷拝領屋敷等の購入に関し
て家老達 ⑨91 (六二四)
- 五月 江戸渋谷屋敷拡張に関して家老達 ⑨91
(六二五)
- 六月九日 藤田彪薩製軍艦ヲ見タル形況ヲ武田正生
ニ報告書 ⑨736 (四二六)
- 六月廿九日 近衛家諸大夫へ篤姫入奥の件について家
老書翰 ⑨92 (六二六)
- 六月廿日 大元丸見分受取の件について島津斉彬家
来届 ⑨93 (六二七)
- 六月 新鑄式歩判通令 ⑨739 (四三二)
- 六月 学問武芸試業の件について家老達並に親
書論達 ⑨93 (六二八)
- 六月 願事に付諸役場への首物沙汰厳禁につい
て家老達 ⑨94 (六二九)
- 六月 着出立の節土産餞別沙汰の厳禁について
家老達 ⑨95 (六三〇)
- 七月二日 在府家老へ清國騒乱の件について在國家
老書翰 ⑨96 (六三一)
- 七月二日 在府家老へ琉球人在唐中の次第について
在國家老書翰 ⑨98 (六三二)
- 七月二日 在府家老へ琉球逗留仏人等の件について
在國家老届 ⑨92 (六三三)
- 七月四日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑨93 (六三四)
- 七月七日 斉彬公春嶽公へ親書 ⑨64 (三七二)
- 七月廿三日 島津久福役掛の件について家老達 ⑨93
(六三五)
- 七月廿五日 官規士風の矯正について親書論達 ⑨93
(六三六)
- 七月廿六日 近衛家諸大夫へ篤姫入奥の件について家
老書翰 ⑨94 (六三七)
- 七月廿九日 磯永孫四郎上申 ⑨731 (四三七)
- 七月廿九日 蒸気船製造届書 ⑨756 (四四〇)
- 七月 近衛家諸大夫へ篤姫入奥の件について家
老書翰 ⑨95 (六三八)
- 七月 領國中政務に関する家老達 ⑨95 (六三九)
- 七月 大坂木津川安治川二口ノ守衛ヲ厳ニス
⑨110 (八五)

七月と八月

篤姫の生母養女成一件 ⑨56 (六四〇)

(安政三年)

島津斉彬書翰(某氏宛) ⑨52 (六五〇)

七月

近衛忠熙へ篤姫入興の件について島津斉彬使者口達 ⑨58 (六四二)

十月十二日
十月廿六日

斉彬公春嶽公へ御親書 ⑨68 (三七七)

七月

篤姫近衛家養女成に関して家老達 ⑨59 (六四二)

十月

篤姫御広敷入日限の件について家老達 ⑨63 (六五一)

八月五日

近衛家諸大夫へ篤姫入興の件について家老書翰 ⑨59 (六四三)

(安政三年) 十一月
(安政三年十一月)

大目附へ達書 ⑨144 (二三四)
島津斉彬書翰(松平慶永宛) ⑨963 (六五二)

八月五日

近衛家諸大夫へ篤姫入興の件について家老書翰 ⑨59 (六四四)

十二月十二日
十二月十四日

中山実善日記 ⑨741 (四三四)
篤姫縁組婚礼の件に関して家老達 ⑨964 (六五三)

八月十五日

川上久連役掛の件について家老達 ⑨60 (六四五)

十二月十八日

島津久徴家記抄 ⑨838 (五〇七)・⑨924 (五五九)

八月

篤姫生母の件について家老達 ⑨60 (六四六)

十二月廿七日

將軍閣老ノ精勤ヲ賞シ物ヲ賜フ ⑨864 (五二八)

九月十八日

近衛家諸大夫へ篤姫入興の件について家老書翰 ⑨961 (六四七)

十二月

島津久徴外三名役掛の件について家老達 ⑨965 (六五四)

九月廿七日

島津久徴役掛の件について家老達 ⑨961 (六四八)

十二月

生子殺しの禁止について家老達 ⑨966 (六五五)

九月廿九日

蒸気船雛形製造及ヒ大砲鑄造意見建言 ⑨926 (五六四)・⑨484 (三五五)

冬

篤姫君將軍家結婚ノ際國産ノ大硯献呈ノ事実 ⑨131 (一〇九)

九月廿九日

近衛家諸大夫へ篤姫入興の件について家老書翰 ⑨961 (六四九)

安政四年

総覧(島津斉彬年譜) ⑨760 (四四一)

十月七日

増上寺火之番免セラル ⑨413 (一九八)
仏国条約琉吏具申 ⑨741 (四三三)

正月二日

非蔵人日記 ⑨110 (八四)

- 正月(上旬) 鎌田正純役掛の件について家老達 ⑨96
(六五六)
- 正月十三日 島津久包・川上龍衛役掛の件について家老達 ⑨96 (六五七)
- 正月十四日~十二月安田助左衛門日記鈔 ⑨111(九〇)
- 正月十七日 齊彬公文武ヲ獎勵シ玉フ ⑨18(二)
- 正月 蔵方心付の件に関して家老達 ⑨97(六五八)
- 正月 政務改革年限延期について家老達 ⑨967(六五九)
- 二月朔日 海防論策ヲ求メラレシ事実及ヒ諸建言 ⑨309(四八五)・⑨913(五四六)
- 二月朔日・三日 和蘭領事官上申書 ⑨797(四七七)・⑨948(五八四)
- 二月二日 和蘭人琉球貿易ヲ懇請ス ⑨118(九六)
- 二月五日 永持享次郎御徒目付へカビタン申上候 ⑨798(四七九)
- 二月八日~三月 七卿西竄始末初篇三条実美公記抄 ⑨863(五二七)
- 二月廿四日 英人広東攻撃ノ事実報告 ⑨302(四八〇)・⑨483(三九九)・⑨948(五八五)
- 二月廿六日~六月 阿部家記 ⑨864(五二九)
- 二月廿八日 島津齊彬書翰(松平慶永宛) ⑨967(六六〇)
- 二月廿九日 柴山愛次郎兄良助ニ海防急務対策建言ノ事情報告 ⑨925(五六三)・⑨484(三五四)
- 二月廿九日 式日等の衣服着用について家老達 ⑨968(六六一)
- 二月 島津責敦役掛の件について家老達 ⑨968(六六一)
- 二月 英人広東攻撃ノ始末 ⑨798(四七八)・⑨823(四九二)・⑨948(五八四)
- 二月 長崎ニ於テ蘭人清英文戦ノ顛末具上 ⑨798(四七九)・⑨802(四八〇)・⑨56(三三六)
- 三月四日 島津齊彬書翰(松平慶永宛) ⑨969(六六三)
- 三月五日 幕府へ届(琉球へ仏船渡来の件) ⑨969(六六四)
- 三月十四日 古金銀貨引替に関する幕令について家老通達 ⑨970(六六五)
- 三月十五日 齊彬公水戸中納言殿へ御書翰(松平慶永宛) ⑨109(八三三)・⑨971(六六七)
- 三月十五日 島津齊彬書翰(松平慶永宛) ⑨970(六六六)
- 三月(十五日) 島津齊彬の江戸城内席詰の件について家老達 ⑨972(六六八)・⑨119(九七七)
- 三月廿九日 島津齊彬書翰(松平慶永宛) ⑨973(六六九)
- 三月~安政五年 齊彬公事蹟抄 ⑨223(一一九)
- 三月 大廊下下ノ御部屋御扣御承知之布告 ⑨

912 (五四〇)

三月 宮中御扣席達書 ②2 (九)

春々九月 撮影術御開並御真影写ノ事実 ④92 (二〇)

三)・⑧33 (五〇二)・⑨23 (五五三)

四月二日 島津斉彬書翰(松平慶永宛) ⑨75 (六七〇)

四月二日 島津斉彬書翰(徳川斉昭宛) ⑨76 (六七二)

四月廿五日 島津斉彬書翰(新納久仰宛) ⑨76 (六七三)

四月廿六日 琉球国王賀慶使出府ノ費用ヲ貸与ス ⑩

838 (五〇六)・⑨24 (五五八)

四月 金貨両替云々布達 ⑩86 (五三二)

四月 越前藩士阿部又三郎・村田巳三郎ノ来覽 ⑩87 (五三七)

四月 江夏干城親話筆記 ⑩15 (一三三)

四月 島津斉興参府に關して家老達 ⑩77 (六七三)

三月 島津斉彬書翰(早川兼彝・三原経礼宛) ⑩77 (六七四)

五月八日 島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ⑩78 (六七五)

五月十三日 大坂安治川へ砲台及ヒ造船所取建ノ上奏 ⑩22 (一一七)

五月十六日 非藏人日記抄 ⑩85 (五一八)

(安政四年)五月廿二日所司代組与力同心鉄砲丁打届書 ⑩23 (一八)

五月 斉彬在国中の諸御礼出席制限について若

年寄達 ⑩79 (六七六)

五月 斉彬女子典姫について広敷用人屈外一通 ⑩79 (六七七)

五月々八月

御下国間モナク磯邸へ被為入造船又ハ軍備ノ諸事指揮シ玉ヒシ事実 ⑩76 (四四九)

五月 御家宝ノ刀劍朝廷へ御内献之事実及ヒ内勅 ⑩74 (四七四)・⑩95 (五八〇)

五月々安政五年 集成館紀事鈔 ⑩83 (四八一)

五月 四丁巳五月嵐山御遊行及ヒ御所御選擇ノ事実 ⑩93 (五七八)・⑩119 (九八)

五月 土師庄十郎筆記 ⑩119 (九九)

五月 函館通宝 ⑩82 (五〇九)

五月 江田平蔵日記抄 ⑩87 (五三三)

五月 大目付以上へ内論 ⑩90 (六七八)

五月 給地高売買直成并米代ヲ差引計算 ⑩171 (一四〇)

五月 拝借金被下切ノ布達及ヒ事実 ⑩793 (四七三)・⑩945 (五七九)

五月 京都留学所揭示 ⑩934 (五七一)

五月 丁巳閏五月御下国之事実 ⑩794 (四七五)

五月 箱館通宝鑄造 ⑩861 (五二二)

閏五月

- 閏五月 士族給地高売買價格制限 ①67(一三八)
- 閏五月 藩庫収納米制度 ①71(一三九)
- 閏五月 鉄鑄四文錢通用布令 ②88(二二二)
- 六月晦日 幕府海軍創設ノ布達 ②88(二二二)
- 六月十六日 水軍創設御予定 ③52(一五三)
- 六月十七日 阿部伊勢守死去及ヒ事蹟概略 ⑦84(四六一)
- 六月中旬 国学館並洋学所開設関・八田・後醍院・石川等へ取調御内命 ③07(四八二)・③13(五四二)
- 六月廿八日 阿部伊勢守卒去布告 ③18(三四〇)
- 六月廿九日 島津斉彬書翰(池田慶徳宛) ③90(六七九)
- 六月 鎌田正純意見 ②58(一八七)
- 六月 米価及ヒ諸物相場日々聞シ食サレシ事実 ④78(二二二)
- 六月 斉彬公水軍創設ノ概要 ⑦65(四四六)
- 六月 斉彬公造士・演武ノ二館名号更正之内定 ⑦66(四四七)・③13(五四三)
- 六月 鎌田正純小野寺庸斎ニ質問書 ⑦79(四五九)
- 六月 鹿兒島府下ニ書肆開カレタル事実 ⑦95(四七二)・③94(五八二)
- (六月頃) 島津斉彬書翰(故土佐藩主山内豊熙室智)
- 六月頃 鏡院外三名宛 ③91(六八〇)
- 六月頃 島津斉彬書翰(戸田氏彬宛) ③91(六八一)
- 六月頃 島津斉彬書翰(松平武聡宛) ③92(六八二)
- 六月頃 島津斉彬書翰(前桑名藩主松平定和室柔正院外三名宛) ③92(六八三)
- 六月頃 島津斉彬書翰(松平慶永宛) ③92(六八四)
- 六月頃 島津斉彬書翰(松平定安宛) ③93(六八五)
- 六月頃 島津斉彬書翰(伊達慶邦宛) ③93(六八六)
- 夏 禁闕警衛ノ策闕勇助へ取調ノ御密命 ③08(四八四)・③13(五四五)
- 夏 江夏十郎へ御親話 ③29(四九六)
- 夏 下ノ関ヲ長州ニ与ヘタルハ幕府ノ拙策 ③29(四九七)・⑦50(四三七)
- 夏 寺島宗則自記鈔 ③55(五一七)
- 夏 坊ノ津海浜ニ金鉢発見開掘命シ玉フ ④71(二二二)
- 夏 非藏人日記抄 ⑦84(四六二)
- 夏 島津斉彬書翰(戸塚静海宛) ③93(六八七)
- 夏 島津斉彬書翰(松平慶永宛) ③94(六八八)
- 夏 瓦斯燈創試之事 ④55(二〇五)・⑦66(四四八)
- 七月 当时ノ実況 ⑦85(四六三)
- 七月頃 諸郷士格式復旧ノ尊慮 ③08(四八三)

⑨13 (五四四)

(安政四年) 八月二日 齊彬公越前公へ親書 ⑥65 (三七三)

八月十九日

琉球大島及ヒ山川港へ外国貿易場御開キ

并大坂兵庫ノ両所開港猶予ノ策略中山王

へ御密諭 ④42 (三三九)

八月十九日

中山王へ密命英・仏・米ノ三国ニ書生ヲ

出サントノ御趣意 ④75 (三四〇)

八月十九日

琉球渡唐商人共へ御内示清国へ古製ノ大

小砲銃等売込マシムヘキ旨御内命付琉商

人ニ名ヲ籍リ渡唐スヘシトノ御内命 ④

476 (三四一)

八月十九日

齊彬公中山王へ台灣島ノ内ニ渡唐船碇泊

場開カシムヘシトノ密諭 ④46 (三四二)

八月十九日

清国福建琉球館取弘メ及渡唐船ヲ増シ商

法一層盛大ナラシムヘシトノ御内諭 ④

477 (三四三)

八月廿日

凡百之事業御開ノ御趣意 ④72 (二二三)

八月廿二日

市来広貫密命ヲ奉シ琉球ニ於テ汽船購求

談判心得ノ密書御下附 ④48 (三四四)

八月廿三日

中山王へ御密命仏郎西国ヨリ蒸気船及ヒ

小銃製造器械等御購求ノ御趣意 ④48 (三

四五)

八月廿五日

島津齊彬書翰(島津久宝宛) ⑨85 (六八九)

(安政四年) 八月廿六日 島津齊彬書翰(島津久光宛) ⑨89 (六九〇)

八月廿九日 早川五郎兵衛へ賜書(仙波永寶宛) ③

八月廿九日

377 (二七〇)・⑨89 (六九一)

八月廿九日

島津齊彬書翰(鎌田正純宛) ⑨90 (六九二)

八月

亞墨利翰官吏江戸登宮圖書提出事件奏聞

八月

②20 (一一五)

九月十二日~十一月白右正一郎日記摘要 ⑧72 (五三六)

九月十九日

黒田清綱建言御弁論 ⑧21 (四八九)・⑨13

九月廿五日

(五四一)

九月廿八日

島津齊彬書翰(島津久宝宛) ⑨91 (六九三)

九月廿九日

柴山愛次郎実兄良助へ送ル書翰 ⑨24 (五

九月三十日

六二)・④44 (三三三)

九月三十日

島津齊彬書翰(松平慶永宛) ⑨92 (六九四)

九月

非蔵人日記鈔 ⑨34 (五七三)・④44 (三五

九月

六)

九月

書生遊学勸奨及ヒ学风匡正ノ訓令 ⑧35

九月

(五〇三)・⑨10 (五三八)・⑨24 (五五四)

九月

士商ノ名分ヲ正サレシ事実 ⑧36 (五〇四)

九月

・⑨24 (五五五)

九月

士商ノ名分匡正ノ御書取及ヒ事実 ⑨10

秋

(五三九)

秋

陶磁器ノ製造改良シ玉フ ④74 (二一六)

(十月初頃)

造士館・演武館ノ学风矯正の件について

- 十月七日 島津久徴へ諭書 ㊦993 (六九五)
- 十月七日 島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ㊦994 (六九九)
- 十月七日 造士館学風矯正之御親書 ㊦913 (五四七)
- 十月十一日 ㊦924 (五五六)・㊦924 (五六一)・㊦484 (三五二)
- 所司代脇坂中務大輔出立諸家其外見立云々達書 ㊦862 (五二二)
- 十月十六日 福井侯斉彬公へ与ル御書簡及ヒ斉彬公御返翰 ㊦768 (四五二)
- 十月廿七日・廿九日 国老島津豊後へ賜書 ㊦839 (五〇八)・㊦924 (五六〇)
- 十月廿七日 島津斉彬書翰(島津久宝宛) ㊦995 (六九七)
- 十月廿九日 島津斉彬書翰(鎌田正純宛) ㊦995 (六九八)
- (安政四年)十月廿九日 島津斉彬書翰(鎌田正純宛) ㊦996 (六九九)
- 十月頃 水戸侯鷹司関白へ奉呈書 ㊦849 (五一五)
- 十月 米国使節登営布告 ㊦862 (五二三)
- 十一月三日 和蘭国ニ箱館・長崎ノ通商ヲ允ヌ ㊦837 (五〇五)・㊦924 (五五七)
- 十一月八日 和蘭船長崎ヨリ来琉御附人ヨリ在番奉行へノ書状持参及ヒ戊午ノ春井上庄太郎其他守衛人員数十名大島へ渡海ノ願末 ㊦824 (四九三)・㊦483 (三四八)
- 十一月十五日 水戸前納言殿堀田備中守ニ与フル書 ㊦771 (四五四)
- 十一月廿七日 福井侯堀田閣老へ送ル書 ㊦934 (五七二)
- 十一月廿七日 米国使節幕府ニ贈ル本込新銃模形借用セラレムトノ御書翰 ㊦770 (四五二)
- 十一月廿八日 橋本左内ノ書翰 ㊦845 (五一四)・㊦863 (五二六)
- 十一月廿九日 有馬新七建言 ㊦852 (五一六)・㊦588 (四〇八)
- 十一月廿九日 福井侯斉彬公へ与ル御書簡及ヒ斉彬公御返翰 ㊦768 (四五二)
- 十一月廿九日 島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ㊦996 (七〇〇)
- 十一月 和蘭人長崎函館両所交易許可奏聞 ㊦220 (一一四)
- 十一月 三司官座喜味親方退役ノ願末 ㊦826 (四九四)・㊦483 (三四七)
- 十一月 山本藤助家記抄 ㊦832 (四九九)・㊦923 (五五〇)
- 十一月 撰政・三司官へ御密用示達或ハ在留ノ私人へ談判ノ始末具申及ヒ私人贈品 ㊦480 (三四六)
- 十二月九日 昨夢紀事抄 ㊦775 (四五五)
- 十二月十一日 島津斉彬書翰(島津久宝宛) ㊦997 (七〇一)
- 十二月十三日 十二月所司代本多美濃守殿ヨリ伝奏へ御

達 ⑧87 (五三三)

冬

十二月十四日

橋本左内西郷吉兵衛ニ与ル書 ⑧76 (四六四)

谷山郷和田村ノ海浜ヨリ荒田村海浜ニ干
寄地着手之事実 ⑧77 (四五〇)・⑧99 (三
九〇)

四)

十二月十四日

西郷隆盛中根鞆負ト密話 ⑧76 (四五六)

冬

十二月十六日

十二月十六日叙任 ⑧87 (五三四)

山川港ニ外国人接待所建設御目論見之事
実 ⑧70 (四七〇)・⑧97 (五七四)

十二月十六日

島津斉興従三位昇進の件について在國家
老衆へ江戸詰家老書翰 ⑧98 (七〇二)

昇平学校ニ在ル長州書生本藩製船ノ事ヲ
聞キ友人ニ送ル書 ⑧127 (七七七)

十二月廿二日

外国形船通航浦触停止国旗云々布令 ⑧
863 (五二四)

以友輔仁説 ⑧111 (八八)

十二月廿五日

亞米利加官吏登營後御建言 ⑧359 (一五八)

(安政四年)
(安政五年)

島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ⑧100 (七〇四)
鎌田出雲紀事抄 ⑧120 (一〇一)

十二月廿五日

島津斉彬書翰(堀田正睦宛) ⑧99 (七〇三)

安政五年

十二月廿六日

斉彬公福井侯ニ与フル密書及ヒ御建言書
⑧77 (四五七)

正月元日

総覽(島津斉彬年譜) ⑧3 (一)

十二月廿七日

松平阿波守建言 ⑧91 (六八)

正月二日

見允サレタル事実 ⑧7 (二)

十二月廿八日

国老島津豊後へ賜書 ⑧28 (四九五)

正月三日

非蔵人日記鈔 ⑧93 (五六六)

十二月廿八日

御黒書院出札ノ面々其外不時登營ヲ命ス
⑧63 (五二五)

正月三日

南部美濃守建言 ⑧91 (六五)

十二月廿八日

佐竹右京大夫建言 ⑧93 (六九)

正月三日

島津斉彬書翰(松平慶永宛) ⑧101 (七〇五)

十二月

薪炭高価云々論達 ⑧86 (五三〇)

正月三日

島津斉興従三位昇進の件について家老達
⑧102 (七〇六)

十二月

堀田正睦ニ橋殿ニ調和ヲ依囑ス ⑧93 (五
六五)

正月六日

斉彬公島津豊後へ賜書 ⑧151 (二二八)・
⑧104 (七一〇)

十二月

松平肥後守建言 ⑧90 (六四)

- 正月六日 島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑩1002(七〇七)
- 正月六日 島津斉彬書翰(三条実万宛) ⑩1003(七〇八)
- 正月六日 島津斉彬書翰(松平慶永宛) ⑩1003(七〇九)
- 正月七日〜二月 伊達家々記鈔 ⑩733(四二七)
- 正月九日 川路左衛門尉・岩瀬肥後守上京 ⑩429(三
一三)
- 正月九日 安田助左衛門日記鈔 ⑩208(一五四)
- 正月十日 堀田正陸上京 ⑩430(三一四)
- 正月十一日 吉書 ⑩1005(七二一)
- 正月十三日 水戸前中納言殿へ御渡勅書当中納言殿へ
達書 ⑩933(五六七)
- 正月十五日 阿部家々記鈔 ⑩61(三八)
- 正月十五日 白石日記抄 ⑩210(一五七)・⑩243(一七七)
- 正月廿日 水戸藩士堀田閣老ニ面接ヲ乞フ ⑩933(五
六八)
- 正月廿日 蒸気船御注文ニ付市来広貫へ下賜ノ御親
書 ⑩946(五八三)
- 正月廿日 琉球ニ於テ蒸気船御注文ニ付市来広貫へ
御直書 ⑩374(二六八)
- 正月廿一日 堀田正陸修学寺御苑拝観ヲ辞ス ⑩933(五
六九)
- 正月廿三日 両伝奏堀田正陸旅館ニ参向教旨ヲ達ス
⑩993(五七〇)
- 正月廿四日 松平薩摩守建言 ⑩88(六三)
- 正月廿六日 橋本左内西郷隆盛へ与ル書翰 ⑩764(四四
四)
- 正月廿六日 齐彬公福岡侯へ御封物伝達 ⑩17(六)
- 正月廿六日 大道寺玄蕃意見 ⑩102(七四)
- 正月廿七日 橋本左内上京事蹟記抄 ⑩695(四〇七)
- 正月 齐興公従三位御昇進布告 ⑩17(五)・⑩1005
(七二二)
- 正月〜二月 近衛忠熙・鷹司輔照其他公卿建言 ⑩81
(六一)
- 正月 松平大和守建言弁扣 ⑩93(七〇)
- 正月 松平撰津守建言 ⑩95(七一)
- 正月 京都所司代(酒井若狭守)意見書取 ⑩
101(七三)
- 正月 島津斉興の呼称について家老達 ⑩1005(七
一三)
- 正月 熨斗目着用の件について家老達 ⑩1006(七
一四)
- 二月三日 特旨により桂小吉郎へ代銀拝借を命ずる
家老達 ⑩1006(七一五)
- 二月五日 松平久之丞・木村図書ヲ長崎ニ遣ス ⑩
430(三一五)
- 二月十一日 松平阿波守密申 ⑩102(七五)

二月十二日	齊彬公豎山武兵衛ニ与ル書 ②2(八)・②06(二五二)	二月	諸役人諸郷廻勤の節酒食饗応など嚴禁に ついで家老達 ①099(七一九)
二月十七日	琉球ニ於テ汽船購求談判ノ要略及ヒ私人 惠与品 ③378(二七一)	(二月頃)	島津斉彬書翰(豎山利武宛) ①008(七一八)
二月廿日	物産繁殖ノ令 ④31(三二六)	三月朔日	在京原田才輔密報中ノ要点 ①03(七六)
二月廿日	中山忠能公墨夷処分上申 ④47(三三〇)	三月四日	阿部因幡守建言 ①91(六六)
二月廿四日	府内米価高直各藩ニ廻米ヲ令ス ④31(三一七)	三月六日	指宿二月田御入湯中ノ形況 ①28(二〇四)
二月廿四日	正親町三条実愛上書 ④39(三三二)	三月六日	米國使節再ヒ出府 ④31(三一八)
二月廿五日	野宮定功上書 ④43(三三五)	三月七日	中山、正親町其他建言 ①578(三二七)・①787(四六六)・④27(三〇八)
二月廿八日	軍功家筋ノ者江知行高申受人名及ヒ達書 ①18(七七)	三月八日	函館奉行ヘ達書 ④32(三二九)
二月廿九日	齊彬公島津豊後ヘ与ル書 ②93(五四九)	三月九日	諸國人別改 ④20(三〇一)
二月廿九日	・⑤1(三三三)	三月十一日	関東ヘ御沙汰書 ①77(五六)
二月廿九日	島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ①006(七一六)	三月十一日	和蘭甲比丹出府 ④432(三二〇)
二月廿九日	島津斉彬書翰(豎山利武宛) ①007(七一七)	三月十二日	堂上九十六名建言 ①78(五七)
二月廿九日	後醍醐院真柱作文諸葛武侯論 ①27(〇三)	三月十二日	無名書第一 ①04(七七)
二月	在京原田才輔内報 ④05(二九〇)・①81(六一)	三月十三日	非藏人三十六人建言 ①78(五八)
二月	八条隆祐上書 ④41(三三二)	三月十五日	無名書第二 ①04(七八)
二月	中院通富上書 ④41(三三三)	三月十七日	無名書第三 ①04(七九)
二月	橋本実麗上書 ④42(三三四)	三月十七日	無名書第五 ①06(八一)
二月	琉球人ヘ可相尋条々 ⑤13(四〇三)	三月十九日	無名書第四 ①05(八〇)
		三月廿日	開港可否列藩ヘ諮詢宣命 ①577(三二六)
		三月廿一日	洛中風説 ①72(五一)
			京振之風説 ①71(五〇)

- 三月廿一日 幕府貸付金口入世話人ノ弊ヲ匡ス ④ 432
(三二二)
- 三月廿三日 哲丸公嫡子成ノ達書 ④ 433 (三二二)
- 三月廿四日 宮堂上臨時参内 ④ 74 (五三)
- 三月廿四日 水野土佐守養君尽力ノ概況 ④ 428 (三〇九)
- 三月廿五日 御所探訪余聞 ④ 72 (五二)
- 三月廿五日 外国処分ノ勅旨 ④ 429 (三二二)
- 三月廿六日 西伝奏堀田正睦ニ外夷処分ノ概旨ヲ達ス ④ 429 (三二二)
- 三月廿七日 宮部鼎藏日記抄 ④ 58 (三七)
- 三月 汽船觀光丸山川港ニ来ル斉彬公臨覽始末 (勝義邦紀事鈔) ④ 27 (一一)・④ 487 (三五九)
- 三月 江田平太郎参府御供命ゼラル ④ 483 (三五〇)
- (二三月) 外国処分勅詔 ④ 429 (三二〇)
- 春 擊剣對抗仕合催サレシ事実 ④ 128 (一〇五)・④ 412 (二九七)
- 春 今和泉郷池田村ノ池水灌漑ニ着手シ玉フ ④ 401 (二八七)
- 四月朔日 和蘭甲比丹拜謁式及ヒ献品 ④ 433 (三二四)
- 四月三日 岩元六右衛門柴山良助ヘ与フル書牘 ④ 209 (一五六)
- 四月三日 京都守護人休中山忠能外十五名建白 ④ 263 (一九二)
- 四月三日 斉彬公福井侯ニ与ル御書翰 ④ 425 (三〇六)
- 四月三日 斉彬公福井侯ニ与ル御書翰 ④ 426 (三〇七)
- 四月三日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ④ 1009 (七二〇)
- 四月三日 島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ④ 1011 (七二二)
- 四月三日 島津斉彬書翰(松平慶永宛) ④ 1012 (七二三)
- 四月三日 島津斉彬書翰(松平慶永宛) ④ 1014 (七二四)
- 四月四日 水戸前中納言中山中納言ヘ内書送致事件探索 ④ 76 (五四)
- 四月五日 土州侯三条家ヘ密書 ④ 421 (三〇三)
- 四月五日 島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ④ 1015 (七二四)
- 四月六日 琉球人ヘ銀貨付与ノ達文 ④ 434 (三二五)
- 四月七日 米国軍艦近日渡来ノ旨布告 ④ 434 (三二六)
- 四月九日 島津斉彬書翰(豎山利武宛) ④ 1020 (七二五)
- 四月九日 島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ④ 1021 (七二六)
- 四月九日 島津斉彬書翰(島津久玉宛) ④ 1022 (七二七)
- 四月九日 島津斉彬書翰(島津久玉宛) ④ 1022 (七二八)
- 四月十日 島津斉彬書翰(豎山利武宛) ④ 1023 (七二九)
- 四月十一日 斉彬公福岡公ヘ御密簡(伊達宗城宛) ④ 204 (一四六)
- 四月十二日 斉彬公勝安房守ニ与フル御書翰 ④ 166 (一三六)・④ 205 (一五〇)

四月十二日	島津斉彬書翰(島津久光宛) ⑩203(七三〇)	三月	水野筑後守建言 ⑩494(三七〇)
四月十三日	新納駿河意見上申書 ⑩70(四八)	四月	天璋院殿繼嗣 ⑩495(三七二)
四月十五日	和蘭人來港少年輩粗暴ノ挙動ヲ訓誡シ玉 フ付事実 ⑩22(一〇)	四月	島津斉彬男児哲丸の呼称について家老達 ⑩1027(七三五)
四月十五日	堂上諸卿へ賜金 ⑩79(五九)	四月	大砲台場築造のため江戸田町別邸海岸埋 立願の件について家老達 ⑩1027(七三六)
四月十八日	島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ⑩1024(七三二)	四月	島津斉彬女児寧姫御前様養いの件につ て家老達 ⑩1027(七三七)
四月廿日	堀田備中守帰府京師事情概要 ⑩493(三六 七)	四月	条約調印延期談判書 ⑩261(二八八)
四月廿四日	継嗣事件営中ノ概況 ⑩494(三六八)	五月二日	福井侯営中ニ於テ井伊直弼ト談話 ⑩496 (三七二)
四月廿四日	世子哲丸公御嫡子御届 ⑩167(一三七)・⑩ 1025(七三二)	五月二日	水戸前納言殿建白 ⑩262(二八九)
四月廿五日	豎山武兵衛へ賜書 ⑩206(一五二)	五月三日	蒸気軍艦代物之取調上申書 ⑩376(二六九)
四月廿五日	福岡侯宇和島侯へ与フル書簡 ⑩221(一六 五)	五月三日	井伊直弼大老ニ任ス ⑩496(三七三)
四月廿五日	米糶処分諸大名惣登場 ⑩422(三〇四)	五月五日	島津斉興湯治養生のため暇願の件につ て幕府老中申渡 ⑩1027(七三八)
四月廿五日	勅答及ヒ御問条ヲ諸侯ニ示ス ⑩423(三〇 五)	五月七日	堀田正睦福井侯ニ水戸公ノ建白ヲ改メシ メント請フ ⑩497(三七四)
四月廿五日	尾・水二侯及ヒ溜問詰諸侯ヲ登營セシメ 勅答書ヲ示ス ⑩435(三二七)	五月八日	薬師寺筑前守水戸・越前等ノ諸侯ヲ井伊 直弼ニ讒構ス ⑩497(三七五)
四月廿六日	井伊家公用方秘録抄 ⑩494(三六九)	五月九日	福井侯將軍ニ直諫セント堀田正睦ニ謀ル ⑩496(三七六)
四月廿七日	島津斉彬書翰(島津久光宛) ⑩1025(七三三)	五月十五日	
四月廿八日	島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ⑩1025(七三四)		
四月	士族所有禄高売買価格制限令 ⑩288(二二 一)		

- 五月十六日 鎌田出雲日記抄 ㊦249 (一八〇)
- 五月十七日 井伊家人へ送ル無名書 ㊦498 (三七七)
- 五月十八日 忠祿君 ㊦211 (二五八)
- 五月廿三日 井伊直弼所司代ノ交送ヲ謀ル ㊦498 (三七八)
- 五月廿六日 水軍兵士創設及ヒ人名 ㊦28 (二二)・㊦1028 (七四〇)
- 五月廿六日 島津斉彬書翰(島津久光宛) ㊦1028 (七三九)
- 五月廿八日 斉彬公御意見御建言 ㊦357 (二五七)・㊦738 (四三〇)・㊦492 (三六六)
- 五月廿八日 斉彬公伊達宗城公ニ与ル御書牘 ㊦29 (一三)・㊦223 (一六六)・㊦499 (三八〇)
- 五月廿八日 孟蘭盆祭上野増上寺献燈幕令 ㊦256 (一八四)
- 五月廿八日 所司代本多美濃守帰府御暇参内 ㊦499 (三七九)
- 五月廿八日 島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ㊦1029 (七四二)
- 五月廿九日 斉彬公島津豊後ニ与フ書 ㊦499 (三八一)
- 五月廿九日 島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ㊦1030 (七四二)
- 五月廿九日 幕府の島津斉興湯治暇願聞き届けの件に
関して家老達 ㊦1030 (七四三)
- 五月 桜島洗出又ハ神瀬其外砂揚場等へ砦堡建
築ノ御目論見 ㊦937 (五七五)・㊦52 (三四)
- 五月 黒岩堅藏家記抄 ㊦69 (四七)
- 五月 東坊城歎願事件之説 ㊦80 (六〇)
- 五月 安政紀事抄(金銀貨交換事件) ㊦111 (八六)
- 五月 藩庁及諸局ノ弊習ヲ匡シ玉フ ㊦119 (二〇〇)
- 五月 水戸中納言殿建白 ㊦263 (一九〇)
- 五月 安田助左衛門日記抄 ㊦499 (三八二)
- 五月 水戸国老歎願書 ㊦500 (三八三)
- 五月 島津斉彬書翰(松平慶永宛) ㊦1031 (七四四)
- 五月 島津斉興湯治暇につき江戸発駕時期内定
の件について家老達 ㊦1032 (七四五)
- 五月 安政紀事抄 ㊦297 (二二八)
- 五月 京都大火 ㊦297 (二二九)
- 六月朔日 福井・土州・宇和島三侯、一橋公ヲ儲嗣セ
ンコトヲ密奏ス ㊦297 (二二〇)
- 六月四日 南部家家記抄 ㊦733 (四二八)
- 六月四日 小笠原長門守ヲ京都町奉行ニ任ス ㊦297 (二二一)
- 六月四日 島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ㊦1032 (七四六)
- 六月五日 島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ㊦1035 (七四七)
- 六月五日 水戸侯意見書 ㊦733 (四二四)
- 六月九日 水戸前中納言殿建言 ㊦95 (七二)
- (安政五年) 六月五日

六月九日	水軍創設費用布告 ⑤03 (三八五)・⑤1038 (七五〇)	六月十九日	井伊直弼井上・岩瀬カ復命ヲ聞ク ⑤300 (二二九)
六月九日	島津斉彬書翰(早川兼彝宛) ⑤1035 (七四八)	六月廿一日	永井玄蕃等魯西亜布怙廷ト応接之趣上申書 ⑤780 (四六〇)
六月九日	島津斉彬書翰(松平慶永宛) ⑤1036 (七四九)	六月廿一日	条約締結ノ始末奏聞案 ⑤302 (二三〇)
六月十一日	松平薩摩守様御書写 ⑤37 (二二六)・⑤346 (二六〇)	六月廿二日	諸大名諸役人惣登城之形況 ⑤303 (二三一)
六月十一日	齊彬公伊達宗城公ニ与テ書牘 ⑤174 (二四一)・⑤297 (二二七)	六月廿三日	石清水八幡宮勅使中山殿 ⑤406 (二九二)
六月十一日	島津斉彬書翰(近衛忠熙宛) ⑤1039 (七五二)	六月廿三日	鴨社勅使正親町三条殿 ⑤407 (二九三)
六月十二日	井伊直弼間部下総守ニ与ル書 ⑤298 (二二二)	六月廿五日	篤姫君將軍家定公へ御結婚ニ就テ御拝領 ⑤400 (二八六)
六月十四日	皇女降誕 ⑤298 (二二三)	六月廿五日	徳川慶福の將軍養子ならびに称号、住居 に關する幕令について家老達 ⑤1040 (七五二)
六月十五日	井伊家公用方秘録鈔 ⑤209 (二五五)	六月廿六日	魯艦入浦ノ報 ⑤453 (二三四)
六月十六日	井上・岩瀬米國使節ニ応接及ヒ幕議 ⑤300 (二二八)	六月	米艦内海小柴沖へ乗入リタル報 ⑤453 (二二六)
六月十七日	福岡侯宇和島侯往復書第三号 ⑤218 (二六二)	六月	寺島宗則自記抄 ⑤224 (二六八)
六月十七日	主上宸翰ヲ伊勢・加茂・石清水ノ三社ニ納國家安泰ヲ祈リ玉フ ⑤299 (二三四)	六月	佐賀侯來覽ノ説 ⑤259 (二八七)
六月十七日	伊勢神宮勅使発遣詔書 ⑤405 (二九一)	六月末頃	大政一變セサレハ外國ト交ヲナスコト能ハス ⑤287 (二二〇)
六月十八日	英仏二國艦隊來港予報 ⑤299 (二二五)	六月	吉井友実手記 ⑤403 (二八九)
六月十八日	藤島山城寛宥達書 ⑤299 (二二六)	(六月)	神宮其他奉幣費不足 ⑤408 (二九四)
六月十八日	井伊直弼松平伊賀守カ行ヲ為隠言 ⑤299 (二二二)		

六月	当秋の給地高所務米買上中止について家老達 ⑩1040 (七五三)	七月三日	摂政・三司官等へ御内用向達ノ手扣 ⑩382 (二七四)
六月	外国御用取扱い役人の件に関する幕令について家老達 ⑩1041 (七五四)	七月三日	市来広貫琉球渡海奉命(日記鈔) ⑩472 (三三八)
六月	島津斉興湯治による帰国につき新納久仰下方向御用掛拜命に関する家老達 ⑩1041 (七五五)	七月三日	島津斉彬書翰(島津久光宛) ⑩1041 (七五六)
夏	戊午ノ夏天下ノ形勢救フニ道ナキニ立到リタル趣西郷隆盛言上セシ事実及ヒ英断為スコトアラントス ⑩130 (一〇七)・⑩505 (三九二)	七月四日	青木春岱侍医トナル ⑩264 (一九二)
(夏)	橋口彦四郎柴山良助へ与ル書 ⑩171 (一四三)	七月四日	島津斉彬書翰(伊達宗城宛) ⑩1041 (七五七)
夏	鎌田出雲カ事蹟 ⑩352 (二六六)	七月五日	琉球国ニ於テ蒸気船其他買入ノ談判在番奉行高橋縫殿届書 ⑩380 (二七二)
夏	城地移転ノ御目論見 ⑩402 (二八八)	七月六日	三条実万公ヨリ斉彬公へ送ラレシ御下書ノ写 ⑩332 (二五五)
夏	国政ノ成就ハ衣食ニ窮民ナキニアリ ⑩505 (三九三)	七月七日	洋医術ヲ允ス ⑩420 (三〇〇)
夏	諸郷士ノ格式ヲ復旧セラレムトス ⑩510 (三九七)	七月七日	七月八日大砲操練ヲ天保山ニ覽玉フ ⑩307 (三三二)・⑩503 (三八六)
七月三日	福岡侯宇和島侯往復書第二号 ⑩215 (一六二)・⑩322 (二四八)	七月十日	柴山良助橋口伝蔵等ニ与ル書 ⑩175 (一四二)
七月三日	蒸気船買入事件市来広貫届書 ⑩382 (二七三)	七月十四日	太田備中守辞職セントス ⑩264 (一九三)
		七月十五日	御遺言之ケ条 ⑩309 (三三四)
		七月十六日	御遺言ノ趣山田壮右衛門筆記 ⑩310 (三三六)
		七月十六日	御病症御診断書 ⑩312 (三三七)
		七月十七日	幕府英国ヨリ汽船ヲ贖フ ⑩420 (二九九)
		七月十七日	安政紀事鈔(斉彬公兵ヲ率ヒテ上京セン)

七月	トス ㊦512 (三九九)	七月	疑獄弁難 ㊦490 (三六五)
七月廿日	御不例御危篤ノ布告 ㊦308 (二二三)	七月	江夏干城自記鈔 ㊦503 (三八七)
七月廿日	御内葬並御葬式 ㊦310 (二三五)	八月七日	上文ニ対シ近衛左大臣口達ノ覚 ㊦435 (三二八)
七月廿一日	安田助左衛門日記抄 ㊦488 (三六二)	八月八日	水戸中納言ヘ賜書 ㊦207 (二五三)
七月廿二日	間部下総守上京照会 ㊦340 (二五七)	八月八日	水藩及ヒ尾張・薩摩ヘ下賜勅書 ㊦266 (一九五)
七月廿二日	安政記事鈔 ㊦265 (一九四)	八月八日	水戸中納言勅説書 ㊦435 (三二九)
七月廿二日	日下部伊三次堀仲左衛門ニ与ル書 ㊦294 (二二六)	八月九日	市来届書 ㊦387 (二七七)
七月廿二日	久光公国老新納駿河ヘ与フル書 ㊦512 (四〇〇)	八月十一日	近衛忠熙公及僧月照鎌田出雲ヘ御内書 ㊦223 (一六七)
七月廿六日	福岡侯宇和島侯往復書第四号 ㊦218 (二六三)・㊦321 (二四五)	八月十五日	江夏十郎市来ヘ私書 ㊦392 (二八一)
七月廿六日	内藤豊後守伺書 ㊦345 (二五九)	八月廿日	間部詮勝上京延期 ㊦268 (一九六)
七月廿六日	琉球官吏蒸気船詠文約条書 ㊦383 (二七五)	八月廿日	鎌田出雲京都御警衛御受書 ㊦349 (二六三)
七月	西郷吉兵衛困事ニ関シタル三件 ㊦232 (一七三)	八月廿五日	山田壮右衛門市来ヘ書簡 ㊦391 (二七九)
七月	維新史撮要 ㊦269 (一九八)	八月廿五日	山田・豎山私翰 ㊦391 (二八〇)
七月	尾・水・越三侯退隠謹慎上奏書 ㊦289 (二一四)	八月廿六日	町田主馬市来ヘ達書 ㊦389 (二七八)
七月	伊地知季安記事抄 ㊦313 (二三八)	八月廿八日	久光公勝麟太郎ヘ与ル書簡 ㊦487 (三六〇)
七月	黒田長溥公御凶報ニ御驚ナカリシ譚 ㊦	八月	勝野豊作正道青蓮院宮ニ上ル書 ㊦230 (一七一)
七月	318 (二四二)	八月	近衛左大臣墨夷約条調印違勅ノ旨演達 ㊦292 (二二五)
七月	各外城土戸口調査 ㊦421 (三〇二)	八月	斉彬公薨去後ノ形況 ㊦330 (三三二)

- 八月 大日本國有志中ノ書 ㊦347 (二六二)
- 八月 蒸氣船御詔文御停止ノ趣島津下総・新納駿河ヨリ琉球在番奉行ヘノ達書 ㊦388 (二七七)
- 八月 中山王使參府猶予達書 ㊦504 (三八八)
- 八月 徳川慶福公家茂公ト改称布告 ㊦504 (三八九)
- 八月 江戸在勤鎌田正純ニ帰国ヲ命ス ㊦504 (三九〇)
- 八月 將軍家定公薨去謹慎布告 ㊦513 (四〇一)
- 八月 番頭喜入主水ニ江戸在勤ヲ命ス ㊦513 (四〇二)
- 九月二日 彦根藩土宇津木六之丞長野主膳ニ与ル書 ㊦786 (四六五)
- 九月二日 斉彬公御逝去天璋院殿御忌服布達 ㊦315 (二二九)
- 九月二日 安政五年戊午九月二日御訃音到来及ヒ御密用停止ノ達並ニ交約顛末 ㊦396 (二八四)
- 九月三日 仏蘭西条約調印人名 ㊦61 (三九)
- 九月七日 梅田源次郎等捕縛セラル ㊦62 (四〇)
- 九月七日 蒸氣船御詔文其外諸事御取煩ノ儀琉役々御届書 ㊦395 (二八三)
- 九月十日 斉彬公御簾中御逝去布告 ㊦329 (二五二)
- 九月十三日 黒田長濤公伊達宗城公へ御書翰 ㊦322 (二四七)
- 九月十三日 松平大隅守御請書 ㊦350 (二六四)
- 九月十四日 御密用ノ一切停止交約帰覺復命之事實 ㊦399 (二八五)
- 九月十五日 松平大隅守近衛家へ上申書 ㊦351 (二六五)
- 九月十七日 西郷吉兵衛日下部・堀へ送ル書 ㊦64 (四二)
- 九月十七日 高橋縫殿届書 ㊦393 (二八二)
- 九月十七日 竹内半右衛門覚書鈔 ㊦787 (四六七)
- 九月十八日 都日誌上 ㊦544 (四〇四)
- 九月廿日 天璋院殿改称布告 ㊦486 (三五七)
- 九月 徳川宰相上様ト称スヘキ旨布達 ㊦486 (三五八)
- 九月 無名通信 ㊦342 (二五八)
- 九月六日 橋本左内武田伊賀ニ与ル書第一号 ㊦252 (一八一)
- 九月六日 福岡侯字和島侯往復書第一号 ㊦213 (二六〇)
- 十月廿九日 疑獄人名 ㊦236 (一七六)
- 十月 西郷隆盛僧月照ト投海ノ始末 ㊦490 (三六四)
- 十一月廿八日 有馬新七・山県半蔵三条前内府公ニ上ル

封事 ⑤86 (四〇七)

十二月八日

有馬新七建言 ⑤83 (四〇六)

十二月

橋本左内武田伊賀ニ与ル書第二号 ⑤253 (一八二)

十二月

金匱高騰布令 ⑤483 (三五二)

(十二月)

都日誌下 ⑤560 (四〇五)

冬)

僧月照事蹟黒田家々紀鈔 ⑤232 (二七五)

冬)

西郷隆盛力先塋 ⑤505 (三三〇)・⑤38 (二八)

冬)

九条殿下諫奏ノ譚 ⑤39 (三〇)

冬)

岩瀬伊賀守香港取調向々エ達書 ⑤55 (三五)

冬)

此間関東ヨリ御返答之勅答御文段之趣意 ⑤76 (五五)

冬)

洛中之評判 ⑤80 (六一)

冬)

黒岩賢蔵家記抄 ⑤177 (一四四)

冬)

青蓮院法親王御謹慎達書 ⑤225 (二六九)

冬)

近衛家所蔵書第八 ⑤275 (二〇六)

冬)

江夏干城記事抄 ⑤324 (二四八)

冬)

在京某氏在江戸某へ寄書 ⑤328 (二五〇)

冬)

江戸風説記 ⑤330 (二五三)

冬)

裏辻少将書牘 ⑤346 (二六一)

冬)

頼娃・山川・指宿三ヶ郷人員調 ⑤409 (二〇)

冬)

文久二年

冬)

文久二年

冬)

十一月十一日

冬)

照国公御贈位 ⑤787 (四七二)・⑤814 (四九)

冬)

八田知紀・後題院真柱カ久光公ニ奉リシ和歌 ⑤794 (四七八)・⑤814 (四九二)

冬)

順聖公御三回忌懐旧詩歌 ⑤334 (二五六)

九五)

幕府大奥某密書 ⑤488 (三六三)

安政六年

二月頃)

二月頃)

万延元年

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

六月二日

二月二日

御贈官位告祭文 ②793(四七四)・②814(四九一)

明治十三年

二月五日

再ヒ御劍御下納 ②803(四八四)

五月十五日

御贈官位御礼御献納品ニ対シ女房文 ②792(四七三)・②814(四九一)

八月

官幣社被列ノ願文及ヒ事実 ②799(四八二)・②815(四九五)

元治元年

八月

七年祭久光公御祭文 ②793(四七六)

明治十五年

十月

贈従一位島津公紀念塔募疏 ②810(四八九)・②815(五〇一)

明治二年

十一月廿二日

御贈官位記 ②794(四七七)・②814(四九二)

明治十六年

七月

造演館掲示 ②149(二二九)

明治三年

十二月廿三日

勅使岩倉卿ヲ以テ照国神社江御劍御下納 ②796(四八〇)・②815(四九三)

七月

御肖像複写ノ事実 ②808(四八八)・②815(五〇〇)

七月五日

照国神社例祭日達書 ②806(四八六)・②815(四九八)

明治五年

六月廿日

御巡行之際勅使御社参之事实 ②799(四八一)・②815(四九四)

十二月十六日

臨時祭ノ為メ忠義公御下向大祭執行ノ事実 ②804(四八五)・②815(四九七)

明治十年

九月八日

丁丑九月社殿焼燼ノ事実 ②803(四八三)・②815(四九六)

明治十七年

九月

寺島宗則記述 ②779(四七〇)

十一月

造士館再建之願 ②807(四八七)・②815(四九九)

明治十八年

春

黒田長溥公市采広貫へ御親話 ③327 (二四九)

明治廿二年

四月

十二月十五日

松平慶永公ノ斉彬公行状記 ③689 (四〇四)
勝義邦斉彬公ノ話及ヒ久光公御書翰 ③71 (四九)

十二月

勝義邦斉彬公ノ為人ヲ談ス ③488 (三六一)

明治廿一年

八月十一日

福陵新報 ③784 (四七一)

明治廿二年

勝義邦外交余談 ③635 (三二八)

明治廿三年

七月

安政五年ハルリス渡来ノ事情 ③311 (八七)

明治廿四年

九月

飯泉喜内履歴話 ③212 (一五九)・③232 (一七四)

明治廿五年

九月

鎌田出雲略履歴 ③353 (二六七)

明治廿六年

六月

故岩山敬義君カ斉彬公ノ御近習奉職中職務上俱ニ事ヲ執リ或ハ交際ノ事実粗記憶スル処ヲ録ス ③243 (二七八)

明治廿七年

四月廿日

孝明天皇勅詠ヲ島津斉興公父子ニ賜ハリシ事実附十七節 (史談会速記録抄) ③23 (一一〇)・③ (三)

八月十七日

島津斉彬公国事鞅掌ニ関スル事実附二十四節 (史談会速記録抄) ③652 (四二三)

九月廿二日・廿三日征韓論ヨリ胚胎シ日清戦争トナリシ事歴 (史談会速記録第二十五輯附録) ③666 (四二四)

明治廿八年

二月十二日

四月廿六日

五月

史談会速記録抄第四十号 ③177 (一四五)
島津斉彬公国事鞅掌ニ関スル事実附二十節 (史談会速記録抄) ③690 (四二五)
高野長英略伝 ③168 (一四五)

明治廿九年

一月廿五日

齊彬公八重桜ノ御歌ニ付近衛家々人六条

某ノ譚 ㊦ 30 (一四)

仮殿改造弘告 ㊦ 812 (四九〇)

八月

明治三十年

春

阿部正弘小伝 ㊦ 41 (三二)

年代不明等

嘉永三年の部

有名ノ人士ニ声息ヲ通セラレシ事実 ㊦

151 (二四一)

齊彬公高野長英ヲ密仕セラレシ事実 ㊦

153 (二四二)

知彼一助(高野長英著) ㊦ 153 (二四三)

高野長英小伝及ヒ御密仕ノ事実 ㊦ 165 (二四四)

黒田家所伝同氏臨終ノ事情 ㊦ 171 (二四五)

夢物語批判 ㊦ 177 (二四八)

高野長英徂徠先生ノ軍法不審ヲ誑ムノ跋

㊦ 179 (二四九)

島津齊彬公手製茶碗ボムベン(白砲)并

題函和歌 ㊦ 180 (二五〇)・㊦ 66 (三五)

嘉永四年の部

高島秋帆カ爆彈擬似ノ茶釜ノ図ニ題歌

㊦ 180 (二五一)・㊦ 67 (三六)

文明東漸史補欠 ㊦ 198 (二五四)

石炭坑探索セラレシ事実 ㊦ 473 (二二五)

軍用ノ蒸餅並玉味噌及ヒ糖製貯 ㊦ 476 (二二六)

一八

嘉永五年の部

甘藷酒製釀法研究スヘキ御内命 ㊦ 477 (二二七)

一九

砲術号令等ニ用ル蛮語翻譯用ヘキ令 ㊦

535 (二五四)

孝明天皇御製 ㊦ 536 (二五六)

嘉永六年の部

田原陶猗家記 ㊦ 583 (二八七)

齊彬公水戸中納言殿ヘ独ヲ謹ムト云フ文字ノ額面ヲ乞ヒシ返シニ ㊦ 629 (三二二)

昨夢紀事抄 ㊦ 630 (三二三)

礮台築造ノ始末(田原寛書) ㊦ 632 (三二四)

四

安政元年の部

- 水藩士戸田忠大夫へ賜書 ⑥63 (三三四)
- 当時流行謡歌 ⑥68 (三三七)
- 斉興・斉彬両公御代苗木御仕建場 ⑥66 (三四〇)
- 御菜園ノ由来 ⑦1 (三四一)
- 御納戸金銀銭米出所ノ概要 ⑦5 (三四二)
- 桑名侯通商貿易ニ付上書 ⑦5 (一一)
- 無名氏建言水戸・福山二侯異論云々 ⑦4 (七四)
- 遠藤世子回答(島津斉彬宛) ⑦1 (九九)
- 高須老侯御内示(島津斉彬宛) ⑦1 (一〇〇)
- 高須老侯へ御返翰(島津斉彬書翰) ⑦1 (一〇一)
- 三十八社再祈之御教書 ⑦9 (一〇五)
- 北亞墨利加共和政和国略記 ⑦9 (一〇六)
- 非蔵人日記抄 ⑦5 (一一一)
- 水戸斉昭公琉球ニ於テ外国処分批評 ⑦4 (一〇六)

安政三年の部

- 藩曆ノ来由 ④73 (二四八)
- 伊集院苗代川村朝鮮人ノ来由概略 ④74 (二四九)
- 近衛信輔公御謫居事蹟概略 ④74 (二五〇)
- 門葉家人人員 ④75 (二五一)
- 薩隅日三州及諸島人別改 ④80 (二五七)
- 札改年間 ④80 (二五八)
- 薩隅日諸芸 ④81 (二五九)
- 斉彬公御事蹟抄 ④81 (二八〇)
- 周防国妙満寺月姓意見書 ④81 (三三九)
- 安政紀事抄(開港説) ④71 (三八〇)
- 日下部伊三治水戸藩ニ帰藩ヲ乞フ ④78 (三九四)
- 納齊日下部氏并婦人碑文 ④78 (三九五)
- 英・仏人清国北京ニ迫リタル事実琉球人届書ニ対シ斉彬公茶話 ④91 (四〇五)
- 長崎人某述志 ④93 (四〇八)
- 斉彬公蝦夷開墾ヲ試ミントス ④73 (四一一)
- 当時ノ実況(福井藩記事抄) ④74 (四二五)

- 水戸前中納言殿国事尽力ノ概略及ヒ精疑ノ一斑 ⑦63 (四四二)
- 徳島侯国事尽力ノ概略 ⑦64 (四四三)
- 福井侯及ヒ斉彬公国事掌ノ概要 ⑦65 (四四五)
- 当時ノ形勢米国人ノ意思要略 ⑦71 (四五三)
- 造船方ノ吏田原明章記事鈔 ⑦90 (四六八)
- 黒岩堅蔵記事抜粋 ⑦90 (四六九)
- 日州去川山柞灰製御取弘 ⑧24 (四九二)
- ・ ⑧137 (一一一)
- 軍制改革洋式砲術奨励ノ事実 ⑧30 (四九八)
- ・ ⑧23 (五四八)
- 外国形ノ風帆船創製ノ事実 ⑧33 (五〇一)
- ・ ⑧23 (五五二)
- 薩摩朝鮮人種 ⑧42 (五一〇)
- 天明・天保度饑饉之際甘藷・里芋等救急有益譚 ⑧42 (五一一)
- 加治木郷銭作ノ説 ⑧44 (五一二)
- 三条内府公ヘノ建言 ⑧57 (五一九)
- 学習所揭示 ⑧61 (五二〇)
- 当時流行俚謡 ⑧66 (五三五)
- 孝明天皇御製 ⑧17 (四)
- 豎山武兵衛ヘ与フ御書(島津斉彬書翰) ⑧32 (二六)
- 山田壮右衛門ヘ与フ御書(島津斉彬書翰) ⑧33 (二七)
- 山田壮右衛門ニ与フ御書(島津斉彬書翰) ⑧33 (一八)
- 山田壮右衛門ニ与フ御書(島津斉彬書翰) ⑧34 (一九)
- 早川五郎兵衛ヘ与フ御書(島津斉彬書翰) ⑧34 (二〇)
- 山崎拾ヘ与フ御書(島津斉彬書翰) ⑧35 (二二)
- 山崎拾ヘ与フ御書(島津斉彬書翰) ⑧36 (二三)
- 早川五郎兵衛ヘ与フ御書(島津斉彬書翰) ⑧36 (二四)
- 早川五郎兵衛ヘ与フ御書(島津斉彬書翰) ⑧36 (二五)
- 勝安芳阿部正弘侯諭 ⑧37 (二七)

- 伊達公ノ御書翰 ③39 (二九)
水戸藩ノ挙動 ④49 (三二)
橋本左内事蹟 ⑥2 (四二)
伊地知季安紀事抄 ⑥66 (四五)・⑥111 (八九)
九)
茶説(水戸中納言齊昭卿述) ⑥114 (九二)
漫言一則 ⑥116 (九四)
学識アル者ヲ度外ニ措クノ弊ヲ矯正セラ
レント折ニ触レテ諸士ノ品行・識量等聞
キ糺シ自記セラレシ事実 ⑥127 (一〇二)
・⑥412 (二九六)
吉井七郎右衛門へ琉球國ノ事情探訪ノ密
命 ⑥128 (一〇六)
高島四郎太夫御懇遇吉井七左衛門・相良
常長等ニ入門ノ命セラレシ事実 ⑥132 (一一
一)
御懇交ノ大小侯及ヒ有名ナル人士交際セ
ラレシ人名 ⑥133 (一一二)
蔵書ノ印章春叢文庫ト彫刻セラレシ因由
⑥133 (一一三)
四書五経及ヒ左伝等ノ諸書翻刻封内士民
ニ恵与シ玉フ ⑥134 (一一四)
松山隆阿弥及ヒ大山綱良密仕セラレシ事
実 ⑥135 (一一六)
灰液打紙製造 ⑥135 (一一七)
金銀鉱開掘奨励セラレシ事実 ⑥136 (一一
八)
口之永良部島エ甘庶作式開発ノ事実 ⑥
136 (一一九)
鯛網並魚油製造開カレシ事実 ⑥137 (一二
〇)
鹿兒島神社其他大社エ黄金製ノ幣奉納セ
ラレタル事実 ⑥138 (一二一)
欧文ヲ学ヒ玉ヒシ事実 ⑥139 (一二四)
水藩武田伊賀ト営中ニ於テ国事ヲ談セラ
レシ事実 ⑥140 (一二五)
西郷隆盛洋警云々御諫言ニ対シ御弁解ノ
譚 ⑥140 (一二六)
病院創設御目論見ノ譚 ⑥141 (一二七)
順聖公斉彬ノ遺事 ⑥150 (一三〇)・⑥506 (三
九四)
田原陶吉記述鈔 ⑥154 (一三一)
池田正蔵話筆記 ⑥159 (一三三)
島津忠寛君親話 ⑥162 (一三四)
福崎季連所蔵書画 ⑥205 (一四九)
堀田正信論 ⑥226 (一七〇)

三条実万公事略 ②47 (二七九)

梵鐘鑄換詔勅ニ対シ寺院由緒及ヒ寺院数

調査 ②37 (一八五)

琉球通宝鑄造御目論見古例調査 ②29 (一

八〇)

水戸侯・尾州侯登宮 ②38 (一九七)

近衛家所蔵書第一 ②71 (一九九)

近衛家所蔵書第二 ②71 (二〇〇)

近衛家所蔵書第三 ②71 (二〇一)

近衛家所蔵書第四(薩州本田播磨守申状)

②72 (二〇二)

四月五日・十一日

近衛家所蔵書第六 ②72 (二〇四)

近衛家所蔵書第七 ②74 (二〇五)

近衛家所蔵書第九 ②75 (二〇七)

近衛家所蔵書第十篤君御方御由緒 ②76

(二〇八)

伊能友欧略歴 ②78 (二〇九)

伊勢国皇太神宮社官御師大夫カ祭文 ②

315 (二四〇)

御上下年月日 ②317 (二四一)

男女御子順次 ②319 (二四三)

男女御兄弟順次 ②321 (二四四)

当時江戸流布ノ説 ②332 (二五四)

高島喜兵衛辞職 ②43 (三三三)

日下部伊三次伝 ②44 (三三六)

訥齋日下部先生墓 ②46 (三三七)

御知政中獄中空虚犯罪人寡カリシ事実

②505 (三九一)

折ニ触レ御微行民情視察セラレシ事実

②509 (三九五)

旧幕府ヲ読ム ②589 (四〇九)

遊見小草 ②590 (四一〇)

重野安繹演說筆記第一 ②591 (四一一)

重野安繹演說筆記第二 ②592 (四一二)

重野安繹演說筆記第三 ②596 (四一三)

重野安繹演說筆記第四 ②599 (四一四)

重野安繹演說筆記第五 ②605 (四一五)

重野安繹演說筆記第六 ②607 (四一六)

重野安繹演說筆記第七 ②610 (四一七)

重野安繹演說筆記第八 ②620 (四一八)

明からす ②626 (四一九)

清水寺忍向阿闍梨略伝(明からす) ②633

(四二〇)

清水寺成就院信海阿闍梨小伝(明烏附録)

②646 (四二二)

月照上人薩摩落ノ願末 ②647 (四二三)

- 日置流ノ弓術ヲ学ヒ玉フ、付同流由來概略 ㊦741(四二九)
- 高麗流ノ馬術ヲ学ヒ玉フ及ヒ御母公御薰陶ノ御詠歌 ㊦744(四三〇)
- 齊彬蝦夷地開墾目論見島津登・関勇助等へ取調御内命 ㊦746(四三一)
- 博覽強記神儒仏洋説共ニ記憶セラレシ譚 ㊦748(四三二)・㊦762(四五六)
- 人心ノ不和ハ政治ノ要ナリトノ御言 ㊦748(四三三)
- 民富メハ君富ムノ言ハ国主タル者一日モ忘ルヘカラサル格言ナリト国老等ニ訓示シ玉フ ㊦748(四三四)
- 君タル人ハ愛憎ナキヲ要トスルノ御言 ㊦749(四三五)
- 人ハ一能一芸ナキ者ナシトノ御言 ㊦749(四三六)
- 秀吉信長ニ家康秀吉ニ対シタル忍耐ハ大慮ナリトノ御話 ㊦750(四三八)
- 水戸侯・越前侯ノ御話 ㊦751(四三九)
- 「ナボレオン」・「ワシントン」カ御話 ㊦752(四四〇)
- 正成・義貞ノ御話 ㊦753(四四一)
- 既往ノ事ヲ鑑テ前途考慮云々ノ御言 ㊦753(四四二)
- 勇断ナキ人ハ事ヲ為スコト能ハストノ御言 ㊦754(四四三)
- 一癖アル者ニアラサレハ用ニ立タストノ御言 ㊦754(四四四)
- 義弘公ハ軍事ハ勿論經濟ニ御心ヲ用ヒラル、厚カリシトノ御譚 ㊦754(四四五)
- 十四五年ノ後ハ三ヶ国ヲ富国トナサントノ御譚 ㊦755(四四六)
- 天下ノ政治一変セサレハ外国ト交際スルコト能ハストノ御譚 ㊦755(四四七)
- 國政ノ要ハ衣食住ニ窮民ナキニアリトノ御言 ㊦756(四四八)
- 富田東作譚記鈔 ㊦756(四四九)
- 武州徳丸ヶ原ニ於テ高島カ洋式砲術關老見置ノ始末吉井・相良等言上ニ就テ譚 ㊦758(四五〇)
- 洋式砲術ハ幕府御直勤格式ノ者外伝授禁停ノ敕命アリシ時ノ御譚及ヒ既ニ伝授セシ人名 ㊦758(四五一)
- 理化ノ二術ハ經濟ノ根本ナリトノ御譚 ㊦760(四五二)

旧記古文書類之御譚 ⑦60 (四五三)

大集院・福昌寺ノ両寺へ一切経ノ内ニア

ル馬ノ仕付方及ヒ療病ノ説取調命セラレ

シ譚 ⑦61 (四五四)

福昌寺ニ須弥壇創設セシ玉フ ⑦62 (四五

五)

西郷隆盛御密仕起因ノ譚 ⑦63 (四五七)

伊勢・小笠原流礼式改メラレントス

⑦63 (四五八)

鎌田出雲ヲ小野寺庸齋カ門ニ入ラシメ軍

制ヲ諮問シ玉フ ⑦64 (四六〇)

藤森・塩屋・安井等ニ軍国ノ政要及ヒ海

防策諮詢シ玉フ ⑦64 (四六一)

幕吏其他各藩人物ノ人名ヲ自記シ玉フ

⑦65 (四六二)

大政一変大小吏ノ風俗方正必要ナリトノ

御譚 ⑦65 (四六三)

故閣老水野侯外国処分変更云々ノ御譚

⑦65 (四六四)

広島侯相統事件西郷隆盛へ尽力内命シ玉

フ ⑦66 (四六五)

佐賀侯ト甲冑用不用ノ御談話 ⑦66 (四六

下情上達ハ政事ノ要タリトノ御譚 ⑦66

(四六七)

対問 ⑦66 (四六八)

産物販路拡張及ヒ佐賀侯ト交易取結ノ事

実 ⑦78 (四六九)

補遺の部

正月廿六日

二月三日

三月九日

七月三日

七月五日

九月八日

十一月廿九日

島津斉彬書翰(徳川齐昭宛) ⑩44 (七五八)

島津斉彬書翰(戸塚静海宛) ⑩44 (七五九)

島津斉彬書翰(川路聖謨宛) ⑩45 (七六〇)

島津斉彬書翰(徳川齐昭宛) ⑩45 (七六一)

島津斉彬書翰(徳川齐昭宛) ⑩45 (七六二)

島津斉彬書翰(徳川齐昭宛) ⑩46 (七六三)

島津斉彬書翰(新納久仰宛) ⑩47 (七六五)

島津斉彬書翰(其氏宛) ⑩47 (七六六)

島津斉彬書翰(江夏直義宛) ⑩48 (七七七)

解題

島津斉彬ローマ字日記

原本の標題は「斉彬公御筆歐文」である。底本は、磯尚古集成館所蔵の原本である。原本は、和紙赤線野紙に横書きされており、表紙とも十一枚の横綴じである。

曾祖父重豪が、蘭癖とまで評されるほど、鎖国の中で当時の海外に眼を向けて見聞をひろめ、彼自身「君が代」のローマ字を残していることは（尚古集成館蔵）、余りにも有名である。斉彬は、この曾祖父の影響をうけて、海外への洞察眼を養い、自らローマ字にも精通するようになった。

当時は、日本国中をあげて内外共に多難な時代で、また薩藩でも、政治・外交・経済面など多事多端の時代であった。殊に、おゆら騒動（高崎崩れ、嘉永朋党事件ともいう）という継嗣問題を身近かに体験した斉彬は、その身边にかなりの配慮が必要であつたらう。されば、各方面との連絡にも特別に気を遣い、絶対秘事にすべき必要の場合も多かつたであらう。このような時はローマ字による手紙は頗る重宝であつたらう。正に時宜を得たローマ字の活用である。

本書に目を通して、斉彬のローマ字綴りを見れば、その五十音図は次の通り整理される。

なお、人名・地名など固有名詞の書出しは大文字にするのが現在の通例であるが、斉彬の場合は、その区別はお構いなく、大文字・小文字は混同して使用されている。

内容は日記式であるが、嘉永三年（一八五〇）のものと思われ、特に目を引くのは、

齊彬式ローマ字綴り五十音図

行	綴り				
ア	a	i	œ	e	o
カ	ka	ki	koe	ke	ko
サ	sa	si	soe	se	so
タ	ta	ti	toe	te	to
ナ	na	ni	noe	ne	no
ハ	ha	hi	hoe	he	ho
マ	ma	mi	moe	me	mo
ヤ	ia		ú		io
ラ	(la	li	loe	le	lo
ワ	ra				
ン	wa				n
ガ	ga	gi	goe	ge	go
ザ	za	zi	zoe	ze	zo
ダ	da	di	doe	de	do
バ	ba	bi	boe	be	bo

・笑の同類取り扱いなき故、五大堂祈禱正しく見たる者ある由なれば、いかがと存じ候事、
 ・その他ゆら一条、中将様より伺い候由、三位様よりも御書き付け下されあるとの事、
 で、前者には調所笑左衛門の名も見え、呪術祈禱のことも取り上げられている。後者には騒動の張本人ゆらの名も見えて興味深い。

さらに、文中に
 本をのやをりこは一ゆきらてのや

これと之従ニ来め世やまちにてとも

と、日本字で書かれた部分があるが、残念ながらこの解読はできない。隠語でもあろうか。

照国公日記

底本は、旧島津家編輯所、現東京大学史料編纂所蔵の影写本である。奥書に「百永亨所蔵」とあるが、不詳。照国公はもちろん斉彬であるが、その安政元年（一八五四）正月元日から二月二十四日に至る日記である。このうち正月二十一日〜二月二十四日までの分は、本書所収の「山田壮右衛門御供日記」の嘉永七年参府御供日記と重複している。

内容的に見れば、正月十七日の条に

一五時供揃ニテ騎馬吉野へ参ル、当年番三番組・六番組調練ヲ見ル、夫ヨリバタイロン二組ノ調練見ル、
初度大将駿河、バタイロン登ナリ、

周防・兵庫・日置・宮ノ城・都城等皆々被参候事、

一八ツ半時相済テ騎馬磯へ参ル、反射炉・高竈・蒸気船イロハ丸等見分イタス、反射炉火ヲ入ル、鉄溶化ス
ルトイヘトモ温気甚敷鑄込不調候、

とあり、前条は、この日吉野原における西洋式調練を藩主自ら見分している。島津久光・加治木領主島津久永・日置領主島津久徴・宮之城領主島津久治・都城領主島津久本らのお歴々が随従している。後条は、磯集成館における近代科学工業施設の見分である。反射炉の動きは不調であった。

さらに、二月六日の条に

一長崎三人ノ者大坂へ遣候様申付ル、

とある。これは先に長崎へ留学していた三人、すなわち府下士有馬洞雲・谷山士小倉武昌・郡山士岩崎俊斎の三人を、さらに西洋医術習得のため大坂の青木周鼎の門に送る藩命である。彼らに対する期待が大きく、藩主自らの日記に取り上げられたのである。

内訌紀

底本は、旧島津家編輯所、現東京大学史料編纂所蔵の影写本である。島津家で編集した「島津家国事鞅掌史料」の中に「斉彬公史内訌紀」として、高崎崩れから斉彬家督に至る一連の内訌記録を抽出したものである。十二部から成り立っているが、第十二部の冒頭に

○甲囊書付

嘉永二酉三戌、薩藩士混雜之一件之書面類、不得止令關係候間、枢要之分耳、後來為見合残置もの也、

○乙囊書付

嘉永三戌より同亥年迄、薩摩守斉彬殿家督之入組候訳有之、近親衆預頼談兼々親交之中不得止致關係、首尾能相濟候前後、往復諸家文通数十通之内十分之一残置候、後來大家の面倒推知すへし、

とあって、本書成立の趣旨が明快に語られている。すなわち、斉彬の家督については、色々と入り組んだ訳があつて、藩中は混雜した。これらに関する書類は数多いが、關係往復文書の内枢要と思われる十分の一を残し置くといふのである。

第一部には冒頭に次のようであつて、高崎崩れの犠牲者高崎五郎右衛門の忌日に當つて所懐が述べられてい

る。

○先考遺言 嘉永二年酉十二月三日

(高崎) 五郎右衛門

おとめ殿

左太郎殿

○先考肖像賛

高橋は姓藤原、名温恭、通称五郎右衛門、享和元年辛酉七月五日生、父親勝、母知識氏、妻新納氏、二男正風、

万延元年庚申七月

堀 重秀拝撰

後伊地知貞馨ト改称ス

○巍山翁忌日謹賦二章奉奠祠前

田 中 庸拝稿

○歳寒後凋

仁和寺宮純仁

○老松の図 明治辛未孟夏 越中画人石川吳山

(越中山人)

○父君の十七回忌(正風主催)

寄雪懐旧の題

君しのふたもとにかゝるしら雪は 大久保利通

なミタの露のこぼるなるらむ

しら雪の消し人こそかなしけれ 税所 敦子

埋れぬ名をきくにつけても

歳寒松操頭、濁世毒清賢、 西郷 南洲

対雪無窮成、空過十七年、

しら雪のふりにしそらをはるかにも 藤原正風

おもひいて、はかきくらしつ、

第二部では、井上出雲守（鹿児島諏訪大明神主職）が筑前領内へ逃げ込み、薩州より渡し方を請求されるが、筑前藩主黒田斉博はこれに応じない。この経過が丹念に記されている（黒田斉博手留）、巻末に

將曹・平・仲三人吞込居候得へ、決して大隅守不存との事、右にて万事三人并大奥女中老人、申合せ取計候事、弥以致明白候、

とあるが、將曹は家老島津久徳、平は伊集院平、仲は吉利仲、大奥女中はゆらを指すものであり、一味の謀議が浮ぶ。

第三部では、嘉永三年（一八五〇）四月二十八日黒田斉博より伊達宗城への書翰を載せ、その冒頭に

一 仲・平より申越候書面類、大体虚文多く御座候得共、彼方ニても余程吟味いたし候文面と相見へ、理も非も申なし候儀不少、其上前後不拘り之事も有之候間、得と御熟覽可被下候、随分宜敷書綴居候得共、根元偽之儀ハ自然ニ相分居候哉奉存候、

とあって、謀議一味を批判し、最終的には「根元偽之儀ハ自然ニ相分居候」と確信している。

第十一部では、嘉永四年（一八五二）十一月二十七日斉彬より伊達宗城への書翰に、

昨夜は芳翰忝奉存候、愈御清栄奉賀候、然は本願差出之都合よろしく、種々御配慮被成下候故と別て忝奉存候、本願日限之義、廿九日晦日之内にて宜敷との事ニ御座候て、折角廿九日と存候へ共、明夕内見ニ差出候
 善候よしニ御座候、福岡より小子江も内書参申候、大安心之旨……………

とある。文中の本願は斉興退隱を、福岡は黒田斉濟を意味する。斉興退隱の日限まで具体的に計画している周到さが見える。

同じ第十一部に「伊達宗城・阿部正弘對話覚書」として次の通り記されている。

一大隅守此度願之通隱居有之ニ付、以後は国政向並に中山之所置、滯留異人杯之儀、内外之諸務一切不被差構方可然、且隱居後は高輪屋布江転住可有之と存候、もし湯治被相願、下国之舍にも候ハ、四五年之所ハ左様無之方可然と存候間、右等之儀心付内々申達候事、

(傍点ハ伊達宗城朱筆ニ係ル)

とあり、斉興隱居後の身の振り方まで指示確認されている。すなわち、政治向の事やその他内外の諸務には一切タッチするな、高輪屋敷に転住し、湯治目的の下国も当分の間差控えよというのである。

順聖公御事蹟并年譜

底本は、旧島津家編輯所、現東京大学史料編纂所蔵の影写本である。参考として京都大学尊攘堂所蔵本という善本があったので、これによって校訂を加えた。開巻冒頭に著者伊地知季安の名が見え、漢文体の年譜である。季安の例の通りの難解な漢文であるので、句読点をつけることは省略した。

伊地知季安の略伝について、南日本新聞社編の「鹿兒島大百科事典」には

伊地知季安 いぢちすえやす 一七八二(天明二)～一八六七(慶応三)。幕末薩藩の漢学者・歴史学者。小十郎・潜隠・季彬。『事蹟』に「すえなが」とよむ。鹿児島伊勢貞林家に生まれる。二〇歳で伊地知季伴の養嗣。従兄に本田親孚あり。早く『御歴代歌註解』を著す。一八〇八年(文化五)秩父季保事件に連坐、喜界島に遠島、一八一一年(文化八)赦免、帰鹿後も閉居、仕官を許されず。不遇の中で学問に専念。『雲遊雜記伝』『漢学起源』『南聘紀考』『寛永軍徴』等著書多数。『管窺愚考』は島津斉宣・斉彬によって賞詞をうけ、『島津御莊考』と改名。一八四七年(弘化四)六六歳にて仕官の禁をとかれ、御徒目付、軍役方掛。翌年記録方添役。一八五二年(嘉永五)藩主斉彬の知遇をうけ記録奉行となり、古文書の収集整備、島津家々譜編纂考証に尽力。晩年は領国中寺社見分、島津忠久の出生について考証。一八六四年(元治元)町奉行格。墓は鹿児島興国寺墓地に子の季通の墓とともにあり。季通は父の遺志をつぎ『旧記雜録』を大成した。とあり、彼の略伝が明快に語られている。

藩主斉彬の詳細な年譜であるが、斉彬の事蹟を補うものとして重要である。以下筆者の目に触れた興味点を列記する。

・弘化三年(一八四六)の末尾に

少将様西目海岸御巡見之序日記書取

として、家老川上筑後から著者伊地知小十郎宛の書翰を載せている。

・嘉永四年(一八五一)七月の条に

〔郎脱之〕

七月二十九日、琉球護送土佐国萬次等三人、回自_{〔符之〕}仏国者来于本府、置之於西田町、萬次郎曰十三四年前釣于

土佐海、為颶所漂到仏国岸名送年齢幸如此云、

とあり、土佐藩の船頭中浜万次郎をわが薩藩に雇用した記事である。

・嘉永五年（一八五二）正月十八日の条に

輸金五万仟百兩献泉官助造營日光廟工料、

とあり、幕府の日光廟造營工料として五万余兩という莫大な金を献上している。

・嘉永六年（一八五三）十一月十三日の条に

十三日、発憩湯村、小憩于古里農民善四郎家、而駕船如瀬戸村、時方製造大砲船於其海渚、公蒞觀之、竣渡

垂水海瀉岸、憩其別荘夜舍于邑別館、

齊彬が大隅巡見の途次、当時大砲船の製造中であつた瀬戸村を訪れている。

・安政元年（一八五四）七月朔日の条に

前此公得大家許、乃命三原藤五郎、御船奉行橋口李左衛門、田原尚助等、製造大砲船二十四間二十間各一艘及蒸氣船於隅

州牛根郷、此日起功、

とあり、例の昇平丸の起工式を牛根郷であげ、三原藤五郎をはじめ橋口・田原らがこれに関係した。

・同年九月二十八日の条に

公奉大家命製造於牛根之大砲船至此竣功、記預事姓名於其檣、名曰昇平丸凡長十五歩、

・同年十二月十三日の条に

前此所造大砲船成、始自櫻島來府下浜、凡長十五歩、横四歩余、受米二千五百石、左右砲門各置十挺、觀者

甚多、

・同月二十四日の条に

国老始駕親大砲船莅試発砲、

・安政二年（一八五五）正月二十三日の条に

御三役等多駕親者、命曰昇平丸、黒帆裾、

・同年二月十三日の条に

使御船奉行石原龍助駕其船、発自前浜如山川港颯東洋、

・三月十八日の条に

始至江戸、奥州儒臣大槻平治此船乃為詩曰

四海三櫓我一櫓 驚看新造擬西洋

只応直筆伝千載 日本軍艦是濫觴

・九月二十八日の条に

既至江戸、故此日獻昇天丸〔平カ〕於大家、備 皇国守衛、

とあり、わが薩藩で鋭意製造した昇平丸が竣工して江戸湾に廻航され、都下人士の注目を浴びた様子が克明に記されている。幕府へ献上された昇平丸が皇国守衛の大任についたことはもちろんである。

・安政五年（一八五八）七月二十日の条に

二十日、公竟薨于府城、

と斉彬の逝去は簡単に取扱っている。

なお、末尾に斉彬公御三役として、家老・若年寄・大目付の氏名を列記し、さらに明治十九年黒岡久直一帯を経て、上村休介が調査したことを記している。

豎山利武公用控

底本は、旧島津家編輯所、現東京大学史料編纂所蔵の影写本である。一四冊から成る大分量のもので、その区分は次の通りである。

- 一、自安政元年四月二十一日 至七月二十五日
- 二、自安政元年七月五日 至九月十二日
- 三、自安政元年九月十五日 至二年正月二十九日
- 四、自安政二年二月朔日 至五月二十六日
- 五、自安政二年五月二十七日 至七月二十九日
- 六、自安政二年八月朔日 至十月四日
- 七、自安政二年十月十一日 至十一月二十三日
- 八、自安政二年十一月二十四日 至十二月二十九日
- 九、自安政三年正月朔日 至二月十七日
- 十、自安政三年二月十八日 至四月十五日
- 十一、自安政三年四月十七日 至六月晦日
- 十二、自安政三年七月朔日 至八月三十日
- 十三、自安政三年九月二日 至十二月二十三日
- 十四、自安政三年十二月二十三日 至四年三月二十一日

以上の通り安政元年（一八五四）四月から同四年三月までの、斉彬側役豎山利武の公用控である。

著者豎山利武の人物については「西郷隆盛全集」（第六卷三八二頁）によれば

薩摩藩士。名は利武。藩主側役を勤めた。安政五年井伊直弼によって安政の大獄が断行されるや、水戸・薩摩両藩の志士は東西一度に兵を挙げて幕府の奸吏たる老中間部詮勝らを襲撃しようとして企てた。薩摩の堀仲左衛門・有馬新七はこの義挙に最も熱心で種々画策したが、堀は帰国して藩論をまとめようとし、有馬は京都に留り、三条実方に建白し、また藩の側役豎山武兵衛を通じ藩主忠義に挙兵の大意を述べて忠義に取り次ぐように求めたが、藩重役の容れるとはならず、かえって新七は直ちに帰藩すべき敝命をうけ、翌六年正月帰国した。また安政六年十二月大島潜居中の西郷宛大久保書翰にも斉彬時代の家老島津久徴を再び家老に登用しようとしたところ、家老新納久仰と側役豎山武兵衛がこれを邪魔したことを報告しているが、新納・豎山などは保守派といえる。

とあり、豎山利武の人物が詳細にわかる。

次に内容的に見れば、公用控二の安政元年（一八五四）の七月二十八日の条に

三島砂糖（大坂における）

年度 利益分

弘化元 一九三六八八両

二 一二三一五四

三 一一八〇一七

四 一七七四一四

嘉永元 一四四〇三九

二 一四五八五三

三 一五八〇五一

四 一四六九五三

五 一六六六六七

六 一一九三四一

と莫大な利益分を紹介している。

さらに、公用控三の安政元年（一八五四）九月十八日および十月二十四日の条に

九月十八日の条

一三原藤五郎初、肥後七左衛門其外遂氣船江乗込之儀、奉行所江願出候処御免有之、就ては誓詞被仰付事之由にて、調相濟、三原義は忝度乗込、肥後・梅田杯は両度乗込候由、勿論蘭館へ心得居候蘭人も有之候由、為質問差越儀出来候哉ニ付、願書差出賦之由藤五郎より申越候、

十月廿四日の条

一今日澁谷御屋敷におひて、百五十封度御製造被仰付候事、

とあり、蒸氣船の製造について詳記されている。

さらに、安政元年十月二十五日の条に

一当年新酒造入方ニ付、去年通惣石六千五百石、内四千石御城下、式千五百石諸郷私領へ造入御免被仰付、且亦御府内焼酎屋八拾五軒、壹軒ニ付六拾石ツ、米高五千百石、諸郷私領焼酎屋百七拾八軒、壹軒ニ付五

拾石ツ、米高八千九百石、惣米高壹万四千石造入御免、左候て十二月限煎仕舞候様被仰付候旨、右兩人より問合相達候、

とあり、当時の焼酎製造の状況がわかる。兩人とは、友野市助・福崎助八の兩名を指す。

なお、十二月九日の条に

一当年御金繰之義、大坂表別て不繰合御座候由にて、豊後殿へ菱刈七左衛門より申越候間合入 御覽候、尤御国許ニても諸払等致払底申候ニ付二万兩程、并当年給地高御買上米代も五千兩余ニ及申候由ニ付、二万五千兩大坂より御差下し御座候様、御趣法御用人より申越候得共、全御手当金も無之候付、新御借入ニても可被仰付、七左衛門より申越候由、就ては爰元ニて錫引当ニいたし候ハ、随分壹万兩余は差出可申者も可有御座由候得共、右は壹割利足ニて限月も早く、其上札銀扨込計出方ニも及申候由、夫よりも大坂御銀主共江出銀被仰付候ハ、何様可被為在哉申上候処、其方宜候ニ付左之通申越せとの趣は、今度公義より大砲船式艘製造方被仰付候付、おのつから代金御下ケニ可相成候、其節御返し可被成候間、出銀いたし候様申越候ハ、宜との 御沙汰ニ付、其趣豊後殿へ御達申置候、

とあり、当時の御金繰りのことが詳細に記され、皆んなで金策に苦勞したことがわかる。

なお、三年（一八五六）正月二十六日の条に

一右大船之名未無之候間、名無之候ては不相済と 御沙汰被為在候付、則調へさせ可申旨申上置候て、田中仁右衛門へ相達候処、段々名書付同人より差出候ニ付入 御覽候処、右之内昇平丸と有之候方宜との 御沙汰ニ付、其通仁右衛門へ相達候、

とあり、大砲船も昇平丸と命名することになった事情がわかる。

さらに、公用控七の安政二年（一八五四）十一月八日および二十一日の条に

十一月八日の条

一御献上ニ相成候昇平丸十月廿日長崎へ到着候処、在番かひたんより通詞品川藤兵衛を以、初て之御製造ニは誠ニ致感心、就ては蘭国江御注文之船も有之候処、日本ニて右通御造立出来、下料ニて御成就相成候事候ハ、却て日本ニて御造立御弁利可宜候間、右之通御入目料かひたん心得まで御しらせ給様藤兵衛申出候由、此間合入 御覽候処、右之代料御届相成居候事故随分爲知候ても苦敷間敷との 御沙汰被爲在候、井上庄太郎より承候、

十一月廿一日の条

一八ツ後被爲召候ニ付、罷出候処、御膳并饅蒲焼御下抔頂戴被仰付候、外ニ早川五郎兵衛・山田壯右衛門其外御医師段々罷在候、

とあり、薩藩製造の昇平丸が幕府に献上される事情がわかる。

なお、公用控八の安政二年（一八五五）八月二十九日の条に

一有馬新七事学問稽古として致出府候処、当詰被仰付、御作事方下目付被仰付候旨、筑後殿より御同役方江御問合有之入 御覽候処、右之取計不宜候ニ付、新七事糺合方江隔日、又は二日置ニても罷出致指南候様被仰付候旨、伯耆殿江相達置候、

とあり、寺田屋事変の有馬新七のことが記され、全く興味深い。

さらに、公用控九の安政三年（一八五六）の正月五日の条に

蒸気船之儀は、とかく工合不宜候段達

御聽候処、左様ニも可有之 思召ニ被為入、既ニ肥前様ニても反射炉御発起ニは、十八返も造り替ニ相成候との事故、中々一度にて成就是有間鋪候間、蘭書等山田正太郎へ吟味為致候て、幾度も器具造替候工夫可致旨被仰付……

とあり、蒸氣船製造に大いに苦勞した模様が記されている。

さらに、公用控十の安政三年（一八五六）二月二十八日および三月二十七日の条に

二月廿八日の条

御国許御製造蒸氣船精微工夫吟味を尽幾度も造替候様被仰越候、福崎御受、

三月廿七日の条

伊集院藤九郎

於磯御茶屋内御製造相成候硝子竈并反射炉掛被仰付候間、掛中申談御都合能可取計旨可申渡旨申越候処、藤九郎へ申渡候処御請申出候、左候て助八江も相達置候旨名越より返答、

とあり、蒸氣船製造の吟味や反射炉などの製造に一方ならぬ苦心をしたことが明記されている。原文中の福崎は福崎助八を、名越は名越彦太夫を指している。

さらに、公用控十二の安政三年（一八五六）七月十日および七月十六日の条に

七月十日の条

一晒壹疋ッ、

竹下 覺之丞

肥後七左衛門

一金千疋

宇宿彦右衛門

一同千貳百疋

梅田市藏

一同五百疋ツ、

岩切仲左衛門

右は蒸氣船井テレガラーフ御出来ニ付骨折として被下候ニ付、竹下覺之丞へ惣名代引渡候事、

中村源八

中村彦助

七月十六日の条

一井上庄太郎へ、蒸氣船井テリガラーフ御成就相成候ニ付骨折可被下との

御沙汰被為在候付、左様御座候ハ、御染地氈反・子可被下哉申上候処、其通被仰付候付相下り候上、猶又

左之御品書付山田壯右衛門を以奉伺候処、伺通被仰付候、

同日の条

一御染地氈反

越後縮

一金子千三百疋

井上庄太郎

右は蒸氣船御製造井テリガラーフ御成就ニ付、骨折として被下之、

とあり、蒸気船等の製造に尽力した者への褒美が記されている。

さらに、公用控十三の安政三年（一八五六）十一月三日の条には、御用船大元丸関係者の名が見える。すなわち、三原藤五郎・井上庄太郎・竹之下覚之丞・中村源八らである。

最後に、公用控十四の末尾に

公用控及公私控者。

順聖公御側役。豎山武兵衛利武。所手記。以其自筆原本。写之別為十四冊。起于嘉永七年寅七月廿五日。終

于安政四年己三月廿一日。按利武自以嘉永二年十一月十二日為

公御附時以御側御用人行御側役事。至安政五年

公薨時。奉職于公側。凡十一年云。

明治廿八年六月編集掛平田宗高誌之。

とあり、島津家編集掛の平田宗高が奥書をしている。

山田壮右衛門御供日記

底本は、旧島津家編輯所、現東京大学史料編纂所蔵の影写本である。次の四部から成っている。

- 1、嘉永四年の下潟御巡見御供日記
- 2、〃 五年の参府御供日記
- 3、〃 五年の花尾神社御参詣日記
- 4、〃 六年の御下国御供日記

〃 〃 の齊彬公向瀉御巡見御供留

〃 七年の參府御供日記

齊彬の側近役であつた山田壮右衛門の日記である。

筆者山田壮右衛門の略伝は「西郷隆盛全集」(第六卷四三八頁)によれば

文化十〇明治十六(一八一三)〇八三)

薩摩藩士。島津齊彬側近。名は為正、初名新之助。文化十年七月十四日生まれる。父は屯、為範、母は早川千竈の三女於寿尼。九歳の時小姓、十一歳で重豪付となる。重豪死後小納戸見習、家格一代新番、天保九年齊彬付小納戸見習奥小姓となり、以後安政五年齊彬死去まで齊彬に近侍する。嘉永三年齊彬付小納戸、刀番となり、翌年の齊彬の初入部およびその藩内巡視に従い、同六年一代小番で齊彬の帰国に従う。安政四年小納戸頭取となり、同年の齊彬帰国に従うが、同年定府御免となり、造士館掛、演武館掛となった。翌年納戸奉行兼務となり、この年七月齊彬の臨終をみとるが、臨終の模様を「為正明細日記」に記している。翌六年直触、小納戸頭取、以後納戸奉行、御用取次見習、船奉行、道奉行となる。明治九年西郷が羽二重織を依頼した山田壮右衛門はこの人であろう。同十六年一月二十七日没。年七十一。と詳記されている。

第一の「下瀉御巡見御供日記」であるが、嘉永四年(一八五二)十月二十一日府城出立、伊集院―伊作―加世田―坊津―穎娃―指宿―谷山を経て十一月二十五日帰城した。指宿では二十余日滞在しているが、この間好きな入浴を楽しんだことであろう。この巡視に随従した御供日記である。

次の二条は途中での出来事として興味深い。

・十一月二日、晴、六ツ半時山川御先江出立、指宿湊之濱崎太平次所江着、

・十一月十六日

一 太平次子供江金米糖一箱持参にて遣す、

第二の「参府御供日記」は、嘉永五年（一八五二）八月二十三日鹿兒島出立、十月九日江戸着の斉彬参府御供日記である。八月二十八日、八代における条に、珍らしい構造の雪隠を見聞して驚いている。恐らく西洋型トイレであったのであろう。また、銭湯の湯壺前の板に高時絵を描いてあるのを見て「駅の者、三都に優る商賈」と驚嘆している。

第三の「花尾神社御参詣日記」は、嘉永五年（一八五二）のもので、斉彬家督後初めての参詣である。お供したのは御側役山口直記・御納戸奉行大野清右衛門・御小納戸山田壮右衛門・奥医師二人らであった。

第四の「御下国御供日記」は、嘉永六年（一八五三）のもので、五月二日江戸出立、六月二十二日鹿兒島着となっている。

「斉彬公向瀉御巡見御供留」は、嘉永六年十一月十二日出立、桜島―垂水―花岡―高須―大根占―伊佐敷―小根占―大始良―高山―内之浦―志布志―末吉―都之城―高岡―野尻―小林―加久藤―栗野―霧島―国分―加治木―蒲生―着城の向瀉巡見の御供日記である。この中で、十一月十八日の条に

一 伊佐鋪五ツ時 御立、同所竜眼樹・荔枝など御植付相成居候御圈内 御覽、

とあって、藩營の佐多菜園を巡見している。

「参府御供日記」は、嘉永七年（一八五四）のもので、正月二十一日鹿兒島出立、三月六日芝御屋敷着の御供日記である。途中二月晦日の条に

また不快之児も有之、奇應丸与へ遣候事、

三月二日の条に

子供江も菓子また奇應丸など与ふ、

とあって、当時既に小児薬として奇應丸が珍重せられていたことがわかる。

山田為正明細日記

底本は、神奈川県茅ヶ崎市在住の山田三次氏所蔵の原本影写本上下二冊である。

山田為正なる人物については、本書開巻の冒頭に

為正トシマサ始トシマサ為トシマサ徳トシマサ新トシマサ之トシマサ助トシマサ 屯 壯右衛門 玄齋

御小姓 奥御小姓 御小納戸見習 御小納戸御刀番 御小納戸頭取 御馬預 御小納戸頭取 御納戸奉行

御用御執次見習 御舟奉行 代々新番 一代小番 為範之嫡男 文化十年癸酉七月十四日於

東武高輪御屋鋪生ル

母は早川千竈兼道之三女

と記して、その経歴の詳細がわかる。

内容的に見れば、安政五年（一八五九）七月、斉彬が死去した当時の模様が、克明に記載されている。

「斉彬公御逝去、御遺言御執次并剃髮願、御葬式御供」〔朱カキ〕

一 安政五年戊午七月

太守齊彬公去ル十日方より御不列被為 入候処、御痢疾之御容体被為成、御内実は七月十六日朝六ツ時前

御逝去被遊候て奉恐入候、右御大切涯十五日夜中拙者御病床江被為 召、此節は兎角 御全快被遊間鋪と被思召候にて、 御万歳後之御用向段々御沙汰被成置、殊ニ 御家督之御儀、其外別して重大成御用向、明日御家老島津左衛門・新納駿河・御側役豎山武兵衛被為 召、 御直ニ御遺言被成可被為置被思召居候處、何分御大病被為成候付、壯右衛門より右三人江委細申聞候様ニとの 御沙汰にて、数ヶ条御平常通奉承知何共恐入次第奉存候、左候て無程 御逝去被遊候、依之即刻右三人御病床涯御小座江招呼、 御遺言之御箇条委細申達候事

一 御遺言之内 御手元江被召置候大切成 御内用向御書附類、忽て下拙拜見致し早速焼捨候様ニとの御事にて、御側ニ被召置候御側簞笥之鍵 御直ニ御渡被遊候間、其段も御家老方、御側役江届申出、御長持式ツ計翌日於御庭先焼捨候事、

一 御法号

順聖院殿英徳良雄大居士と奉称候、

一 七月廿三日福昌寺江 御内葬、其節御脇指之役にて 御棺之御右江御供相勤候、

一 八月五日夕七半時 御葬式、剃髮葬衣にて前条同断、御脇差之役にて御供相勤候、

右ニ付左之通追々奥向一統願出候處、御小納戸頭取にて拙者、御小納戸にて伊集院中二願之通被仰付候、駿河殿御差函、御側御用人有馬舍人御取次、其外御側役勤一役言人ツ、剃髮御供被 仰付候、

口上覚

私事御小納戸頭取御役被仰付置難有相勤申候處、 御逝去ニ付ては誠以恐入次第奉存候、是迄段々難有奉蒙 御厚恩候ニ付、 御葬式之節剃髮仕御供仕度奉存候間、何卒御免被仰附被下度奉願候、此旨被仰

上可被下儀奉頼候、以上、

七月

名

右江御張紙を以、駿河殿より願之通被仰付候段被仰渡候、

一御葬式相済翌日

口上覚

私事此節 御逝去ニ付御葬式之節剃髮仕御供相勤趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

八月

名

右之通御側御用人を以伺出候処、是迄之通相勤候様御取次口達ニて被仰渡候付、其儘相勤候事、

その他、文久三年（一八六三）七月の条には、薩英戦争の様相が生々しく記され、その類焼状況などが詳細にわかる。

同廿三日、此節類焼ニ付触有之、左之通大番頭方江差出候事 書役海江田善右衛門 江覚四郎致持參候事

覚

一家作一軒 土地込百貳拾枚敷余

一長屋一軒 右同 拾六枚敷

一板倉一軒 貳拾枚敷 二階附

一物置一軒 六枚敷

一鎧 貳領 陣羽織其外小道具相添

一鉄炮三挺 要具相添

一 釵筒壹挺 同断

一 短筒三挺 同断

一 刀大小拵付 三拾腰計、白木鞘入三刃

一 馬具類 五通り計

一 駕籠三挺

一 懸物 四五拾幅

一 父子上下袴、其外夏冬衣類不残、出火当日着用之分相残る

一 家内三人夏冬衣類内少々相残る

一 冬夜具不残焼失

一 米壹石計

一 塩噌類其外不残焼失

一 家内上下拾貳人

一 持高百五拾石余

右之通御座候、此段申出候、以上、

亥七月廿四日 一代小番名

鹿児島県史料編さん関係者

顧問

聖心女子大学講師
前早稲田大学教授
東京大学教授

大久保利謙
竹内理三
新田英治

委員

桃園恵眞
四本健光
桑波田興
山下千本
田島秀隆

原口味虎雄
五味克夫
村守次
芳野即正

館長
副館長
調査課
史料課

新坂新納教義
坂口徳幸
晋口哲哉
若松三重子
田中三代子
新山真代

吉元正幸
黒木さとえ
久木田愛子

鹿児島県史料

齊彬公史料第四卷

昭和58年12月1日 印刷

非売品

昭和59年2月20日 発行

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿 児 島 県

印刷所 凸版印刷株式会社
東京都台東区台東1丁目5番1号